

令和7年第3回若狭町議会定例会会議録（第2号）

令和7年6月24日若狭町議会第3回定例会は、若狭町議事堂で再開された。

1. 出席議員（14名）

1 番	中 村 美 穂 議員	2 番	檜 鼻 貴 博 議員
3 番	速 水 真由子 議員	4 番	松 本 弘 康 議員
5 番	久 保 幸 子 議員	6 番	岩 本 克 己 議員
7 番	谷 川 暢 一 議員	8 番	川 島 富士夫 議員
9 番	倉 谷 明 議員	10 番	増 井 文 雄 議員
11 番	藤 田 正 美 議員	12 番	熊 谷 勘 信 議員
13 番	辻 岡 正 和 議員	14 番	北 原 武 道 議員

2. 欠席議員

な し

3. 職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局長 旭 明 男 書 記 堀 田 美名子

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	渡 辺 英 朗	副 町 長	二本松 正 広
教 育 長	松 宮 毅	総 務 課 長	竹 内 正
会 計 課 長	石 倉 治 夫	観光まちづくり課長	池 田 和 哉
税務住民課長	松 宮 登志次	環境安全課長	中 村 辰 也
福 祉 課 長	中 村 和 幸	子育て支援課長	原 田 太 輔
健康医療課長	田 中 啓 司	建 設 課 長	飛 永 浩 志
上下水道課長	吉 村 卓 也	農林水産課長	岸 本 晃 浩
パレオ文化課長	中 西 みや子	歴史文化課長	吉 村 卓 也
教育委員会事務局長	山 本 裕 之		

5. 議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 一般質問

(午前 9時15分 開会)

○議長（熊谷勘信議長）

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は14名です。

定足数に達しましたので、会議は成立しました。

これより、本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりです。

これより、日程に従い議事に入ります。

～日程第1 会議録署名議員の指名について～

○議長（熊谷勘信議長）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、5番、久保幸子議員、6番、岩本克己議員を指名します。

～日程第2 一般質問～

○議長（熊谷勘信議長）

日程第2、一般質問を行います。

一般質問は8名の皆様から通告がありました。簡潔な質問、答弁をお願いします。

一般質問の順序は、9番、倉谷 明議員、6番、岩本克己議員、5番、久保幸子議員、8番、川島富士夫議員、3番、速水真由子議員、1番、中村美穂議員、10番、増井文雄議員、14番、北原武道議員の順に質問を許可します。

9番、倉谷 明議員。

倉谷 明議員の質問時間は、10時17分までとします。

○9番（倉谷 明議員）

おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、通告書のとおり質問させていただきます。

2期目の町政運営を担うことになりました渡辺町長、まずは当選おめでとうございます。様々な課題が山積しています。大変厳しい町政のかじ取りと町民の心を束ねて、負託に応えていただきますようよろしくお願いいたします。

私からは、大項目2点の質問をします。

まず1点目です。

さきの町長選挙では、渡辺町長は公約の一つに、「災害に強い道路整備と治水の促進」を掲げられていました。災害に強い道路整備と治水対策の具体策と、その実施時期につ

いて、町長のお考えをお伺いします。

そこで、激甚化、頻発化する災害から速やかに復旧・復興するためには、道路ネットワークの機能強化が必要との考えから、発災後おおむね1日以内に緊急車両の通行を確保し、おおむね1週間以内に一般車両の通行を確保することを目標として、災害に強い国土幹線道路ネットワークを構築するとした「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の位置づけで整備されている事業は嶺南地域にはありますでしょうか。

○議長（熊谷勘信議長）

飛永建設課長。

○建設課長（飛永浩志課長）

それでは、御質問にお答えをいたします。

「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」は、気候変動による気象災害の激甚化・頻発化及び南海トラフ地震などの大規模地震が切迫していることや、高度成長期以降に整備されましたインフラが一斉に老朽化している状況を踏まえ、国土強靱化の取組をさらに加速化・深化させるために、令和2年12月に閣議決定をされております。

加速化対策では、123の対策につきまして中長期の目標が定められており、令和3年度から令和7年度までの5年間で、重点的かつ集中的に取り組んでいくこととなっております。災害に強い国土幹線道路ネットワークの構築は123の対策の一つで、高規格道路と代替機能を発揮する直轄国道とのダブルネットワークの強化などを推進するものであり、その確実な実施のために、これまで嶺南地域における国道及び県道改良事業などに加速化対策予算が立てられております。例を挙げますと、嶺南では9つの事業が実施されており、その中で、若狭町域で実施されているのが鳥浜地係の国道162号の道路改良工事や、常神から遊子間の一般県道常神三方線道路改良工事が災害に強い国土幹線道路ネットワークの機能強化実施のための加速化対策予算で整備を進めていただいております。

○議長（熊谷勘信議長）

倉谷 明議員。

○9番（倉谷 明議員）

ありがとうございます。「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」は、国が主導しての大規模な事業で、若狭町には該当箇所がないのかと思っていました。勉強不足でした。

渡辺町長は、「町民の命と暮らしを守りながら、希望の持てるまちづくりを皆さんと

進めてまいりたい」と今回の選挙で再選を果たされたときに決意を語られました。若狭町では、町民の命と暮らしを守る上で特に心配されるのは豪雨による水害リスクではないかと私は思います。これまでも、町内で冠水や土砂崩れが発生し、日常生活や産業に大きな被害をもたらしました。中でも、河川の氾濫では広域に、広範囲にその影響が及んでいます。近年の線状降水帯による豪雨が多発傾向にある中、根本的な治水対策の遅れが指摘されています。その一つが、早瀬川水系の流域治水です。水月湖から日本海への放水路整備により三方五湖の水位上昇に伴う浸水被害を防止するプロジェクトです。氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策として、湖岸堤、放水路、河川しゅんせつ、堤防強化を掲げています。

もう一つは、北川水系の流域治水です。氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策として、河道掘削、堤防強化、堤防拡築、河道内樹木伐採を掲げています。実際に被害が発生している箇所は、今掲げましたところだけではありません。台風などの豪雨で近年、平成23年5月、平成25年9月、平成29年10月の冠水や土砂崩れで通行止めになった箇所を把握して、それへの恒久対策がなされたのは何か所ありますでしょうか。

○議長（熊谷勘信議長）

飛永建設課長。

○建設課長（飛永浩志課長）

それでは、御質問にお答えいたします。

近年の大きな災害としましては、平成23年5月の台風2号、平成25年9月の台風18号、平成29年10月の台風21号があります。これら災害によって通行止めになった箇所のうち、対策がなされた箇所は4か所ございます。平成23年台風2号の影響により、県道常神三方線の神子におきまして、2か所で土砂崩れが発生し通行止めとなったことにつきましては、平成26年7月6日に神子と小川をつなぐ神子トンネル及び令和5年3月11日に常神と神子をつなぐ常神トンネルが供用開始されたことで、安全な交通が確保されております。

また、平成25年の台風18号の影響により、国道27号の三方におきまして、隣接する山の斜面から土砂が流出し通行止めとなったことにつきましては、令和2年度に清水川砂防事業及び美の越川砂防事業が完了し、土砂災害への対策が講じられております。

そのほか、平成25年の台風18号の影響により、若狭梅街道の鳥浜から生倉において冠水が発生し通行止めとなったことにつきましては、平成25年度から平成26年度にかさ上げ工事が行われ、冠水への対策が講じられております。なお、平成25年の台風18号の影響により、県道常神三方線の遊子におきまして土砂崩れが発生し通行止め

となったことにつきましては、現在、小川と遊子をつなぐトンネル工事を福井県によりまして進めていただいているところでございます。

○議長（熊谷勘信議長）

倉谷 明議員。

○9番（倉谷 明議員）

ありがとうございます。近年の気候変動による豪雨、豪雪などの自然災害にも対応できる5か年加速化対策の強い道路ネットワークに加え、過去には北原議員、辻岡議員などが取り上げられました原子力災害時の広域避難ルート、大規模地震の発生も切迫し、災害時における代替ルートの確保も視野に入れた道路整備が重要と認識しています。舞鶴若狭自動車道の4車線化や国道162号線、303号線の拡幅、常神半島の小川・遊子間のトンネルの早期完成など要望活動はこれまでもされてきたと承知しています。

また、国道303号線に関しましては、森下前町長も国道161号線湖西縦貫道と舞鶴若狭自動車道を結ぶため極めて重要な道路であり、関係機関と連携を密にし、官民一体となった取組を行っていくと言及されていました。前町長以前からも要望活動はされていたと思いますが、303号線以外でも、若狭町区間は、地形的な問題もあつてか整備は近隣市町に比べ遅いように思います。道路などのインフラ整備は、施設などが老朽化しており、維持管理の遅れや予算不足、人手不足が深刻している中での町長が言われる災害に強い道路整備とは具体的にどのような内容で、これまでの取組の現状と今後の展望、実施時期、財源の確保についてのお考えをお聞かせください。

○議長（熊谷勘信議長）

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗町長）

皆様、おはようございます。今ほど倉谷議員から御質問をいただきました。

まず冒頭、私、2期目に対しまして激励のお言葉もいただきました。私からも、倉谷議員2期目の御当選お祝い申し上げますとともに、ますますの御活躍を御祈念申し上げる次第でございます。また、引き続き御指導を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

また、併せまして、先ほどの御質問の中でも、町民の命、暮らしを守る、この中で重要なのは豪雨による水害対策であるということも議員から御指摘をいただいております。去る4月には、江戸時代になりますけども、浦見川が土砂崩れによってせき止められた、そして、そこを掘削対策して治水対策をされた行方久兵衛翁の伝承碑が気山宇波西神社の前にございます。こういった伝承碑を災害伝承碑という国土地理院が地図上に設けておりますけども、そういった歴史から災害を学んで、また、災害の恐ろしさを忘れるこ

となく、そして、今を生きる私たちがしっかりと暮らしや命を守っていく、また、そういった過去を、歴史をしっかりと生かした治水対策、また、まちづくりを進める、こういった意味合いで、4月には災害伝承碑の登録をさせていただいているところでございまして、今月発行されております広報にもその記事が掲載されているところでございます。そういった意味では、近年でも、北川、また、三方五湖をはじめ、多くの水害、また、災害も発生をしておるわけでございますので、そういった歴史をしっかりと踏まえて、少しでも皆様が安心して暮らしていただける、また、様々な産業をしっかりと発展していただける、こんな治水対策、また災害への備え、こういったところを私がしっかりと取り組まなければいけないというふうに自覚をしているところでございます。

そういった中で、若狭町におきましては、道路整備につきましても、災害時の避難道という位置づけ、また、さらなる観光の振興、生活の向上というところを合わせて一生懸命取り組ませていただいているところでございます。

国道27号、また、若狭舞鶴自動車道が幹線軸となりまして広域的なネットワークを形成しております。そして、それを補完する、また、代替する幹線として、国道162号、国道303号等の幹線道路がございまして、これらのネットワークは通勤・通学といった日常生活の道路としての機能のほかに、先ほども申し上げましたが、農林水産業や観光を支える重要なインフラであると同時に、災害時には避難経路や救援物資輸送の機能としても重要でございまして、近年頻発する災害に対応するために、減災・防災対策を進めるとともに、複数のルートが確保できる道路ネットワーク形成が必要であると考えております。

具体的には、高規格道路とその支線を含む道路ネットワークの早急な改良と整備促進を図るため、舞鶴若狭自動車道の4車線化をはじめとして、国道303号、国道162号上中田鳥線の道路拡幅、常神三方線のトンネル化について、関係機関に強く要望を実施してきているところでございます。舞鶴若狭自動車道の4車線化につきましては、令和6年3月に三方五湖スマートインターチェンジから若狭三方インターチェンジ間が全国で5か所ある準備調査箇所の一つに選定をされ、軟弱地盤の調査を現在進めていただいているところでございます。

また、町といたしましても、舞鶴若狭自動車道の4車線化事業の建設発生土を土地改良整備等に有効活用し、事業促進に協力をしてまいる所存でございます。

また、福井県広域避難計画要綱で、原子力災害時の広域避難ルートの一つとなっている国道303号につきましては、令和6年度に熊川、仮屋の道路改良事業が県の新規事業に採択をされ、現在、調査設計が進められています。こちらにつきましても、大津市

長、また高島市長、小浜市長とも連携をして、強く、福井県、また滋賀県にも働きかけをしているところでございます。

国道２７号と三方五湖スマートインターチェンジを結ぶ国道１６２号につきましては、県において、若狭梅街道交差点付近からショッピングセンターレピア前交差点までの８５５メートルの道路改良工事を進めていただいております。本事業は、令和６年度までに梅街道交差点部及び同交差点からレピア側への１５７メートルで供用開始がなされております。国道２７号と若狭上中インターチェンジを結ぶ上中田島線につきましては、県において、万木自動車から国道２７号脇袋北交差点までの約１，０００メートルの道路改良工事を進めていただいております。

本事業は、令和６年度までに、万木自動車から国道２７号方向に３８０メートルで供用開始がなされております。また、半島部の地震発生時等の迅速な対応のため、実現に向けて取り組んでおります小川・遊子間のトンネル化につきましては、県において、トンネル抗口の切土・のり面工事が進められました。本事業におきましては、完成している常神トンネルの整備を含めて、平成２７年度から令和６年度の間で、総事業費９５億円のうち約４０億円が現在執行されております。

地域の皆様の多大なる御支援と御協力を賜り、これらの事業を進めることができっております。さらに推進するためにも、国に対して、「防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化対策」に引き続き、令和８年度からの５年間でおおむね２０兆円強程度を事業規模の目途とした「第１次国土強靱化実施中期計画」に必要となるこれらの施策を盛り込んで、必要となる財源の確保に向けて、しっかりと私も要請活動を強く展開してまいりたいというふうに考えております。

議員の皆様におかれましても、さらなる御支援を賜りますようお願い申し上げますとともに、引き続き国・県に対し要望を続け、財源の確保に努めてまいりたいと考えております。

○議長（熊谷勘信議長）

倉谷 明議員。

○９番（倉谷 明議員）

ありがとうございます。かなり広範囲というか、広域的な連携ですね。大津市長、高島市長との連携も含めて、国・県にいろいろ働きかけししていただいて着々と進んでいるということが十分分かりました。小川・遊子間のトンネル工事の準備も始まっています。神子トンネルは、当初計画より半年以上早く完成したと聞いています。小川・遊子間のトンネルも一日でも早く通行できるよう各方面への働きかけを引き続きよろしくお

願いいたします。また、303号線の改良事業も、現在は調査設計が進められていることですので、早期着工を強く要望していきましょう。

被害を軽減させるためには、国、県、町それぞれの河川管理者が河川改修や砂防堰堤等の整備、治山ダム等の整備を進めていますが、私が調べる範囲での近畿地方整備局の令和7年度当初予算には、福井県における事業計画（水管理・国土保全局関係）の河川関係には、北川に関して、若狭町に関わる部分への予算の配分がありませんでした。治水対策となりますと広範囲に及び、事業規模も大きく、また、国・県の管理されている箇所も多いと思います。国や県に要望するにしましても、財政的な制約もあり、長期にわたっていくことになると思います。

第2次若狭町総合計画（中期基本計画）には、「流域に関わるあらゆる関係者、国、県、市町、企業、住民等が協働して取り組む「流域治水」への転換を図ります」とありますが、この「流域治水」ですが、近年取り組まれている田んぼダムの促進はその一つであると考えます。また、落葉広葉樹、実のなる木が、腐葉土の栄養分を含んだ地下水が下流の川や三方五湖を育ませることにつながる森林の保全活動も流域治水へつながると考えます。

厳しい状況の中、町長が言われる治水対策の促進には、このほかにどのような取組と行程を考えられていますでしょうか。

○議長（熊谷勘信議長）

飛永建設課長。

○建設課長（飛永浩志課長）

それでは、御質問にお答えいたします。

町では、流域に関わるあらゆる関係者が参加する北川流域治水協議会及び福井県二級水系流域治水協議会に参画し、同協議会で取りまとめられました流域治水プロジェクトに基づき、計画的に治水対策に取り組むことで、「流域治水」への転換を図ってまいります。まず、「氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策」としまして、議員御指摘の田んぼダムの整備及び森林整備のほか、令和11年度まで期間が延長されました緊急浚渫推進事業債を活用しまして、支川となる町管理河川のしゅんせつ、樹木伐採を実施し、水害の未然防止に継続的に努めてまいります。

また、「被害の軽減、早期復旧・復興のための対策」としましては、無悪地係の町道1503号線の冠水対策がございます。同路線は、平成23年、台風2号、平成25年、台風18号、平成29年、台風21号におきまして、一級河川鳥羽川の増水に伴い冠水が発生しました。令和8年度に道路のかさ上げ工事を予定しており、避難路となる同路

線の冠水を解消することで避難体制の強化を図ってまいります。

そのほか、一級河川北川につきましては、昨年度、国道２７号の上中橋の上流側におきまして、国交省にしゅんせつ、樹木伐採を実施していただきました。今後も継続して適切な維持管理を実施していただくよう、県及び国交省へ要望してまいります。

町としましては、引き続き、実施可能な流域治水対策をハードとソフトの両面で検討、実施してまいりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

○議長（熊谷勘信議長）

倉谷 明議員。

○９番（倉谷 明議員）

ありがとうございます。自然の脅威に対する治水対策は、国や県に支援を強く要望し、災害に強いまちづくりに取り組んでいただきたいと思います。

それでは、大項目２点目の質問に入らせていただきます。

次も、選挙公約に掲げられていました健康と医療に関する点への質問です。

昨年、ポイントをためながら、健康意識を高めてもらおうと町がつくった健康アプリ「H A P I P O（ハピポ）」は、今年度も５月１７日から継続開始されました。町の公式ＬＩＮＥで実施されていて、既に利用されていて、御存じの方も多いと思われます。若狭町民が健康診断の受診や１日の運動目標を達成できて、１日の運動目標達成でためたポイントは三つの使い道にそれぞれ何ポイント使うか各自で設定でき、それは、「１、子どもたちのために、集まったポイントに応じて町内各保育所などに絵本等を贈呈します」「２、地域のために、各自が指定した集落ごとに集まったポイントに応じて助成金を交付します」「３、自分のために、ふくいハピコインの「わかサイフ」にチャージし、町内の飲食店、商店で使えます」の３通りです。

そこで質問ですが、この企画で、町の公式ＬＩＮＥへの登録者が増えたと容易に想像できます。現時点で、登録者数はいかほどでしょうか。そして、このポイントの使い道で多かったのは何でしょうか。また、昨年１２月の定例会の一般質問で谷川議員への答弁に、「次年度も継続しグレードアップする」とありましたが、町長の公約にあります健康ポイントの拡充がこれを指すのでしょうか。ポイントの取得方法が増えたとか、アップグレードの内容はどのような点でしょうか。

○議長（熊谷勘信議長）

田中健康医療課長。

○健康医療課長（田中啓司課長）

それでは、御質問にお答えします。

若狭町公式LINEアカウントの登録者数は、6月20日現在で4,023人となります。SDGsみんなdeハッピー健康ポイント、通称ハピポを開始した昨年5月では2,200人程度の登録者数でございましたので、1年間で約1,800人の方に登録いただいたことになります。

また、今年度のハピポの参加者は、6月20日現在で902人となっており、それぞれの取組などにより付与されたポイントの使い道につきましては、昨年度で一番多かったのは、「自分のために」使うで約65%になります。次に「子どもたちのために」、次に「地域のために」という結果になっております。このように、ハピポは、参加者自身の活動により、活動分野のみならず、子育て、社会、地域経済など様々な効果が期待できます。

そこで、現在の健康活動における運用に加えて、各地域づくり協議会が主催する事業や町が主催する介護予防に係る事業、パレア若狭の自主事業、また、歴史環境講座などの歴史文化活動や環境美化活動、交通安全活動など、幅広い分野にポイントの取得範囲を拡大し、それぞれの住民活動の活発化と社会貢献意識の向上を図ってまいりたいと考えております。

○議長（熊谷勘信議長）

倉谷 明議員。

○9番（倉谷 明議員）

ありがとうございます。歴史環境講座への出席もポイントがたまる、文化活動でもそこへ足を運ぶ行動、そこでの交流、これもある意味、脳や体の活性化が健康寿命の延伸にもつながります。町の公式LINEには防災情報もあり、安全・安心な生活をする上で必要なツールですので、この取組で、さらに登録者増につながっていくことを望みます。

5月10日に開催されました福井大学医学部山村教授の「健康づくりトーク」に参加してきました。担当課も想定外の大盛況だったと思います。椅子も追加で運び込み、資料も追加コピーしていました。私も関心の高さに驚くとともに、自らの健康寿命を延ばすために「フレイル予防」を考える機会となりました。

そこで紹介のありました筋肉量測定、口腔内検査など、特定健診にない検査が受診できる拡大検診です。私自身も健康寿命の状況を知ることができるので必要であるとの思いで、このフレイル・サルコペニア拡大検診の申込みをしましたところ、2日間で延べ200人が健診を受けられる募集でしたが、既に定員オーバーでした。

大盛況の「健康づくりトーク」への参加者数はどれだけでしたでしょうか。また、フ

レイル・サルコペニア拡大健診の追加開催の考えはありませんか。

○議長（熊谷勘信議長）

田中健康医療課長。

○健康医療課長（田中啓司課長）

それでは、御質問にお答えいたします。

5月10日にフレイル予防への取組をテーマに開催いたしました「健康づくりトーク」の参加者は180人でした。また、若狭町と福井大学が包括連携協定を結んでおりますが、その取組の一つとして、拡大検診は福井大学医学部が実施主体となり、町も協力して行うものでございます。医学部では、健康寿命の延伸に向け、フレイル予防に関する研究や実践活動に取り組んでいるもので、若狭町においては、令和元年度から三宅地区、令和4年度からは瓜生地区をモデル地区として拡大検診を行ってきましたが、今年度からは全町を対象に実施するもので、6月と12月の2回の開催を計画しております。

この拡大検診では、加齢により体の筋肉量の減少や筋力が低下するサルコペニアの状態などを確認するため、1回目の検診で体の状態などを測定し、その後はフレイル予防などに取り組んでいただき、半年後の2回目の検診で同じ方を再度測定することで、筋肉量や体の状態の変化などを検証するものでございます。

拡大検診の追加開催については、福井大学側の対応できる定員数やスケジュールが限られており、追加の募集や開催は予定していないとのことでございます。

○議長（熊谷勘信議長）

倉谷 明議員。

○9番（倉谷 明議員）

ありがとうございます。フレイル・サルコペニア拡大検診は福井大学が主体の研究データ採取がメインの取組だったということですね。それに、若狭町や、当日説明がありました勝山市、坂井市などが協力をしたと。分かりました。

しかし、自分の体の状態を数値で表してもらい、体の状態変化が見れるのは刺激になり健康寿命延伸にもつながると思います。健康診断と同様に、数値で表し、自分の置かれている状況が分かる検診を実施してほしいです。

この「健康づくりトーク」に参加して、介護予防事業を助ける位置づけのフレイルサポーターの存在を知りました。健康づくりの担い手フレイルサポーターはいつから存在し、何名の方が在籍されているのでしょうか。また、どのような活動をされているのでしょうか。

○議長（熊谷勘信議長）

中村福祉課長。

○福祉課長（中村和幸課長）

それでは、お答えします。

町では、65歳以上の方を対象に、要介護状態になるリスクを減らすことを目的としたフレイルチェック事業を令和元年度から始めております。フレイルサポーターの皆さんには、この事業をお手伝いしていただくボランティアとして、養成講座を開催し、当初は10名でスタートいたしました。その後、令和2年、令和6年度に養成講座を開催し、現在31名の方が町内で活動いただいております。

養成講座につきましては、講義と実技があり、令和7年度も1月と2月に実施を予定しております。

養成講座のこれまでの募集方法としましては、広報誌をはじめ、民生委員、老人クラブ、地区公民館、地域づくり協議会、サロンリーダー、フレイルチェック測定の参加者に呼びかけをいたしました。

次に、活動内容としましては、町が実施する「フレイルチェック（測定会）」や、集落サロンなどでの筋肉量、握力、活舌などの測定になります。その測定結果をもってフレイル予防の勉強会、また、健康体操などへ参加をおすすめしております。

令和6年度のサポーター活動の実績としましては、連絡会や研修会は4回の開催、延べ41人の参加となっております。また、フレイルチェックは、養成講座も含め7回実施し、延べ77人、集落サロンでの簡易フレイルチェックは5会場で実施、延べ16人のサポーターに御協力いただいております。フレイルサポーター御自身がこの活動を通じてフレイル予防を再認識し、自身の社会参加の機会となり、自分のためにもなっているという声も伺っております。

○議長（熊谷勘信議長）

倉谷 明議員。

○9番（倉谷 明議員）

ありがとうございます。ボランティアで31名の方が集落サロンなどでフレイル測定をしていただいているのですね。そこからフレイル予防の健康体操などにつながっていると。ありがたいことです。感謝申し上げます。

行政チャンネルで放送中の「おうちでできる体操」は自主トレーニングになると思いますが、公民館かどこかに集まり、集団で行うのがベストだと考えます。「健康づくりトーク」では、勝山市や坂井市のリモートでの運動教室の紹介がありましたが、交流の

場としても健康体操教室は必要であると思います。

体操教室に併せて、健康づくりの担い手フレイルサポーターの協力も得てフレイルチェックも実施できるのがよいと考えます。この活動が自身の体の状態を知る手助けとなり、健康維持、改善につながる機会をつくることで介護予防になることでしょう。

町内サロンでの体操教室の実施状況はいかがでしょうか。また、健康づくりの担い手フレイルサポーターがフレイルチェックを実施する介護予防の体操教室の拡大の計画はありますでしょうか。

○議長（熊谷勘信議長）

中村福祉課長。

○福祉課長（中村和幸課長）

それでは、お答えします。令和6年度の健康体操教室の実施状況につきましては、三方保健センターと歴史文化館でそれぞれ週2回実施しており、実績としましては、実施回数167回、参加者数延べ2,084人となっております。令和7年度も同様に174回を予定しております。男性、女性とも参加者数が増えております。

集落で運営するサロンにつきましては、令和6年度は、45サロンのうち9割を超える42のサロンで講師を招いた体操教室を実施させていただきました。実績としましては、実施回数延べ79回、参加者数延べ890人となっております。令和7年度は、40のサロンで延べ73回の実施が予定されております。

サロンは、フレイル予防の一つである社会参加の場として非常に重要です。サロンへの参加者がフレイルチェックをきっかけに自分の状態に気づき、フレイルになる前に早め早めに予防活動ができるという取組を進めてまいります。

体操教室に併せて、健康づくりの担い手フレイルサポーターの協力を得てフレイルチェックを実施できるというところをお考えをお示しいただきました。まさに、令和7年度から、集落サロンにおいてもフレイルチェックができるよう測定項目を限定した「簡易フレイルチェック」を企画し、17サロンから実施の希望がありました。各サロンで測定をするに当たり、支援が必要なサロンにはフレイルサポーターが支援に入ってくださいることになっております。なお、体操教室を指導する専門職も人材不足の状況ですので、今後は、各地区で体操教室を実施できるリモート体操教室を実施し、その体操教室を支援するサポーターの育成にも力を入れていきたいと考えておりますし、その活動にもデジタルポイントを付与できるようにしてまいりたいと考えております。

○議長（熊谷勘信議長）

倉谷 明議員。

○9番（倉谷 明議員）

ありがとうございます。健康体操教室は昨年より実施回数を増やす予定ということですね。健康体操が盛況になればフレイルサポーターの不足も考えられます。「健康づくりトーク」でもフレイルサポーターの募集の話がありました。多くの方にこの活躍を知ってもらえる機会が増えれば、サポーターに応募している方が増えると期待します。

働き方改革が叫ばれてはいますが、いまだに仕事や家事、育児に追われて自分時間が持てないのが現代人ではありますが、そんな中でも健康志向は高まりを見せていると思います。町内の幾つかの公民館では、ピラティスやヨガ教室などが開催されています。特に女性には人気のようです。また、ハピポ対象のパレアのフィットネスも人気のインストラクターの教室は混雑しています。

私事で恐縮ですが、フィットネスパレアの会員数400人を目指す募集のキャンペーンがあった2年前に入会し、隙間時間に筋トレをしています。平日の日中でも大変混雑している時間帯があります。残念なのは、パレア休館日にはここも休みとなることです。民間のフィットネスジムは24時間営業のところもあるのが現状です。

フィットネスパレアの入会状況はいかがですか。さらに会員数を伸ばすには、24時間営業、パレア休館日の営業もできるように施設の改修や運営管理事業者との協議はできないでしょうか。

○議長（熊谷勘信議長）

中西パレア文化課長。

○パレア文化課長（中西みや子課長）

それでは、御質問にお答えします。

フィットネスパレア若狭の入会状況ですが、令和7年5月末の会員数346人です。昨年5月末会員数は251人でしたので、1年間で95人、37.8%増となりました。これは、令和6年度から実施しましたフィットネスパレア若狭利用促進事業で、半年以上会員として継続することを条件に新規入会された方を対象に、入会后1年間は月会費半額程度で利用できるキャンペーンを行ったことにより会員数が増加しました。そのほか、講師レッスンのプログラム、20周年記念ポイントラリーやハピポイベント、シェイカルテ測定イベントなど利用促進のイベントを行っていることが会員数の確保につながっています。ほかにも、子ども向けの卓球やバレエのスクールがあり、子供から大人まで利用されています。

御質問いただきました24時間営業やパレア若狭休館日の営業につきましては、施設設備の管理やメンテナンス上、休館日の設定は必要と考えております。フィットネスパ

レア若狭の指定管理業者としても、スタッフや人件費の確保が課題と聞いております。

今後も、施設のPRとともに、利用者がより便利に活用していただけるよう取り組んでまいりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

○議長（熊谷勘信議長）

倉谷 明議員。

○9番（倉谷 明議員）

ありがとうございます。コロナ禍で会員が減った時期もあったようですが、回復し、過去を上回る会員数になってきているということですね。フィットネスの窮屈さを感じることがありましたので、営業日を増やせば幾分散散するかも、また、会員もさらに伸びるかもとちょっと無理を承知での質問を投げかけました。

日頃からの健康管理、適度な運動が大切ですが、自身の努力に加え、その環境づくりも大事と考えます。特に高齢者の健康寿命延伸は社会保障費の削減にもつながります。それには、産学官連携での支援が不可欠でしょう。町長公約の地域医療介護の連携強化とはそれを指すものと解釈しましたが、その施策は進行中のものもあるでしょうし、さらに拡充させたり、新たな施策も考えられていることと推察します。その内容と目標の一端をお示してください。

○議長（熊谷勘信議長）

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗町長）

倉谷議員の御質問にお答えいたします。

まず、御質問お伺いしておりまして、「年縞・健康、しまっていこう」と昔、そういったキャッチフレーズで健康づくり、取り組んでいたなということを思い出しました。年縞の掘削調査も11年ぶりに昨日から始まっているということでございますけども、先ほどから出ております健康づくり、また、フレイル予防であったり、サロンであったり、筋トレであったり、こういったものも日々の積み重ねでございまして、そういったものをハピポの取組とかですね、楽しく毎日取り組んでいただくことによって健康で元気に長生きをしていただく、こういった町民の皆様の幸せ、心の豊かさを実現できたらというふうに思った次第でございます。

しかしながら、様々な課題が山積をしております、全国的には2040年にかけて、医療と介護の両方の支援が必要となる85歳以上の人口は一貫して増加をし、医療機関や介護施設のベッド数の不足、認知症高齢者や独り暮らし高齢者などの増加、また、就労人口の減少による医療・介護の人材不足も懸念されております。このため、医療と介

護の連携強化を図り、継続的で様々な状況に対応した支援を行う体制を構築することが求められているというふうに考えております。このような状況の中で、若狭町におきましては、住民の皆さんに、住み慣れた地域で安心して過ごしていただくために、医療機関や介護事業所との連携の充実を図ってきたところでございます。

まず、昨年度からは、持続可能な地域医療連携会議を開催し、三方地域と上中地域の医師の皆様による課題と情報共有を図っていただいております。また、在宅医療介護連携事業において、医師、看護職、リハビリ職や介護関係者であるケアマネジャー、介護職などの合同の研修会などを通して、医療と介護の顔の見える関係を構築し、保健、医療、介護、福祉のそれぞれの役割を担っていただきながら、持続的で包括的な支援体制の充実を図っております。

また、令和3年度に在宅医療検討委員会を設置し、退院後に自宅で療養するために必要な力として、「自分で食べる」「自分でトイレに行く」ことについて力を入れてまいりました。食べる力やトイレに行く力は、在宅医療をするために重要なものであり、その力を評価するためのチェックシートの作成や運用、専門職の相談体制など、自宅で療養を続ける力を落とさないよう関係機関の皆様の連携を強化し、早めの対応ができるよう取組を進めてきたところでございます。

私といたしましては、高齢者の皆様が住み慣れた地域で生活を継続できることが一番大切なことだと考えております。このために、町の健康医療課と福祉課を中心として、地域包括ケアシステムの充実を図り、介護予防にさらに力を入れるとともに、保健、医療、リハビリ、介護、福祉職などの様々な人材の育成と切れ目のない連携体制を築き、住民の皆様が自分らしい生活の継続ができるよう、効果的な支援を引き続きしてまいりたいというふうに考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（熊谷勘信議長）

倉谷 明議員。

○9番（倉谷 明議員）

「年縞・健康、しまっていこう」ですか、健康づくりも何事も、年縞と同じく毎日の積み重ねが大切だと思います。ありがとうございます。

健康で長生きは誰もが望むことです。しかし、老化は避けられません。病もそうです。体が衰えても、家族の世話にはなりたくない、周囲には迷惑をかけたくないと多くの方は思われているでしょう。在宅医療をするにしても、何らかの形で医療、介護の力が必要となります。今後、高齢化率がさらに高くなり、医療、介護の人材不足が懸念されます。深刻な事態になる前に、関係機関が効率よく機能する仕組みを構築することで、町

民が安心感を持って暮らせることになると思います。そのためにも、２期目も渡辺カラーで邁進していただきたいと思います。

以上で、私からの質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（熊谷勘信議長）

６番、岩本克己議員。

岩本克己議員の質問時間は、１１時８分までとします。

○６番（岩本克己議員）

皆さん、おはようございます。岩本克己でございます。

私は、去る４月１３日に実施されました町議会議員選挙におきまして、町民の皆様の温かい御支援により当選をさせていただき、若狭町議会議員として就任させていただきました。１票を投じていただきました町民の皆様に深く感謝すると同時に、皆様の思いを重く受け止め、町政の発展のために精いっぱい努めてまいりたいと思います。何とぞよろしくお願い申し上げます。

渡辺町長におかれましても、２期目の当選ということで誠におめでとうございます。２期目の町政としてまた邁進していただき、私どもも一生懸命町政のために頑張っていきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

初めて臨みます議会におきまして、質問の機会をいただきまして誠にありがとうございます。

通告に従い質問させていただきます。

１問目は、特産福井梅などに対する農業振興策についてであります。

若狭町は、農業を中心とした生産農家が多くあります。２０年くらい前と比較しますと、経営形態も少し変化し兼業農家がやや減少し、現在は、専業で生産に携わる個人や組合の方が中心となり、水稻や特産福井梅を中心に一次産業を支えていただいております。一方で、少子高齢化が加速し、生産者は高齢となり、作業に従事できなくなる方が増え、後継者もない場合は、やむを得なく耕作放棄地となり、その面積も年々増えております。

現在、収穫作業が終盤となっております特産の福井梅については、１年を通して、人の手で行う作業が非常に多く、収穫作業はもとより剪定など樹木管理、また、梅干しや一次加工、二次加工といった作業は知識や技術を要し、栽培から生産まで１年を通して大変な労働力が必要となります。このような厳しい環境の中ではありますが、２００年の歴史を持つ「青いダイヤ」と称され、種が小さく果肉が厚く品質もよいことから、市場関係者からの評価も高いとお聞きしております。

渡辺町長は、今定例会の所信表明で、「農林水産業の振興と基盤整備の促進」の取組の中で、気候の影響による不作や農業者の高齢化による後継者不足、耕作放棄地の増加を課題として挙げておられます。今年度は、スマート農業のさらなる推進や圃場の大区画化とともに、生産性の向上による農家の経営安定化と出荷体制の強化による販路の拡大、さらには、後継者の育成への取組については、国や県、農業関係団体と連携し、支援するとされております。農家への支援につきましては、肥料・農薬の購入費に係る助成をしていただくなど、米農家や梅農家の安定的な経営所得の確保に当たっていただいております。

200年の歴史を持つ特産の福井梅、「日本海側最大の梅生産地」をどのように次の世代に受け継いでいくのか、課題が山積する中で、1つずつ課題を整理し、課題解決に向けて進めていくことが重要であると考えております。

このような状況を踏まえ、4点質問させていただきます。

1点目は、今年の4月中旬、三方地域の梅園はひょうによる被害を多くの農家が受けております。梅生産で生計を立てている農家も多く、天災に見舞われるたびに生活設計に支障を来します。町特産の農作物に対する基金をつくるなど、県と協力して支援策をつくっていただけないのかお伺いします。

○議長（熊谷勘信議長）

岸本農林水産課長。

○農林水産課長（岸本晃浩課長）

それでは、御質問にお答えします。

J A福井県の資料によりますと、令和5年産の福井梅は1,069トンと平年並みの出荷量でありましたが、令和6年産につきましては、全国的にも不作となり、全体の出荷量は7割減の322トンと、これまでにない凶作の年となりました。今年の生産量につきましては、1,100トン、出荷量は平年並みの1,000トンが見込まれております。

各年の出荷量は、気象条件によって品質や収穫量が大きく左右され、その結果、生産金額にも大きな影響を及ぼすことになり、昨年は肥料や農薬の購入費の一部を生産者に助成し、農家の皆様の経営所得の安定を図っております。

議員御提案の町の特産の農産物に対する基金の創設につきましては、生産者をはじめ、町や県、J Aなどの関係機関との連携や合意など制度設計も必要であり、生産者の皆様の経営の安定に向けた支援策としましては、農業収入の補填を目的としたNOSA I福井が取り扱う果樹共済の収入保険制度を推奨しております。なお、町としましては、特

産品の先進地であります他県や市町の支援状況を研究し、生産者の意見を伺いながら、特産品の支援策を検討してまいります。

○議長（熊谷勘信議長）

岩本克己議員。

○6番（岩本克己議員）

ありがとうございます。私も小さい梅農家でございますが、先週からの日照りや高温日よりまして、非常に梅の落下が激しかったです。思ったよりも出荷できなかったという農家がたくさんあると思います。そういう点を考えますと、どうしても最近の気候変動、やはり異常気象というものが非常にこういう生産物に影響を与えてくると思います。

その点を踏まえまして、補助金では、基金はなかなか難しいと思います。私も、先日、飛騨市のほうにお伺いしたときに、飛騨市ファンクラブという、そういう応援基金を全国から募っているというのもお聞きしております。やはり、いろんな福井梅のファンもたくさんいると思いますので、そういういろんな観点から農家を1軒ずつ守っていただけるような支援策をお願いしたいと。また、私どもも一生懸命考えまして御提案をしていきたいと、こういうふうに思っております。

次に、2点目でございます。

生産者の高齢化が進み、栽培が困難となる園地が増える中、後継者は非常に少なく、Iターン施策などを講じて移住者等による担い手を確保し、育成していくことが重要と考えますが、その点について、お伺いします。

○議長（熊谷勘信議長）

岸本農林水産課長。

○農林水産課長（岸本晃浩課長）

それでは、質問にお答えいたします。

町が進める農業・農村の再生の担い手を育成する機関といたしまして、町も出資する有限会社かみなか農楽舎があります。かみなか農楽舎では、Iターン、Uターンを対象とした新規就農を考えている方に対して、農業研修支援、定住支援、就農相談などの支援を行い、現在1名の研修生が梅の栽培研修を行っております。

また、全国では、年間を通して移住定住や農業に関する就職や転職を考えている方に対しての人材募集イベントが多く、多くの会場で開催されており、町としましても、若狭町への移住を含め、かみなか農楽舎と連携し、東京や大阪で開催される人材募集イベントへの出展や、ホームページやSNSによる人材の確保に努めております。

また、「梅ツーリズム」の取組の一つとして、梅の若手農家が主体となり、「梅収穫

ワーケーション」を実施していただき、梅もぎ体験に25名が参加するなど交流人口の拡大にも努めております。

今後も、引き続き、あらゆる機会を捉えて、担い手の確保に努めるとともに、国が進める地方創生による2地域居住や特定地域づくり事業協同組合制度など、国や県、先進地の事例なども十分検証しながら、移住定住を含めた担い手確保につながる取組に向け検討してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（熊谷勘信議長）

岩本克己議員。

○6番（岩本克己議員）

ありがとうございます。人材育成とか後継者というのは非常に大きい問題でございます。その中で、農楽舎という非常にいい例がございますので、この間も農楽舎の方のお話をお聞きして、やっぱり農楽舎に来られて、そして、7割、8割の方が、こうして若狭町に住んでいただいているということもお聞きしております。そういう面では、こういう農楽舎の取組がいろんなところでできるといいかなと思っております。石破首相も、地方創生、また、地方が元気になるような取組ということで、総務省においても、今年度新規事業として、特定地域づくり協同組合とか、また、大学との連携とか、いろんな形で都会とこういう地方とがうまく行き来できるような形で、この作業を担う人たちとか、後継者を育てていくような、そういう取組も国としても考えていると。多分、全国各地だと思いますが、そういう点で、やはりしっかりと後継者育成にやっていただける、共にやっていかなあかんと思うんですけど、やはりそういうことが大事かなと思いますし、我々の年代が今、主力になっています。やはり30代、40代の方が、こういう梅を、この地域の特産をしっかりと守っていただけるような取組が、また一緒に考えさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

3点目に移らせてもらいます。

福井県農協が管理する梅選果場の老朽化が進む中で、町行政としての対応や整備に当たった考え方を伺いしたいと思います。

○議長（熊谷勘信議長）

岸本農林水産課長。

○農林水産課長（岸本晃浩課長）

それでは、御質問にお答えします。

現在の福井梅共同選果場につきましては、西田地区の国道162号沿いに、昭和47年に第1選果場として建設され、昭和62年には、同じ敷地内に第2選果場が建設をさ

れました。いずれの施設も40年以上が経過をしており、施設の老朽化、選果機械設備の修繕なども困難を来している状況であると聞いております。

共同選果場の更新につきましては、これまでにJA福井県が中心となり、町や県の担当者も加わり、準備委員会が立ち上げられ、計画プランの説明を受けながら情報を共有してまいりました。一方で、県や広域出荷されている各梅生産部会と関係市町の行政職員も参加したプロジェクト委員会も立ち上げられ、選果場更新についての現状と課題、更新の必要性について情報を共有しているところであります。

今後は、生産者の皆様の金銭的な負担と作業労力の軽減につながる施設になるよう協議をするとともに、国の財政負担の軽減に向け、国や関係機関に働きかけてまいります。

○議長（熊谷勘信議長）

岩本克己議員。

○6番（岩本克己議員）

ありがとうございました。非常に選果場は私たち、私も梅の小さな農家でございますが、選果場はずっと頼りにしておりますし、やはり生ものですので、二、三日放置しておくこともできません。そういう面では、選果場の役割というのは非常に大きいし、農家にとっても期待する施設であると考えております。なかなか、今の建設費用とかですね、いろんな今、AIとかいろんなことを考えますと、非常に高額な費用がかかってくるのではないかと。建設費用につきましても機械整備にしてもやはりかかってくると思います。そういう部分では、地域と一緒に頑張って生産農家を支援していただけるような仕組みじゃないと、もう私やめたというような農家さんが増えてくるんでも困りますので、何とか皆さん一緒に共にやっていく必要が、この件についてもお願いしたいなど。また、いろんな形で県とか国のほうに支援できるような形にしていきたいというふうに思っております。

4点目に移らせていただきます。

渡辺町長におかれましては、福井梅を生産者と共に精力的に県内外に、ブランド力の向上と販売促進を重点に取り組んでいただいていることに誠に厚く御礼申し上げます。福井梅の需要拡大と高値での販売促進は生産者にとってもさらなる取組を願っているところでございます。そういう部分では、さらなる取組につきましてお伺いしたいというふうに思っております。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（熊谷勘信議長）

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗町長）

それでは、岩本議員の御質問にお答えいたします。

まず、冒頭の私への激励のお言葉に対しまして、また、岩本議員のますますの御活躍を心から御祈念申し上げます。そして、引き続き、ともに町政の発展のために尽力できること大変ありがたく思っているところでございます。また、梅のPRということで、岩本議員はじめ議員の皆様方も梅ポロシャツを着用していただいて、特産である梅のPRにお力添えをいただいておりますことに対しまして、併せて感謝を申し上げたいというふうに思います。そして、今、暑い中、梅の最盛期を迎えておりまして、収穫や出荷に携わっていただいている皆様方にも敬意を表したいというふうに思います。

さて、福井梅の約8割の生産を占める主要地であります若狭町におきましては、生産者の皆様と県やJAなどとも連携をしながら、日頃から梅の販売促進に努めているところでございます。併せて、今後の発展のためにも販路拡大にも取り組まなければいけないというふうに思っております。

その中で、5月25日には、東京両国国技館に赴きまして、大相撲5月場所優勝力士であります横綱大の里関に梅トロフィーと梅干し1年分を贈呈させていただいております。また、6月11日には、国会議員で構成されます梅振興議員連盟の総会に出席をして、全国から5自治体が代表して出席をしておりますけれども、若狭町の取組について御紹介をさせていただき、農林水産省の皆様に対しましては、生産支援、特に異常気象に対する支援を強く要請をさせていただいたところでございます。

また、全国の梅に関わる自治体で構成されております全国梅サミットにも参画をさせていただいております。そして、若狭町産の梅を全国に発信するとともに、梅全体の需要拡大と併せて若狭町の知名度の向上にも努めているところでございます。

また、市内においては、各民宿や飲食店、直売所におきましても梅の付加価値を高めていただいたり、また、観光客の皆様にもお勧めをいただいて消費拡大にも御協力をいただいておりますことに感謝申し上げますというふうに思います。

今年も、梅の収穫時期を迎える前ですけれども、例年のように新潟、北陸、京阪神、中京圏内の市場関係者の皆様が若狭町へお越しいただいた際には、私も御挨拶に上がらせていただいて、生産者の皆様が丹精を込めて栽培された梅を少しでも高値で取引をしていただけるように、じかにお願いをさせていただいているところでございます。

また、トップセールスといたしましても、福井や京都の青果市場に早朝、出向きまして、初競りにおいて青梅のPRをさせていただいております。今年もひょうの被害はありましたけれども、大変すばらしい品質のいい梅を出荷をしていただいておりますので、そういった点においては、市場の皆様方も高値で取引をしていただいているところでござ

ございます。こういった点においては、市場関係者の皆さん、仲買人の皆さんはじめ、若狭町の梅というのは知名度も確実に高まってきているというふうに感じているところでございます。

また、直近になりますけども、6月21日には、銀座にあります福井県アンテナショップ、ふくい食の國291において青梅の販売会がございましたので、こちらでも銀座の町中でチラシを配布させていただいたり、毎年楽しみに買いに来られる方々もおられましたけども、若狭の梅をしっかりと販売をさせていただいたところでございます。

こういった取組を通して、ブランド力の向上であったり販売促進に努めていく、そして、さらには、生産者の皆様や、県やJAなどの関係者の皆様と連携をして、若狭町の特産である福井梅、また、すばらしい青梅の販売促進に引き続き取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（熊谷勘信議長）

岩本克己議員。

○6番（岩本克己議員）

渡辺町長、ありがとうございます。渡辺町長におかれましては、本当に精力的に、この6月という部分では一番大事な時期に本当に東奔西走していただき、それも、生産者と共に動いていただいているというのは非常に私はありがたいと思っておりますし、やはり、私もいろんなところで出向かせていただいて、少ないですけども福井梅の評価は高い、非常に褒めていただいて、来年もねというようなお声もお聞きしております。同じ梅を売る、販売するにしても、少しでも高値であれば生産者の経営とかいうところで支援もできるかと思いますので、引き続き、本当によろしく願います。ありがとうございます。

次に、2問目のほうに移らせていただきます。

観光まちづくりについて伺います。

昨年春、北陸新幹線が敦賀駅まで延伸されました。福井県は、令和6年の観光客の入込数を今月の12日に発表しました。令和6年の観光客入込数は、日帰り客が1,814.2万人で、対前年に比べ約2割増え、宿泊客が254.9万人で、対前年とほぼ同じです。合計2,069.1万人で、対前年比17.6%が増加し、数値が確認できる平成元年からの過去36年の中で最高値になったと発表しております。しかしながら、新幹線効果といわれると、嶺北地域や敦賀市内で一定の効果が見られましたが、若狭エリアでは、西に行くほど入込数が伸びていないということが言われております。

その中で、観光に焦点を当てて若狭町を見てみますと、若狭町では、多様な水資源、

7万年前から続く歴史的遺産、奈良や京都との歴史的なつながり、自然を生かしたアクティビティなどが強みとして挙げられております。一方、弱みとしては、交通、観光ルート整備が不十分、首都圏での認知度不足、観光に携わる・観光を支える人材不足、宿泊施設の減少、ホームページやSNSなどでの情報発信が不十分であるなどが挙げられております。若狭町は、一次産業と観光の連携を軸におきながら、強みを生かし、御食国・若狭三方五湖のブランド化を目指し、これらを推進する体制づくりが重要であると専門家からも言われております。

そのためにも、地域の課題を整理し、地域が将来的に目指す姿を、行政を中心に、観光協会、観光地域づくり法人、観光事業や第一次産業を支える方、地域住民を含めて、その姿を、目指す姿を描いていく必要があるかと考えております。

若狭町は、これまで観光産業を軸に経済が支えられてきており、今後も、若狭町の経済を支えていく上で、観光産業に支点を置き、取り組むことが必要であると考えております。国においても、観光は地方創生の切り札として位置づけ、交流人口の拡大や旅行消費によって地域の活力を維持し、社会を発展させるとしております。人口減少、少子高齢化が進展する中で、観光の取組は、若狭町の発展に向けて重要であると考えております。

この点を踏まえて、4点質問させていただきます。

1点目、令和7年度の組織の機構改革で、総合政策課と観光商工課が統合し「観光まちづくり課」としたが、改編の経緯及び分掌事務が幅広くなる中、観光まちづくり課における機能が計画どおりに進行していくのか、しっかり業務に取り組んでいけるのかをお伺いします。よろしくお願いします。

○議長（熊谷勘信議長）

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗町長）

それでは、岩本議員からの観光まちづくりの御質問についてお答えをさせていただきますと思います。

「元気で活力あるまち若狭町」というふうに、若狭町の前にそういったフレーズをつけて話させていただくように心がけておりまして、そういった意味では、若狭町の活力、元気の源は観光であるというふうに思っております。地域のすばらしさを町民の皆様が享受し、そして、それを全国や世界に発信をしていく、そんなすばらしいまちづくりを理想として掲げて、これから2期目の町政をスタートするに当たって、その中心が観光まちづくり課であるというふうに考えているところでございます。

しかしながら、本町の人口につきましては、この5年間で約1,300人、年平均で260人が減少しており、地域づくり、産業、医療、福祉など、町全体にも影響を及ぼしています。定住促進や人口減少対策というのは、町の喫緊の課題であるというふうに考えております。特に、若狭町のすばらしい環境の中で育った子どもたちの多くが進学などで町外に転出すると、都市部での就職などを理由にUターンされる方が少なくなっている状況がございます。また、若い女性の方々の転出も目立ってきており、今後のまちづくりを進める上では、定住促進を念頭として、「町の魅力を高めること」、そして、「雇用の場を創出すること」が重要であると考えております。

まず、町の魅力につきましては、豊かな自然、歴史文化、こういったことは議員も先ほど御評価をさせていただいておりますけれども、そのすばらしさを求めて、年間200万人を超える観光客の方々が若狭町に訪れていただいております。嶺南地域の観光の中心でもあるというふうに自負をしておりますし、地域経済を支える意味でも、産業に成長していくことが大変重要であるというふうに考えております。そういった意味では、まちづくりを進める上で、観光が大きなポイントとなってくるというふうに考えております。この観光を視点として、町の魅力を高めることは、地域づくりや農林水産業、歴史文化にさらに磨きをかけ、新しい価値を付加し、人々の往来が活発になる、そして、地域経済が活性化し、観光をはじめとする産業が強くなって、さらには、新しい産業も生まれて雇用の場が広がっていくと。そして、若者が住みたい、住んでみたいと思える町に発展していくのではないかとというふうにイメージを描いているところでございます。

例えば、特色ある地域づくりといたしましては、地域の自然や歴史文化を磨き上げることは、町の魅力が高まり交流人口が拡大します。観光における二次交通の確保につきましては、これは、地域住民の皆様の利便性向上にもつながってまいります。さらには、生活の質も高まります。また、民間による観光投資が進み、宿泊施設や飲食店が出店すると、空き地や空き家の解消が図られ、地域の景観や安全性の向上など、住みやすい環境づくりにもつながります。

そこで、今回、機構改革によって、「観光振興」や「雇用創出」など経済活動を活発化させ、町の最も大きな政策課題である「人口減少」と「定住促進」に対応するため、「観光まちづくり課」を創設させていただきました。

観光まちづくり課におきましては、観光資源の磨き上げ、ブランド力のある宿泊施設の誘致、企業誘致など観光を基軸とした地域経済の活性化と雇用創出を担当させるとともに、SDGsや公民連携の視点から、社会動向や地域情勢も踏まえた若者定住や地域づくり、さらには、交通や都市のデザインにデジタルの要素を加えたまちづくりを担当

し総合的に取り組みます。この元気で活力あるまちづくりに当たっては、業務を円滑に推進するために、職員の個々のレベルアップを図る、さらには、課長、課長補佐が中心となって、仕事量や業務の関係性を考慮しつつ、分野を横断したチームワークで関わる事業を推進していくと、そして、成果を生み出していくと、こういったことを期待しているところでございます。

○議長（熊谷勘信議長）

岩本克己議員。

○6番（岩本克己議員）

ありがとうございました。町長の力強いお言葉で、本当に観光というのは手段であって結果ではないと思うんです。観光という取組をしていく上で、今、町長がおっしゃったように、地域づくりとか人づくりとか、また、本当に第一次産業を盛り上げたりとか、いろんな波及効果があって、そこでまた地域が元気になるというのが観光の頑張れる部分かなというふうに私も理解しております。

その中で、私も行政経験として、なかなか事務分担が増えてきたり、また、いろんな連携というのがないと、若い職員は悩んだり、また、そういう、どうやったらいいやろうというような、そういうつまずきも出てくると思います。そういう面では、先ほど町長おっしゃられましたように、チームワークとか、そういうところも踏まえてお願いしたいのと、僕は、関係課ですね、総務課長らも一緒になって、そういう部分では、地域づくりについては、やっぱり総務課も区長会というところを持っておられますし、課同士の連携というのを皆さん一緒にさせていただきたいなと。なかなか、しょっちゅう課同士の連携とはできないと思いますけど、やはり課の課長らのコミュニケーションがうまくいくと、そういう部分では課長の悩みも少しずつ軽減されるんじゃないかと思うし、やはり、町長おっしゃられる元気なまちづくり、やはり行政も元気であって、職員もみんな元気であって、今日も1日頑張ろうというような、みんなが気持ちを持っていただくことで本当にまちづくりにつながっていくかと私も思っております。どうぞよろしくお願いします。また、副町長、町長のほうにも、そういう課長のフォローアップ、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、第2点目のほう、お願いします。

第3次若狭町観光振興ビジョンが今年度で終わります。計画に基づき実施され、目標も掲げられてきました。第3次のビジョンの総括と第4次の若狭町観光振興ビジョンの策定に当たっての考え方を伺います。

○議長（熊谷勘信議長）

池田観光まちづくり課長。

○観光まちづくり課長（池田和哉課長）

それでは、御質問にお答えします。

若狭町観光振興ビジョンは、歴史・文化、食など、本町の特色を生かした観光振興を図るため、将来像や方針、取組内容を示すもので、国や県の観光ビジョンの方向性を踏まえつつ、「若狭町総合計画」と整合しております。

第3次若狭町観光振興ビジョンは、「都びとより愛されし食と雅遊の国 若狭町」を基本理念に、北陸新幹線敦賀開業を見据え、2021年度から5か年計画とし、本年度が最終年度であります。

そこで、本年度は、北陸新幹線の開業効果などを含めたこれまでのビジョンの成果の確認・評価を行い、改善等を示した第4次のビジョンの策定作業を行うこととしております。第3次ビジョンについては、「ほんもの」をテーマに5つの基本施策、17のアクションプランにより計画を策定いたしました。スタート当初がコロナ禍ということもあり、現時点で目標に達していない部分もございますが、ビジョンを総合的な視点で総括しますと、「食」をはじめとする既存の資源の活用や、レインボーライン山頂公園整備、山座熊川の整備などの観光資源は充実した一方で、ブランド化など、ソフト面で、あと一步の踏み込みや、浸透した取組ができなかったと受け止めており、達成度は60%と評価しております。

そこで、第4次のビジョンについては、学識経験者、観光旅行事業者、地域経済関係者等で構成する策定委員会を設置し、第3次ビジョンでできなかった取組の強化や、できた取組のレベルアップとともに、観光動向等に即したビジョンとして、「それぞれの価値を今以上に高めること」を意識し策定に当たりたいと考えております。

策定に当たっては、「稼ぐ観光」（観光消費額の拡大）に焦点を置き、DXやSNSを戦略的に活用した誘客促進、ブランド力のある宿泊施設を誘致するなど、富裕者層やインバウンド等、高付加価値な観光需要の創出、年縞や歴史文化、地元の食材を生かすなど、今ある資源の磨き上げや農林水産業などとの連携強化、観光推進体制の強化と人材の育成など、「観光都市の実現」を目指した「町全体のビジョン」として町民の皆さんにも知っていただけるよう広報にも努めてまいりたいと考えております。

○議長（熊谷勘信議長）

岩本克己議員。

○6番（岩本克己議員）

ありがとうございました。やはり計画というのは非常に大事なかなと思いますし、5年

後の若狭町の観光の姿というのをイメージしながら計画づくりにお願いしたいなというふうに思ってますし、広く意見を聞いていただきながら、やはりこの地域の強みと弱みをしっかりと把握しながら、先ほど60%の達成率、コロナ禍もあって、なかなか2年間なり3年間でなかなか動けなかったというのもあると思いますが、その辺のところ、できなかった部分もしっかりと検証いただきながら、やはり、私自身も思っているのは、稼ぐ観光というのは非常に大事なと。結局は、地域の町民とか、例えば、道の駅でどれだけ落ちるとか、途中で梅干しを買うとか、商店でケーキを買って帰るとか、いろんな形で観光客の方がおいでいただいて、この町を好きになっていただいて、そしてやっぱり、ここで買って帰ろうかなというような思いになると思います。そういう面では、100円でもたくさんお金を落としていただいて、この間も、私自身が遭遇したんですけど、神戸から来られるお客さんが、うなぎを食べに来られます。その中で、ほかにもありますのでどうぞと言ったら、うなぎを食べに来ることだけが楽しみに来てるんで、ドライブですと。そういう中で、やはりここにいろんな特産品を買っていただけるような、そういう気持ちになれるような計画で、また、計画をつくっても行政だけで収まらず、きちっと観光事業者は当然ですが、地域の方にも観光振興計画ですかね、ビジョンを理解していただきながら、地域の皆さんと共に観光、地域づくりを進めていけたらというふうに思っていますので、どうぞよろしくお願いします。

それでは、3点目に移らせていただきます。

観光振興、観光事業を推進する上で、それぞれの機関の業務や位置づけが重要であると考えております。ややもすると、各機関が同じような仕事をしているのではないかなというようにも思うこともあります。

行政、観光協会、観光地域づくり法人、観光事業者など、それぞれの機関の役割はどのように考えているのか、また、事業を進めていく上で、それぞれの機関の人材育成をどのようにしていくのかをお伺いします。よろしくお願いします。

○議長（熊谷勘信議長）

池田観光まちづくり課長。

○観光まちづくり課長（池田和哉課長）

それでは、御質問にお答えします。

観光まちづくりを推進するに当たり、行政だけではなく、観光協会や観光産業を担う民間事業者、地域など、それぞれの役割を持った連携が重要であると考えております。行政については、将来の観光についてのビジョンを策定し、ビジョンに基づき、町全体の観光施策を展開する中で、観光協会、団体、観光事業者の育成・支援を図るとともに、

地域や住民と共に、自然、歴史文化など観光資源の保存や磨き上げ、創出などに努める必要があります。

観光協会は、行政と観光事業者をつなぐ重要なポジションとして、また、観光振興ビジョンを展開する受皿として、プロモーション等、様々な観光誘客のための活動を行うとともに、宿泊施設の経営者など、会員である観光事業者のフォロー、育成するための事業に取り組んでいただくことが重要です。そのために、観光協会のリーダーシップ、人材育成等の活発な活動が求められており、行政も連携する仕組みが必要と考えております。

次に、観光地域づくり法人「DMO」は、地域全体のマーケティング・マネジメントを行い、観光商品の開発や販売促進、観光施設の運営など、実践的な役割を担っていただきたいと考えておりますし、観光事業者については、観光客に魅力的なサービスを提供するため、それぞれの個性を生かした企画やおもてなしなど、サービス向上に努めていただく必要があります。

観光振興は、行政が全面的に進めるのではなく、それぞれの役割分担と連携を基として、役割に応じた力が最大限に発揮されてこそ、交流人口が拡大し地域全体の活性化につながり、地域住民の幸せにつながるものと考えております。そのためにも、各機関、団体、事業者の人材育成や後継者育成は大変重要なことと認識しており、特に観光マネジメントや観光DX、情報発信など多様な分野の人材を育成・確保する必要があると考えております。

また、後継者の育成については、SDGs探究学習や地元高校との連携を深めるなど、子どもや若者、地域住民に観光の魅力を知ってもらうことや、収益性の向上や事業承継制度の充実を図り、後継者の確保に努める必要があると考えております。

○議長（熊谷勘信議長）

岩本克己議員。

○6番（岩本克己議員）

ありがとうございました。本当に役割分担というのは非常に難しいし、お互いに理解し合えて共有できるというのが大事なことだと思っております。本当に同じような観光団体があつて、同じような取組をして、片一方でこうやってもう片一方でこうやってというようなことがたくさんあるので、やはり行政としては、目指すべき姿を、施策をしっかりとお願いしたいなど。それぞれ、観光協会の役割もしっかり理解していただきながらやっていただくことが、いろんな形でそれぞれの役割を再度いろんな形で発信していただき、また、お互いにディスカッションしていただきながら、共有し、役割の責任化、

役割を努めていくというような、やはりそれぞれの団体も努力していく必要があるのかと思っております。

それでは、4点目に移らせていただきます。

今ほど池田課長からもありましたように、これからの観光を政策的に取り組むためには、観光DX、マーケティングが重要であると言われております。これは、国内の多くの自治体でも取り組んでおります。若狭町の観光資源を生かし、本当に強み弱みもありながら、今は観光客のニーズに合ったサービスを提供していくのが重要ではないかと。その上では、サービスを提供するということは、やはりデータの収集や、いろんな御意見をいただいて、それを分析して取り組むことが必要だと思います。

その点について伺いたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（熊谷勘信議長）

池田観光まちづくり課長。

○観光まちづくり課長（池田和哉課長）

それでは、御質問にお答えします。

観光客のニーズを把握するためには、様々な統計データを活用し、現状の実態をしつかり分析する必要があると考えております。これまで各種統計データやアンケート、SNSで発信された情報などで分析していましたが、昨年度、デジタル観光統計を活用した観光動態分析を実施し、若狭町内の観光スポットを対象に、来訪者数の推移、周遊パターンなどを詳細に分析いたしました。

主な結果としましては、関西圏からの来訪が最も多く、中でも40代から60代が多いこと、周遊パターンとしては、季節により違いはございますが、常神半島の海の幸を味わえる食や鯖街道熊川宿の歴史観光を目的とした周遊傾向が確認されました。

これらの結果を受け、本年度におきましても、この分析結果を基にプロモーションを強化し、定点観測を引き続き行う予定をしております。また、併せて、福井県観光データ分析システム、「FTAS（エフタス）」を活用してまいります。

FTASは、データを活用して、福井県の観光の実態を多角的に「見える化」するもので、将来の戦略を立てるイメージに有効であると考えております。これらのデータは、第4次観光振興ビジョンの策定にも活用するとともに、町民にも広く公表することで、次の観光戦略にもつなげてまいります。

○議長（熊谷勘信議長）

岩本克己議員。

○6番（岩本克己議員）

ありがとうございました。やはりデータというのは非常に大事なかなと思いますし、あと、この間、F T A Sの説明会、県観光連盟がつくってるF T A Sですけども、美浜町の民宿の女将さんを集めて、F T A Sによって、そういう数字を、そういう事業者の方にも見ていただいてというような研修会のときに、やはり非常に興味・関心を示されて、F T A Sの存在を知って、それで、これからは、日頃、いろんな形で自分でも簡単に見れるなというようなお話もありました。そういう面では、データなどを行政だけの持ち物ではなくて、いろんな観光事業者の方にも意識していただきながら、データとか、そういうアンケートの意見とかいうのは非常に大事なかなと思っております。今年度も官公庁の補助事業を受けられて事業を実施されます。直接D Xのためのものではないかもしれませんが、そういう観光庁の補助事業を受けながら、やはり町単独費ではなかなか難しいと思いますので、そういう国の予算もうまく活用しながら、こういう取組にしっかりと若狭町の部分を、町民の皆さんにも知っていただけるような調査事業を進めていただけたらと思っております。

それでは、3問目に入らせていただいております。

過疎対策事業債について伺います。

国は、過疎地域の地域振興を図る財源として、過疎対策事業債の制度を設け、令和4年に若狭町の三方地域が対象地域と指定を受けております。

その中で、1点目でございますが、過疎対策事業債のこれまでの実績と今後どのような事業に充当していくのかをお伺いします。

○議長（熊谷勘信議長）

池田観光まちづくり課長。

○観光まちづくり課長（池田和哉課長）

それでは、御質問にお答えします。

過疎対策事業債は、過疎地域を対象とした市町村の過疎計画に基づいて行う事業の財源として発行が認められた地方債で、本町においても、過疎地域の地域振興を図る財源として活用させていただいております。

償還期間は、据置期間を含め12年以内で、償還の財源には国からの交付金が措置され、市町村の実質的な負担が軽減されることになります。

若狭町では、令和4年に過疎地域自立促進特別措置法で指定された「三方地域」が過疎対策事業債の対象地域となっております。

これまでの過疎対策事業債の実績についてでございますが、ハード事業においては、事業費ベースで22億3,330万円、うち過疎債は10億6,600万円となっております、

西田公民館のリノベーションや小中学校のエアコン整備など、三方地域の施設整備に充当しております。また、ソフト事業については、三方地域の小中学校への学習支援員配置や、英語講師派遣などに、事業費ベースで1億8,786万円、うち過疎債は1億4,270万円となっております。

今後におきましても、三方地域の教育施設、農林水産施設、上下水道施設の整備や、教育、医療など、地域の振興と住民の生活の質向上に資する事業に充当するとともに、地域のコミュニケーションを高める事業など、人口減少が進む集落に対応するソフト事業等への充当も検討し、地域の活性化を図ってまいりたいと考えております。

○議長（熊谷勘信議長）

岩本克己議員。

○6番（岩本克己議員）

ありがとうございました。なかなか地域住民の方にこの過疎対策事業債というのは十分に知っていただいていないのかなと思っております。こういう面では、この過疎対策事業債につきましては、やはりこういう指定された地域が元気になったり、地域の人たちがコミュニケーションや交流を図ったり、そういう部分では非常に大事な、そういう事業にも使えるということで、当然ハード部分大事なんですけども、ソフト事業についても、しっかりと地域の意見を聞きながら、やっていただきたいなと思います。

その中で、2点目でございますが、過疎対策事業債を生かした今後の事業の計画を策定するに当たって、地域との意見交換会などの機会を設けることは可能かお伺いします。

○議長（熊谷勘信議長）

池田観光まちづくり課長。

○観光まちづくり課長（池田和哉課長）

それでは、御質問にお答えします。

過疎対策事業債は、教育施設や医療施設、公共施設、情報通信基盤整備など、地域住民の生活環境改善や地域活性化に役立つ事業の財源として活用することが可能で、活用するためには、「過疎地域持続的発展計画」を策定し、この計画に合致する必要がございます。

本計画は、令和4年度から令和7年度までの計画となっており、策定に当たっては、「第2次若狭町総合計画中期基本計画」をベースとし、中期基本計画の策定過程での御意見や住民アンケート、総合計画審議会での御意見をいただくとともに、集落ヒアリングや地区要望なども反映しております。

今年度は、次期の発展計画を策定する年となっており、中期基本計画の評価・検証内

容を反映するとともに、今月実施します地区要望、8月に実施します集落ヒアリングなどの機会に、御要望内容に照らし合わせながら策定してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（熊谷勘信議長）

岩本克己議員。

○6番（岩本克己議員）

ありがとうございました。やはり地域の人たちの要望とか地域のコミュニケーションとか地域の集落、それぞれの集落が元気になるような、なかなか財源というのは非常に少ないんで、確かに起債でございまして、交付税措置ということで、補助金ではございませんが、国の支援を受けて、こういう、過疎ってなかなか言いづらいですけど、我々、そういう地域に指定されたんで、そういう部分では元気なまちづくりとか、そういうものにこういう事業も、当然ハードも大事ですけど、ソフト面でも、やはりいろいろと聞いてあげてもらって、やっていくことによって、住民の意識もまたさらなる、過疎対策事業債というものに対して理解も得られるんじゃないかというふうに考えております。本当に、この3問、私、質問させていただきました。一生懸命質問させていただき、それを、また、こうやって御回答いただいて、一生懸命また私自身も取り組んでまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

私からの質問は以上とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（熊谷勘信議長）

ここで暫時休憩します。

再開は11時10分から行います。

（午前11時00分 休憩）

（午前11時09分 再開）

○議長（熊谷勘信議長）

再開します。

5番、久保幸子議員。

久保幸子議員の質問時間は、12時9分までとします。

なお、久保議員より資料の提示の申出がありましたので、これを許可します。

○5番（久保幸子議員）

皆さん、おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、通告どおり一般質問をさせていただきます。

先般の町議会議員選挙におきまして、町民の皆様の温かい御支援により当選をさせて

いただきました。1票を投じていただいた町民の皆様に感謝すると同時に、皆様の思いをしっかりと受け止め、町政の発展に尽力してまいります。

また、選挙期間中は大変多くの方々とお話をさせていただく機会に恵まれ、多くの意見や今後に期待する御支援の声も頂戴してまいりました。

この経験を通して私が強く感じたことを次の2点にまとめ、一般質問とさせていただきます。

若狭町の教育振興基本計画など拝見いたしますと、日頃の御尽力が忍ばれ心より感謝申し上げます。

さて、通告のとおり、明倫小学校跡地の利活用について、また、児童生徒が利用する通学路の安全確保に関わるスクールバスの利用について質問させていただきますので、明快かつ前向きな御答弁をお願いいたします。

まず、明倫小学校跡地の利活用についてお伺いいたします。

明倫小学校と三方小学校の統廃合が行われ、明倫地域の人々が形成したコミュニティも同時に変質してきたように思います。なぜかと申し上げますと、明倫地域においては、なぜか昔も今も公民館が存在せず、代わりに明倫小学校が、学校教育への協力要請などを通して校区の地域住民に交流の機会を提供してきたからです。それが今や失われた故に、地域として新たなコミュニティの中心となる機能が必要となりつつあるのです。

そこで、比較のため、ほかの地域を見ますと、既に校区ごとの公民館が存在し、今後、学校の統廃合が加速されたとしても、地域活動の拠点、住民が意見交換ができる場所が確保されております。これを参考に、明倫小学校跡地にも、公民館機能を持たせてはどうかと考えているところでございます。

今後、この案を具体化するために質問をさせていただきます。

地域公民館を整備する目的としては、若狭町を安心して安全な町にしなければならないという若狭町の方針と大きく関わっています。私の注目をしている明倫地域の場合は、特に防災・福祉など地域活動の拠点、住民が意見交換を行い、行政に要望したい内容を明確にする交渉の場として、公民館を整備、活用することで地域を活性化できるのではないかと考えております。

そこで、地域活性化の具体例を参照するため、資料を提示いたします。

僻地における地域学について調べてみますと、平成27年度に既に「人口減少地域において主体的に生き抜く力を育てる学びの創造」と題して愛媛県から次のような事例報告が上がっております。

「学校の教育目標を「豊かな人間を育み、郷土に誇りをもつ生徒の育成」と定め、

「教育課程特例校制度」を活用して、地域の自然や産業、歴史、文化に関して学習する「郷土学」を創設した。本研究では、「郷土学」を中心とした郷土学習を通して、自信を持って主体的に生き抜く力の育成を目指すこととした。なお、本校では、より効果的な学習活動が展開できるよう「学校運営協議会制度（コミュニティスクール）」と「学校支援地域本部事業」を導入している。「郷土学」は、地域の教育振興を最大限に生かし、地域社会の形成者としての資質・能力を育てるため、地域総がかりで教育活動を展開しようとするものである。地域の現状と課題を知り、地域から将来の生き方を学ぶ「郷土学」の教育的意義や可能性を探ることは、僻地学校はもとより、人口減少地域にある学校において、生徒に主体的に生き抜く力を身につけさせる上で有意義であると考ええる。」

ここで述べられている郷土学習は、学校で行われるだけでなく、地域住民が年齢層を問わず幅広く参加できるものと解釈すれば、そのまま地域公民館を通した地域活動の目的として読み替えられます。

実際に、明倫地域では、実現している地域交流の事例を挙げてみますと、明倫保育園の園児たちが地域の大人たちと共に芋掘り体験などを行い、対人関係、自然体験など、幼児期から学べる環境を整えております。明倫地域の特色として、現役を退いた教職経験者が多いことも、こうした活動の人的資源として役立っていると思われます。

しかし、続いて、若狭町の地域活動、福祉、防災、生涯学習など、様々な分野に視野を広げて実情を考えますと、現役世代は、年金制度における老後の経済的心配から、生活資金を得るための労働を優先せざるを得ず、若狭町全体から人を集め、多くの役員活動によって組織された各種地域活動団体からの脱退が相次いでおります。

そこで、私は、「新たな地域コミュニティにおける地区公民館活動について」と題された資料を提示いたします。こちらでございます。

京都府丹後市で実現した「新コミュニティ」の実例を参考に、明倫地域の発展を目指したいと思います。ここで言う新コミュニティとは、人口減少や少子高齢化の影響で、これまでの地域活動を担ってきた行政区や地域団体の機能低下が危惧される中、旧村や旧小学校などの広域で連携し立ち上げられました。若者や女性など多様な人材の参加を促し、多彩な活動をしながら、誰でもが自由に参加し、多種多様な地域課題の解決など、元気で楽しく住みやすい地域を目指す取組を行っているのです。一つ一つの団体は小さくとも、横につながり、意見交換を行うことで円滑に地域活動を行い、自治体への要望などを一括して発信しやすくしていこうというものです。

そこで、さきのような公民館活動に明倫小学校跡地を活用してはいかがでしょうか。

お考えをお聞かせください。

○議長（熊谷勘信議長）

山本教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（山本裕之局長）

それでは、御質問にお答えします。

令和4年に、三方小学校と明倫小学校が統合されて以来、旧明倫小学校の跡地利用につきましては、地域の方々と検討を重ねてまいりました。その上で、跡地の管理につきましては、地元集落が順番に草刈り作業を行うなど、常にきれいに維持していただいております。

そのような中、現在、1階部分を三方児童クラブとして利用しており、放課後や夏休みに保護者が不在となる家庭の児童を対象に、様々な学びの場を提供するなど、三方地域の児童の健全な育成を図っております。

また、2階の部分の一室は、令和6年度においては、明倫地域づくり協議会が10数回会議等で使用しております。さらに、明倫地区地域づくり協議会が中心となり、情報交換や交流の場となる明倫サミットの開催や、防災意識を高める防災訓練、児童や保護者が楽しく学べる明倫子ども大会など、数多くの事業を実施いただいております、地域コミュニティが失われないよう様々な活動に取り組んでおられます。

旧明倫小学校に公民館機能を持たせてはどうかという御質問ですが、現在、明倫地域を所管する公民館は三方公民館になります。三方公民館が主催する、また、共催する各種事業に明倫地域からも多くの方々が参加いただいております、生涯学習の場、地域交流の場になっていると考えております。しかしながら、明倫地域に限らず、少子高齢化や人口減少などによる地域コミュニティの希薄化は各地域でも課題となっており、改めて人と人とのつながりや、その拠点となる身近な公民館の重要性を再認識しております。

今後、旧明倫小学校跡地の利活用につきましては、公民館や地域づくり協議会、地域づくり支援員など関係する皆様の御意見を伺いながら、明倫地域にとって最善の利活用となるよう検討を重ねてまいりたいと考えております。

○議長（熊谷勘信議長）

久保幸子議員。

○5番（久保幸子議員）

御答弁ありがとうございました。今後は、明倫地域が一体となって、三方児童クラブの児童の皆様の安心・安全を守りながら、同時に地域の皆さんも活動していける環境の整備を求めます。

御答弁にありましたとおり、地元集落の皆さんによるボランティア活動で草刈り作業などを行っていただいておりますが、旧明倫小学校への愛着あればこそ、皆さんで維持されていると思います。今後は、各種地域活動団体の脱退が相次いでいる中、どこまで継続できるかが課題であると考えます。明倫地域づくり協議会の皆様の御尽力で、閉校から2年という月日の中で、やっと2階部分の一室を活用して会議が行われ、様々な活動に取り組んでおられます。ここにどれだけの御努力があったかと想像しますと、大変頭の下がる思いであります。

ところで、旧明倫小学校や三方児童クラブの管理運営、公民館を所管する部署は上中庁舎内教育委員会事務局であるのに対し、地域づくり協議会の担当は三方庁舎内観光まちづくり課です。このように所管が分かれているということは、住民が要望を行政に相談し、実現するための経路があまりにも複雑であることから、意見を集約するのであれば、時間をかけてでも、学校教育や社会教育に関わる地域で支えている各種団体や近隣の明倫保育園の関係者、または、地域に住む高齢者の皆さんや、その高齢者の皆さんを支える地域団体など、より多くの人々と行政がスムーズに意見交換ができるよう願っております。少子高齢化が加速する若狭町において、今後、行政機能の整備が進むよう期待しております。ありがとうございました。

続きまして、児童生徒が利用する通学路の安全確保に係るスクールバスの利用について質問をさせていただきます。

具体的には、平成17年度に施行された「若狭町遠距離児童生徒通学費補助金要綱」と、若狭町営バス運行管理条例第1条にある「公共の福祉増進及び沿線の小中学校に通学する児童または生徒の交通の確保を図るため、若狭町営バス（以下「町営バス」という。）を設置する。」と示された内容について、今後、統廃合が進む上で、見直しをどのように検討していくかお伺いいたします。

この条例が施行された約20年前に比べ、現在は人口減少に伴う生活環境の変化によって、長い通学路を少人数で登下校することを余儀なくされ、また、近年、住宅街に熊等の動物が出没する現在において、大人がいない、住宅の明かりや街灯もない道を歩いて登下校しなければならない児童生徒の安心・安全について考えねばならないと思うのです。子育て世代が安心して子供たちを学校に通わせ、子や孫を心配して迎えに行かなければならない両親、祖父母世代の負担を減らせるため、安心・安全な生活を守るためにできることがあるのではないのでしょうか。

ところで、安心・安全のまちづくりの予算に監視カメラの設置等が挙げられておりました。確かに最近、子供たちの集団登校の列に車で突っ込む、または、連れ去るという

事件が増えております。こうしたことがいざ発生してしまえば、その状況をカメラが記録することで、刑事事件の解決こそスムーズになりますが、傷つき、奪われた子供たちの健康や命を保護するのに直接役立つは言い難い側面もあるのではないのでしょうか。

児童生徒がいなくなれば、集落がなくなり、守ってきた伝統や神事もなくなっていく、そんな事態を防ぐためにも、たとえ少人数でも遠距離から登下校する児童生徒の命を守るために、若狭町遠距離児童生徒通学費補助金交付要綱等示された内容を再び見直し、今後ますます人口が減少し小中学校の統廃合が進んでいく現状に合った内容に改めることが必要ではないのでしょうか。

児童生徒にスクールバスで通学してもらう案の具体化について、まず心配されるのは予算の件かと思われますが、御覧の資料のとおり、現在政府から国総地第133号国総モ第64号 令和6年10月11日文部科学省発 「児童生徒等及び地域住民の移動手段の確保に向けたスクールバスと地域交通の効果的な活用について」といった通達が出ております。ここでは、通学する児童生徒の数が少なくなっても、スクールバスをそのまま地域交通の足として再利用し、続けようという問題解決が図られており、子どもたちだけでなく、過疎の進む町に住み続ける高齢者の足としても役立て続けようとする意図が読み取れます。

そこで、以上の通達への参加も含め、ほかの過疎地域と同様、若狭町に合った制度設計を前向きに検討・実現くださいますようお願いいたします。また、一つ目の質問にも関連いたしますが、公共交通機関としてのバス利用を通して、住民同士の交流なども期待できると考えております。

以上の件につきまして、ぜひ御意見をお聞かせください。

○議長（熊谷勘信議長）

山本教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（山本裕之局長）

それでは、御質問にお答えさせていただきます。

現在、上中地域において公共交通機関などを利用して遠距離通学をする児童生徒は、「若狭町遠距離児童生徒通学費補助金要綱」に基づき、定期乗車券やタクシー代などの補助を行っております。また、三方地域においては、「若狭町営バス運行管理条例」に基づき、梅の里小学校の児童及び三方中学校の生徒は町営バスを利用し、遠距離通学しております。

スクールバスを利用している児童生徒につきましては、文部科学省が示す学校の適正規模・適正配置での児童生徒の通学距離について、小学生は4キロメートル、中学生は

6キロメートルを最高限度としており、この基準に基づき利用区域を設定しております。

小学校の統合により遠距離通学になった旧明倫小学校区や旧熊川小学校区の児童に対しては、スクールバスを運行し通学支援を行っております。

登下校時における熊などの安全対策としましては、引き続き、地域での見守り体制を維持していただくとともに、学校や保護者、地域ボランティア、町、捕獲隊、警察など関係機関や団体等と連携を密に取りながら、安心・安全な登下校ができるよう努めてまいります。

今後につきましては、想定以上に少子化が進んでいる本町の現状を踏まえ、小学校及び中学校の在り方について再検討する必要があると考えており、その中で、児童生徒の安心・安全な登下校についてもしっかりと検討してまいります。

○議長（熊谷勘信議長）

久保幸子議員。

○5番（久保幸子議員）

事務局長、大変前向きな御答弁ありがとうございました。さきの御答弁に含まれておりました文部科学省が示す適正規模・適正配置の基準には距離等を示す内容も含まれております。これらの点についても急がれる法制度の見直しを望んでおります。

また、現状の登下校における熊対策についても、地域での見守り隊や地域ボランティア、捕獲隊の減少や各種団体離れ等を含め、今後どのような組織対策がなされるかも含め、再検討されていくことを期待しております。

以上をもちまして、一般質問を終わらせていただきます。本日はありがとうございました。

○議長（熊谷勘信議長）

8番、川島富士夫議員。

川島富士夫議員の質問時間は、12時32分までとします。

○8番（川島富士夫議員）

皆さん、こんにちは。公明党の川島でございます。

通告書に従い、大項目では3点質問をさせていただきます。

理事者の皆様におかれましては、誠意ある、また、分かりやすい御答弁をよろしくお願いいたします。

まず、大項目の1点目、「獣害対策」について幾つかお伺いをします。

農作物の被害や家畜の被害といった獣害については過去からもありました。もちろん今もあります。それに加えて、近年では熊やサル、鹿もですか、町の中にまで出てくる

といったことは頻繁に起きております。特に熊が人を襲い、襲われた人が大けがを負うといった報道もされています。本町にあっても、最近熊の目撃情報が多くされておりま
す。農作物の被害も今年は例年より多いということをよくお聞きをします。

そこで、本町の獣害対策についてお伺いをします。

質問の主な対象有害獣は、熊、イノシシ、鹿、サルとします。よろしくお願いします。
サルについては後ほど詳しくお聞きしますので、最初は、熊、イノシシ、鹿ということで御答弁をいただければいいかというふうに思います。

こういった大型の有害獣たちが山から里に下りて悪さをするわけですが、それぞれの
経路について、どのように町では解析していますでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（熊谷勘信議長）

岸本農林水産課長。

○農林水産課長（岸本晃浩課長）

それでは、御質問にお答えします。

熊、イノシシ、鹿、サルといった大型の獣類が山から里に下りてくる経路につきまし
ては、山際に設置した侵入防止柵を突破、または、迂回する経路が考えられます。

現在、町内の集落の山際の多くの部分には侵入防止柵が設置されていますが、柵はイ
ノシシや鹿対策として設置をしており、サルや熊については柵を上り、どこからでも侵
入することが可能で、電気を併用した柵が有効とされていますが、日常の管理が難しく
設置が進んでいないのが現状です。また、柵の弱い部分から侵入されることもあり、管
理が行き届かないところからの突破による侵入や、そもそも柵が設置されていない河川
など、柵を迂回して侵入することなどが考えられ、そういった箇所には複数の獣の足跡
がついた獣道として痕跡が確認できますので、その部分を対処することで、侵入を防止
する効果があると考えられます。

○議長（熊谷勘信議長）

川島富士夫議員。

○8番（川島富士夫議員）

ありがとうございます。実は今日の朝なんですけども、早朝です、暗いうちですが、
私、車でちょっと細い道通って行って、だだっという音がするんです。よく見たら、イ
ノシシが同じ方向に向いて走っていたもので、びっくりしたということもございます。
一般質問を今度、議会だよりに掲載するわけなんですけども、それに今回から写真が要るとい
うもので写真を撮ろうと思ったんですけども、逃げてしまいました。残念ながら写真に
は収められませんでした。

ただいまの質問、ありがとうございます。御答弁に感謝します。

それでは、今言った有害獣それぞれについての対処法、現状どのようにしておられるのかをお伺いします。

○議長（熊谷勘信議長）

岸本農林水産課長。

○農林水産課長（岸本晃浩課長）

それでは、御質問にお答えします。

有害獣から農作物等を守る方策として、大きくは、獣が農地に侵入することを防止する「侵入防止」と、侵入した有害獣による農作物被害を防止するための「駆除」の二つの対処法がございます。

まず、イノシシや鹿の獣害を防止する対処方法としましては、金網などの恒久的な侵入防止柵や電気柵を整備することによる農地への侵入の防止、それらの対策を講じても被害が発生する箇所において行う捕獲檻等の設置による有害捕獲が挙げられます。

サルについては、農地への侵入を防止することが難しいため、花火やエアガンなどによる音と威嚇による追い払いや地獄檻などの大型捕獲檻での捕獲が挙げられます。

また、熊につきましては、農作物への被害よりも人的被害の発生を考慮し、目撃情報や出没の痕跡があった場合には、有線放送による注意喚起や若狭町クマ出没状況共有ラインでの情報提供を行い、捕獲隊によるパトロールの実施や捕獲檻を設置して捕獲するなど、人的被害の発生防止に努めております。

○議長（熊谷勘信議長）

川島富士夫議員。

○8番（川島富士夫議員）

ありがとうございます。捕獲する道具はどのようなものを使用していますか。ただいまの御答弁の中に罾や檻といったものがございましたが、もう少し詳しくお伺いをできますでしょうか。

○議長（熊谷勘信議長）

岸本農林水産課長。

○農林水産課長（岸本晃浩課長）

それでは、御質問にお答えします。

有害獣それぞれを捕獲する道具につきましては、イノシシ、鹿については、くくりわな、箱わな、銃器が挙げられ、熊については、熊用の箱わな、サルについては、地獄檻や中型檻、ハクビシンやアナグマ、アライグマなどの中獣類については、小型檻が挙げ

られます。

なお、わな等の狩猟免許を有する捕獲補助員の人数を申し上げますと、三方地区で10名、みそみ地区で4名、西田地区で12名、鳥羽地区で3名、瓜生地区で6名、熊川地区で1名、三宅地区で2名、野木地区で6名の計44名で構成をしており、そのうち、銃器等を使用しての止め差しが可能な捕獲隊は、西田地区に4名、瓜生地区に2名、熊川地区に1名、野木地区に2名の9名で組織し対応をいただいております。

○議長（熊谷勘信議長）

川島富士夫議員。

○8番（川島富士夫議員）

ありがとうございます。捕獲用の檻ですけれども、農作物被害を受けた住民の方が言っていました。町に檻を設置してくれと頼んだけれども、今は檻がないというような返事でした。

捕獲用の檻が不足しているのでしょうか。であれば、充足するといったお考えはないのでしょうか、お伺いをします。

○議長（熊谷勘信議長）

岸本農林水産課長。

○農林水産課長（岸本晃浩課長）

それでは、御質問にお答えします。

有害捕獲では、狩猟免許を取得し、かつ有害捕獲の許可を得た方が有害捕獲を行えることになっておりますので、箱わななどの檻の数を増やすためには、檻の管理ができる捕獲補助員の人数を増やす必要があります。捕獲隊及び捕獲補助員の人数にも限りがあり、また、それぞれが管理できる檻の数にも、適切な管理ができるよう上限が設けられております。地区によっては集落で免許保有者を含めた檻の管理者を登録し、檻を設置管理している例もございます。

地域でも、そういった捕獲体制を整えていただくことで、檻の貸出しや貸与を検討させていただくことも可能となりますので、集落ぐるみでの侵入防止の徹底に加え、狩猟免許の取得や有害捕獲にぜひ御協力いただき、駆除と防除の両面で進めていただきたいと考えております。

○議長（熊谷勘信議長）

川島富士夫議員。

○8番（川島富士夫議員）

檻が不足していたということではなかったんですね。つい、檻一つぐらいというふう

に考えがちですけれども、そういう簡単なものではないということがよく分かりました。
ありがとうございました。

では、ここからは、少しサルについての質問になります。

今年に入ってからサルによる被害についての相談件数と、その対応状況について教えてください。

○議長（熊谷勘信議長）

岸本農林水産課長。

○農林水産課長（岸本晃浩課長）

それでは、御質問にお答えします。

サル被害の相談件数につきましては、令和6年度では10件の相談があり、町が実施した各集落への農作物被害調査では、報告のあった被害件数にサルを含む件数は74件でございました。

町では、サルの行動圏調査を行った結果に基づき、サル用の大型捕獲檻であります地獄檻を設置し、檻の管理については、地域の方々の御協力を得て捕獲駆除を行っております。また、追払い花火の購入に対しての助成や追払い用のエアガンなどの貸出しも行っております。

地獄檻の設置箇所につきましては、安賀里区、三宅区にそれぞれ1基ずつ、西田地区に3基設置しており、今年度は西浦地域に1基の設置を予定をしております。

○議長（熊谷勘信議長）

川島富士夫議員。

○8番（川島富士夫議員）

ありがとうございます。多くの方から今年聞いた話ですけれども、「サルが家の玄関戸を開けて中に入り、大変な悪さをして逃げていく、だから、それから少しの間でも家を空けるときの鍵をかけるようにした。」と。それが「うちだけではなく、集落内全部がやられている。」ともおっしゃっておりました。別の集落でも、同じようなお話をお聞きしました。その上で、「何とかしてくれ。」と。「何とかしてくれ。」と言われても、そのときは答えに窮してしまいました。

最近、人がサルに襲われたという話を聞かなくなりましたが、今後のことはどうなるか分かりません。熊が人に危害を加える昨今のことを考えますと、サルにも用心が必要ではないかというふうに感じます。

質問します。

現状で、住民の方がサルに対処する方法としては、追い払う以外にないのでしょうか。

御見解をお伺いします。

○議長（熊谷勘信議長）

岸本農林水産課長。

○農林水産課長（岸本晃浩課長）

それでは、御質問にお答えします。

サルに対する対処法として考えられますのは、音や威嚇による追い払いのほか、大型捕獲檻の「地獄檻」等の設置による捕獲、電気柵が挙げられます。また、対象となる有害獣の特性を知り、適切な対応をすることが有効であり、町としましても、講習会の開催やチラシ等による情報の提供を行うなど、住民の皆様が知識を習得する機会づくりにも努めております。

なお、捕獲を実施するに当たっては、サルの行動圏調査を行い、その結果に基づき捕獲檻を設置・捕獲することが重要で、捕獲檻の設置を行うためには、集落で檻を管理する体制を整えていただくなど、集落の皆様の御協力が不可欠となりますので、御理解賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（熊谷勘信議長）

川島富士夫議員。

○８番（川島富士夫議員）

ありがとうございました。今回のこの質問で、「檻を設置するには管理体制が必要である。」「その体制には狩猟免許の有資格者を含む捕獲隊が必要である。」というように分かりました。

ですが、集落の人は、「捕獲檻の管理など詳細なこと」については知らないと思います。これから行われる地区や集落ヒアリングの際に該当するところへは、詳細をできれば説明していただきたいです。よろしくお願いいたします。

この後に通告しておりました教育委員会への質問でございますが、先ほどの久保議員の質問の中で、教育委員会のお考えに変わりがないことが確認できましたので、私からの質問は省きます。

ですが、スクールバスを運行することが、親御さんと子供さんたちの安心・安全を高い確率で保証できる現時点での唯一の方法だと思います。今後も引き続き御検討いただきたいをお願いしまして、次の質問に移ります。

大項目の２点目、「環境美化」について何点かお伺いをします。

今年の４月２７日でしたが、町で実施されました「三方五湖一斉清掃」に参加をさせていただきました。これには多くの町民の方々も参加をされ、ありがたく感じていると

ころでございます。もちろん、準備、片づけ等に御尽力をいただきました関係課の皆様にも感謝をしております。

その際、道路脇に目をやったときに、たばこの吸い殻や空き缶、袋に入った家庭ごみといった、いわゆるポイ捨てが散見をされました。特にひどいと感じたのが、歩道から少し入った茂みの中に、灰皿から捨てたと思われる吸い殻が山になっていたことです。そのときのその日の条件次第で大火事になることも予想されます。非常に危険です。また、三十三間山登り口の駐車場から少し入った茂みの中にも、レジ袋に入った家庭ゴミが幾つも捨てられていたというお話もお聞きをしました。このことから、何点かお伺いをします。

これまでに、このような情報を町では把握をしておりましたか。把握していた場合、町の対応はどのように行われたのでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（熊谷勘信議長）

中村環境安全課長。

○環境安全課長（中村辰也課長）

それでは、御質問についてお答えをいたします。

地元集落より、三十三間山登山道駐車場付近でゴミが捨てられており、どうにかならないかとの相談を受けたことがございます。また、ポイ捨てにつきましても何件もの情報が入ってきております。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律、第一章総則（清潔の保持等）の第5条に、土地または建物の所有者、占有者がいない場合には管理者でございますが、は、その占有し、または管理する土地または建物の清潔を保つように努めなければならないとあります。

不法投棄された廃棄物の処理責任は、原則として排出した者にありますが、投棄者が不明な場合は、土地の所有者や管理者が責任を負うことになります。このことから、若狭町におきましても、基本的には、土地所有者や土地管理者に対応をお願いしているところであります。

なお、通常施設へのごみ持込み時に必要となりますごみ処理料金については減免させていただいており、御対応いただいております皆様方に感謝を申し上げます。

○議長（熊谷勘信議長）

川島富士夫議員。

○8番（川島富士夫議員）

ありがとうございました。ほとんどが土地の所有者、土地管理者という人が迷惑を被るということになりそうです。捨てたもの勝ちみたいな理不尽極まりない行為です。特

にたばこの吸い殻をまとめて捨てるなどということは絶対にさせてはならないというふうに思います。冒頭に申し上げましたように、大火事になる恐れが非常に高いと考えるからでございます。

ところで、本町にポイ捨てを禁止する条例はありますか。ほかの自治体では、早くから条例でポイ捨てを禁止し、違反した場合に罰則を設けているところもあるようですが、御見解をお伺いします。

○議長（熊谷勘信議長）

中村環境安全課長。

○環境安全課長（中村辰也課長）

それでは、御質問についてお答えをいたします。

若狭町には、ポイ捨てを禁止する条例はございません。若狭町では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、第四章雑則（投棄禁止）の第十六条に、「何人もみだりに廃棄物を捨ててはならない。」と第五章罰則の第二十五条に、「五年以下の拘禁刑若しくは1千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。」とありますので、法律に基づいて対処させていただいております。

ポイ捨てごみの多くは投棄者を特定する手がかりがないため、注意することもできないのが現状でございます。これまで何度か投棄者が特定できたことがあり、その際には警察に通報しており、法律に基づき対処しているところでございますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（熊谷勘信議長）

川島富士夫議員。

○8番（川島富士夫議員）

ありがとうございます。どここの誰というのを特定すれば罪に問えるということですが、実際には手間暇を要して、結果、特定できずに終わるというのがほとんどなんではないでしょうか。

これから観光客が多くなれば、ますます難しい対応になろうかというふうに思います。ポイ捨て禁止がよく目立つ看板を多く設置することで効果が上がるのではないかと考えますが、御見解をお伺いします。

○議長（熊谷勘信議長）

中村環境安全課長。

○環境安全課長（中村辰也課長）

それでは、御質問についてお答えをいたします。

議員御指摘のとおり、ポイ捨て看板を増やすことで一定の効果は見込めると考えております。町では、表示内容が異なる看板を数種類保有しており、看板を希望される集落には御希望の表示看板を提供させていただいております。

しかしながら、乱立すると景観が悪くなったり、交通安全上見通しが悪くなることもございますので、抑制効果と景観等の加減をよく検討いただき設置をしていただいております。

○議長（熊谷勘信議長）

川島富士夫議員。

○８番（川島富士夫議員）

ありがとうございます。結局、捨てる側の良心に期待することしかできないのでしょうか。一度、良心しか存在しないという、そういう世界があれば、そこを訪ねていきたいという気分でございます。

最後です。大項目の３点目、「空き家対策について」何点かお伺いをいたします。

本町では毎年、空き家の調査を行っていますが、直近５年間の空き家件数と空き家バンクへの登録件数を年度別で教えていただけますでしょうか。お願いします。

○議長（熊谷勘信議長）

池田観光まちづくり課長。

○観光まちづくり課長（池田和哉課長）

それでは、御質問にお答えします。

直近５年間の空き家件数についてでございますが、令和２年度は空き家調査を行っておりませんので、令和元年度からの件数をお答えいたします。

令和元年度は３２４件、令和３年度は３６６件、令和４年度は４２９件、令和５年度は４５７件、令和６年度は４９７件となっております。

次に、空き家情報バンクへの新規登録件数でございますが、令和２年度は９件、令和３年度は７件、令和４年度は１６件、令和５年度は１７件、令和６年度は１８件となっております。

○議長（熊谷勘信議長）

川島富士夫議員。

○８番（川島富士夫議員）

ありがとうございました。空き家は結局増え続けていると。しかし、空き家バンクへの登録件数が少ないように感じます。その原因は一体何だとお考えでしょうか。

○議長（熊谷勘信議長）

池田観光まちづくり課長。

○観光まちづくり課長（池田和哉課長）

それでは、御質問にお答えします。

空き家情報バンクへの登録件数は、先ほどの答弁のとおり、年々増加しているものの、全空き家件数の５％未満という結果となっております。

新規登録件数が少ない原因としましては、「所有者が実家など、御自身にゆかりのある家屋を手放す決断ができない場合」や、「建物や土地の名義が相続登記未了などにより整理がされていない場合」、「空き家情報バンク制度を知らない」などが考えられます。町としましては、空き家情報バンクの登録を促進するため、引き続き制度のＰＲ等に努めてまいります。

○議長（熊谷勘信議長）

川島富士夫議員。

○８番（川島富士夫議員）

ありがとうございます。空き家バンクへの登録条件など広くＰＲされたほうがいいのかも知れません。場合によっては、その条件を緩和することも必要じゃないかと感じます。

次の質問です。

空き家バンクを介して空き家が解消された件数は何件ありましたか。

○議長（熊谷勘信議長）

池田観光まちづくり課長。

○観光まちづくり課長（池田和哉課長）

それでは、御質問にお答えします。

空き家情報バンクは、平成２３年度に創設しております。創設後、令和６年度までに空き家情報バンクを介して空き家が解消された件数は、売却が６９件、賃貸が３８件、合計１０７件となっております。

○議長（熊谷勘信議長）

川島富士夫議員。

○８番（川島富士夫議員）

ありがとうございます。私が想定していた数字よりも多いです。空き家バンクに登録することが空き家解消の近道ということが分かります、なるほど。なので、もっと空き家バンクへの登録をしてほしいというふうにも感じます。

さて、御答弁の物件の中でトラブルも発生していたようですけれども、再発防止策を

立てられたと思いますが、どのような策でしょうか、お伺いをします。

○議長（熊谷勘信議長）

池田観光まちづくり課長。

○観光まちづくり課長（池田和哉課長）

それでは、御質問にお答えします。

町では、空き家の活用を進める上で、売買または賃貸契約の当事者間だけでなく、生活しようとする地域においてもトラブルが発生しないよう注意して取り組んでおります。

空き家情報バンクは、空き家を売却、または、貸したい方が不動産業者と契約を行い、空き家情報を町が公開することで、空き家を売却したい、または、賃貸したい方と購入したい、または、借りたい方のマッチングを行う仕組みとなっております。

空き家情報バンクを介し、物件の売買、または、賃貸契約が成立した場合、町から該当する自治会にその旨を連絡しております。多くの場合、地域の方々との交流と触れ合いの中で、地域の一員としてともに生活されておられますが、残念ながらトラブルが発生する場合もございます。

まず、そのようなトラブルが発生しないよう、不動産業者等と連携を密にし、情報共有を図ってまいりたいと考えております。

○議長（熊谷勘信議長）

川島富士夫議員。

○8番（川島富士夫議員）

ありがとうございます。ぜひ、「購入したい、または、賃貸したい方の素性などをよく確認すること」もお含みいただきたいなというふうに思います。

次の質問です。

空き家の持ち主、または、管理者の方がその空き家を放置した場合に、行政としてはどのように介入していくのでしょうか。また、最終的にはどうなるのでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（熊谷勘信議長）

池田観光まちづくり課長。

○観光まちづくり課長（池田和哉課長）

それでは、御質問にお答えします。

空き家が長年利用されず適切な管理がなされない状態で放置された場合、老朽化が進行し、倒壊等を引き起こす恐れのある危険な状態になるとともに、野生動物等のすみかとなるなど、隣接する建物や周辺の生活環境に悪影響を及ぼします。

町では、そのような危険な状況になる前に、所有者に責任を持って自主的に管理いただくよう、「空家等対策の推進に関する特別措置法」及び「若狭町空家等対策の推進に関する条例」に基づき助言や指導を行っております。指導を行っても対策がなされず、空き家が著しく危険、または、衛生上問題があると判断される場合には、「特定空き家」の認定を行い、所有者に対し改善勧告を行い対策を採っていただきます。

しかしながら、改善勧告等を行っても所有者に対策を採っていただけない場合は、「代執行」の措置を行うことで、被害の発生を未然に防止し、地域の安全と生活環境の保全を図ることとなっております。

○議長（熊谷勘信議長）

川島富士夫議員。

○8番（川島富士夫議員）

ありがとうございます。助言・指導から勧告、そして代執行ですね。空き家の持ち主、管理者の方も早くどうかしたいというふうに思っているのかもしれませんが、不動産のことだけに難しいと感じている方も多いのだろうと推察をします。

次の質問です。

空き家対策には、行政だけではどうしても限界があるように感じます。国が推奨する「官民連携での二地域居住の推進」なども必要ではないかとも考えておりますが、御見解をお伺いします。

○議長（熊谷勘信議長）

池田観光まちづくり課長。

○観光まちづくり課長（池田和哉課長）

それでは、御質問にお答えします。

空き家の取引は専門性が高く、空き家対策は行政だけでは限界があり、民間事業者と連携していくことは有効であると考えております。議員御指摘の「二地域居住」についてでございますが、これは、主な生活拠点とは別の特定の地域に生活拠点を設けることで、地方への人の流れを生み、関係人口の創出や、多様なライフスタイルの実現を通じたウェルビーイングの向上、自然災害のような突発的な危機に対する冗長性の確保など、様々なメリットがあります。その一方で、二地域居住に伴う諸費用の発生や生活環境の整備、地域への関わり方など、中長期的観点から検討すべき課題も生じております。

このような中、国では、関係人口に着目した住所地以外の地域に継続的に関わる人を登録できる「ふるさと住民登録制度」の創設を表明しております。

「ふるさと住民登録制度」は、居住地以外の自治体に「ふるさと住民」として登録し、

当該自治体の情報提供や行政サービスなどを受けられる制度で、二地域居住やボランティア、副業などが広がり、地域の担い手確保につながるほか、空き家を解消する手段としても有効であると考えております。

そこで、人口減少社会の諸課題に対応するため、「ふるさと住民登録制度」を含む関係人口の創出や定住人口の確保について、官民が連携した取組手法を他地域の先進事例を研究しながら検討してまいりたいと考えております。

○議長（熊谷勘信議長）

川島富士夫議員。

○8番（川島富士夫議員）

ありがとうございます。今後、国の施策として二地域居住が推進され、これまでの観光のように、国の予算が盛り込まれることになろうかとも思っております。

自治体が空き家の管理活用や二地域居住を支援する民間団体を「空き家等管理活用支援法人」または「二地域居住支援法人」として指定できるという制度も設けられているそうです。また、この制度を活用して、民間団体を支援法人にしている自治体も今増えているようでございます。ほかの自治体が民間団体や専門機関と連携して成果を収めている事例もございます。

本町に福井県で初めての「全国空き家アドバイザー協議会若狭支部」という団体があることを御存じでしょうか。現在活動を行っております。そのような団体と連携をするというふうな御検討されるのもいいというふうに思いますが、御見解をお伺いします。

○議長（熊谷勘信議長）

池田観光まちづくり課長。

○観光まちづくり課長（池田和哉課長）

それでは、御質問にお答えします。

空き家は増加の一途をたどっており、その課題も多岐にわたっていることから、行政、不動産業者のほか、建築事業者等、関係者が連携して対策に取り組んでいく必要があると考えております。

議員御指摘の「全国空き家アドバイザー協議会」は、空き家の問題を解決するための専門団体として、「空き家の相談」や「空き家課題トータルコンサルタント」の資格制度を設け、空き家問題に対応できる環境・人材整備を行っております。

同協議会は全国68か所に支部を設けており、若狭支部は令和6年に設置され、現在、町内外の建築業や解体業者など幅広い分野の方が登録されております。

今後、同協議会若狭支部との連携方法等について、活動方針やその内容、他の自治体

の先進事例などを確認するなど検討してまいりたいと考えております。

○議長（熊谷勘信議長）

川島富士夫議員。

○8番（川島富士夫議員）

ありがとうございました。このままいけば増え続ける空き家を増やさないテクニックを持った専門団体と連携することで、若狭町の空き家の増加にブレーキがかかるというふうに思います。

ぜひ、前向きの御検討を期待して、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（熊谷勘信議長）

ここで昼食休憩を取ります。

再開は1時10分から行います。

（午後 0時 8分 休憩）

（午後 1時 7分 再開）

○議長（熊谷勘信議長）

再開します。

3番、速水真由子議員。

速水真由子議員の質問時間は、2時8分までとします。

○3番（速水真由子議員）

御紹介いただきました速水真由子です。このたび、町民の皆さんの御支援を賜りまして当選の栄誉を賜りました。一生懸命取り組んでまいりますので、よろしくお願いいたします。

では、議長のお許しをいただきましたので、通告書に従い質問いたします。

今回、私からは大きく二つです。

一つ目は、文化施設の利活用について、二つ目は、SNSと情報戦略について質問させていただきます。

まずは、文化施設の利活用についてです。

若狭町は、町制20周年を迎えました。20年前に子供だった町民の皆さんが、今、文化を担い、支えてくださっています。それは、関係者の皆様の長年の御尽力があってこそであり、文化が一朝一夕では育まらないということを物語っています。

「ここから20年後の未来に向けた種は今蒔くべきです」という言葉は、長年地域の文化を支えてこられた方から私が教わった言葉です。

本町の文化施設は、その種まき、種まきをし育てていく重要な土壌であると考えます。町長が総合戦略で掲げられた「将来も住み続けられ、心ゆたかで『幸せ』な暮らしの実現」という町の方向性を、町内の二つの文化施設の利活用を軸に質問させていただきます。

まず、パレア若狭について伺います。

文化事業や貸館機能を通して町民の表現の場となってきたこの施設は、今年で開館20周年を迎えました。秋には、キッズルームもリニューアルオープンいたします。小浜市の文化会館が、来年から2年間工事に入ることもありまして、特に音楽ホールへの利用のニーズは今後高まっていくと見込まれます。町として、この機会をどのように捉え、次の20年に向けて、施設の魅力強化、利用促進にどのように取り組んでいかれるのかお聞かせ願います。

○議長（熊谷勘信議長）

中西パレア文化課長。

○パレア文化課長（中西みや子課長）

それでは、御質問にお答えします。

パレア若狭は、今年開館20周年を迎えることから、老朽化の見られる箇所を集中的に、令和6年度、令和7年度の継続事業でリフレッシュ整備工事を進めております。また、空調機器の更新工事を令和6年度にフィットネスエリアから実施しておりますが、優先順位を定め、令和7年度から令和9年度にかけて順次更新する計画を立てております。また、館内の照明をLED機器に更新する改修工事も令和7年度より2か年計画で行っていく予定です。今後も、施設利用者に、より安全かつ快適に過ごしていただけるよう整備を進めていきます。

なお、音楽ホール等での事業につきましては、来場者へのアンケートに回答いただいた内容も参考に、町内外の学識経験者等で構成されるパレア若狭文化事業企画委員会で、ニーズ確認と協議を行い、取り組んでおります。

○議長（熊谷勘信議長）

速水真由子議員。

○3番（速水真由子議員）

施設のハード面での更新や安全性の確保について着実に取り組まれているということで、ありがとうございます。

その上でなんですが、文化の土壌としての役割をより強く果たしていくためには、ソフト面の体制づくり、特に人材や地域とのつながりにおいても、引き続き丁寧に取り組

む必要があると考えています。

次は、その視点から、専門人材のことをお伺いいたします。

特に音楽ホールにつきまして、専門的な知識や資格を持つ常駐のスタッフが不在と伺っております。若狭町独自の方向性を持ちつつ、文化施設の魅力を持続的に高めていくには、図書館司書や博物館の学芸員のように、音楽ホールも専門性を持った人材の配置が不可欠だと考えます。

今後、町として、文化分野における専門職の採用、また、育成について、どのような方針をお持ちでしょうか。

○議長（熊谷勘信議長）

中西パレア文化課長。

○パレア文化課長（中西みや子課長）

それでは、御質問にお答えします。

一般的に音楽ホールなどの常駐職員として必須となる専門的資格というものはございませんが、音楽ホール運営に当たり、イベントの企画運営に関する知識、スキル、舞台演出に当たる音響技能士や舞台機構調整技能士の国家資格や、照明技術者、技能認定という資格を有していることは望ましいと考えます。パレア若狭では、音楽ホールでの照明や音響について、これまでも基本的な操作方法是マニュアル等を作成し職員で対応しております。人事異動の際は、マニュアルを基に引き継ぎをしています。そのため、より専門的な操作による演出が必要な場合は、舞台演出を行う業者に委託して対応しています。

また、ホールスタッフとしての接遇に係る研修等についても、専門講師を招いて実施するなど、今後も継続して行なってまいります。

○議長（熊谷勘信議長）

速水真由子議員。

○3番（速水真由子議員）

ありがとうございます。ホールの演出、専門的な演出については、外部の委託で対応されているということです。

継続的な魅力をつくり出したり、あと、若い世代の関心を引きつけていくためには、企画力を内側から育てていくことも重要だと感じております。その内と外をつなぐ存在として、町民の方々がさらに関わっていける仕組みについて次に伺います。

パレア若狭には、ボランティア「パボス」の仕組みがございますが、登録者の数や活動の頻度を見ますと、まだ十分に活用しきれていない印象を受けています。町民が文化

活動に参加しやすくなるような工夫、特に住民と施設の橋渡し役のような仕組みを強化するべく、今後、参加の促進や育成の支援について何か取組を検討されているでしょうか。

○議長（熊谷勘信議長）

中西パレア文化課長。

○パレア文化課長（中西みや子課長）

それでは、御質問にお答えします。

音楽ホール事業は、職員だけでは十分な対応が難しいことも多いため、パレアボランティアスタッフ、通称「パボス」の皆さんの協力が事業運営になくてはならない存在となっております。

令和6年度に「パボス」に登録されている方は、図書館のみのボランティア2人を含めて18人でした。活動回数は年間15回で、1回につき2人から3人、最大で4人の協力を得て、来場者の案内などをしていただきました。

定期的に開催しております研修会には、昨年度7人の参加がありました。今年度は、専門の講師を迎えて、ホールスタッフ養成の研修を企画する予定です。

今年の広報わかさ3月号に、パレア若狭ボランティアスタッフ募集の記事を掲載しました。パレア若狭音楽ホール事業への理解をいただき、元気なパレア若狭をつくっていただけるよう取り組んでまいります。

○議長（熊谷勘信議長）

速水真由子議員。

○3番（速水真由子議員）

ボランティアの方々の熱意と協力がなくしては成り立たない事業が多いということも改めて感じますので、引き続き、研修の継続や活動の発信に期待を持っております。それだけに、町民の活動がさらに根づいて広がっていくためには、施設そのものの魅力や可能性が発揮されるということが土台になると思います。

そこで、まだ生かしきれていない資源の利活用について次に伺います。

パレア若狭には十分生かしきれていない設備や空間が数点あって、活用を疑問視する住民の方の声も耳にしております。

三つございます。

一つ目は、旧パレアの湯の空間です。こちらは、防音性が高く、小規模な演奏会や美術作品の展示の会場、または、子ども向けのワークショップなどにも活用できるポテンシャルがあり、使わないのはもったいないんじゃないかなという声もよく聞いておりま

す。

二つ目には、ホール内の磁気ループ用受信機です。

聴覚に不安のある方への配慮として整備されておりますが、現在は、その存在が利用者に十分認知されておらず、貸出実績もなしと聞いております。

そして三つ目は、館内の照度についてです。

入り口に入ったときに薄暗く感じるという声をよく聞いております。この照明の改善により、施設全体の印象が向上する余地があると考えます。

このように、既にある資源を町民目線で再評価して利活用を進めることは、コストを抑えて価値を高めるという意味でも有効です。町としては、こうした設備の利活用について、どのように認識して改善推進をお考えでしょうか。

○議長（熊谷勘信議長）

中西パレア文化課長。

○パレア文化課長（中西みや子課長）

それでは、御質問にお答えします。

御指摘のパレアの湯については現在使われておりません。パレア若狭内施設の有効活用については、安全性や改修費などを踏まえた上で検討してまいります。

また、音が聞き取りにくい方のために音楽ホール用の受信機が10台あります。この受信機は一般の補聴器とは違い、磁気ループ専用のもので、片方の耳にイヤホンを使用して聞くものです。現在も御利用いただけますが、導入より時間が経過していることもあり御案内は控えておりますが、必要に応じてお問い合わせいただけると対応させていただきます。

最後に照明につきまして、現在、薄暗く感じる場所もあり、今年度と来年度にかけて順次LED照明に更新してまいりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

○議長（熊谷勘信議長）

速水真由子議員。

○3番（速水真由子議員）

ありがとうございます。ぜひ、既にある資源を使われていないという状態にせずに、住民にとって使える場所にして、ともに関わって育てていくことで、次の20年の価値をつくっていけると思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次に、若狭町のもう一つの重要な文化拠点であります若狭三方縄文博物館について伺います。

若狭町が全国に誇る文化資源の一つが若狭三方縄文博物館です。縄文時代の暮らしや

三方五湖の自然環境に深く根差した資料の展示を通じて、訪れる人々に感動と学びを提供してきたこの施設は、文化的にも教育的にも大変価値の高い拠点です。

一方で、地元の方からは、身近にあるはずの施設にもかかわらず足を運んだことがないという声、訪れるきっかけがないという声を度々伺っております。本町の文化の根を深く育み次世代に継承していくためには、町民にとっても町外から訪れる人々にとっても、さらに身近で開かれた博物館である必要があります。

そこで幾つかの観点から、現状と今後の展望をお尋ねいたします。

まず、縄文博物館の来館者数、そして入館料収入の推移、また来館者の年齢層や居住地域などの属性について、近年の傾向を御教示ください。

○議長（熊谷勘信議長）

吉村歴史文化課長。

○歴史文化課長（吉村卓也課長）

それでは、御質問にお答えします。

若狭三方縄文博物館は、鳥浜貝塚の出土品展示をはじめ縄文文化に触れることができる博物館として、平成12年4月29日に開館し25年が経過いたしました。令和6年度末の通算入館者数は70万8,629人の方々に御来館いただいております。

まず、近年の来館者数、入館料歳入の推移と属性につきましてお答え申し上げます。

来館者につきましては、令和2年度、令和3年度は約2万9,000人、令和4年度は約2万7,000人、令和5年度は約2万6,000人、令和6年度は約3万2,000人となっております。

次に、入館料歳入につきましては、令和2年度約700万円、令和3年度約680万円、令和4年度約750万円、令和5年度約700万円、令和6年度約920万円となっております。

次に、来館者の属性につきましては、入館料の区分として、町内と町外と小中高生、大学生以上の大人の区分と団体予約の状況がございますので、それに基づきましてお答えします。

まず、町内にお住まいの入館者数は、直近5年間の平均で年間約1,360人、若狭町の人口当たり約10%の方々に御来館いただいております。また、小中高生の割合は、令和2年度は30.7%でしたが、令和6年度は17.4%と年々減少傾向になってございます。

一方で、令和6年度来館者数の増加は、主に大学生以上、大人の個人での御利用が増えていることが原因で、北陸新幹線の敦賀延伸など嶺南地域の観光客数の伸びを反映し

ていると考えております。

議員御指摘の年齢層につきましては、取得や把握は行っておりませんが、居住地域につきましては、令和6年度の団体入館者の予約状況から申し上げますと、県内が約62.5%、愛知県約6.4%、京都府約5.8%、石川県約5.5%と続き、県内からの御来館が特に多く、東海・関西・北陸地方がこれに次いでいます。

今後は、県内だけではなく近県からの来館者に向けたPRも行っていまいります。また、年齢層や居住地域に加え、交通手段など来館者に関する属性把握につきましては、来館者を確保する観点から必要性があると考えておりますので、実施を検討してまいります。

○議長（熊谷勘信議長）

速水真由子議員。

○3番（速水真由子議員）

ありがとうございます。町内の利用率、また学生層の減少の傾向など、地域と接点をどう持ち続けていくのかというのも課題の一つかなと感じました。属性データの把握と検証をいただけるということですので、また来館者の増加に期待をいたします。

では次に、施設の利用における物理的なハードルについてお伺いします。

博物館の1階にあります車椅子の入り口や、体が不自由な方のための駐車場の配置や案内についてです。この案内表示が分かりにくい、また使い勝手がよくないという声を耳にしております。視認性の高い案内表示の設置や、また駐車スペースの増設の見通しがあれば教えていただきたく思います。

○議長（熊谷勘信議長）

吉村歴史文化課長。

○歴史文化課長（吉村卓也課長）

それでは、御質問にお答えします。

議員御指摘の障がい者駐車場や車椅子入り口の表示につきまして、障がい者駐車場は現在1台分となっておりますので、4台分を追加で確保し、敷地内の案内表示につきましても早期改善に努めてまいりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

○議長（熊谷勘信議長）

速水真由子議員。

○3番（速水真由子議員）

ありがとうございます。駐車場の増設と案内表示の改善に対応いただけるということで感謝いたします。これにより、利用者の安心感や来館への心理的なハードルが下がることを期待いたします。

その上で、次に館内施設の利活用についてお尋ねいたします。

縄文博物館館内のシアターにつきましてですが、現在の常設映像の内容と上映頻度、またシアター空間のほかの用途での利用実績について御説明ください。今後、より住民に開かれた活用方法として、例えばですが、貸出しの規約や設備使用の公表など可能性があるのか、お考えを伺います。

整備されている音響設備などが十分に活用されているとお考えでしょうか。こちらが宝の持ち腐れにならないように、今後どのように活用されていくのかお考えを伺います。

○議長（熊谷勘信議長）

吉村歴史文化課長。

○歴史文化課長（吉村卓也課長）

それでは、御質問にお答えします。

若狭三方縄文博物館のシアターでは、縄文時代の四季や暮らしを紹介した映画「縄文」を来館者に対し上映しており、繁忙期につきましては一日11回の自動上映を行っております。

また、映画上映以外の利用実績につきましては、令和3年度から令和6年度の4か年で9件のシアターイベントを開催し、延べ307名の方に御参加いただいております。主な内容としましては、コンサートや講演会などで、いずれも当博物館が主催または共催事業となっております。

議員御質問の音響設備につきましては、シアターでのコンサートなどのほか、団体での来館者に対する館内説明や多人数で開催する講座室での体験講座、講演会、各種会議などの際にも日常的に使用しております。

また、住民に開かれた活用につきましては、当博物館は貴重な資料を展示・保管していることから、一般の方々へのイベント的な施設貸出し等は行っておりませんので、御理解賜りますようお願いいたします。

○議長（熊谷勘信議長）

速水真由子議員。

○3番（速水真由子議員）

ありがとうございます。貴重な展示環境を保つために制限があるということでした。設備や空間を地域の活動にも生かせるように、博物館の目的と調和しながらですが、住民参加型の使い方も引き続き模索いただければと思います。

そのような発信や接点づくりには、施設の魅力や情報の伝え方、広報も重要かと思いますが、現在、縄文博物館の専用のホームページは存在しておりません。町の公

式のホームページには紹介ページがございますが、更新が不十分でSNSの運用も活発とは言えない状況です。来館者の機会の損失を防ぐため、また町民の誇りにつながる発信も期待されます。例えば、専用ウェブサイトの整備など、今後の広報戦略についてお考えを伺います。

○議長（熊谷勘信議長）

吉村歴史文化課長。

○歴史文化課長（吉村卓也課長）

それでは、御質問にお答えします。

若狭三方縄文博物館のウェブサイトにつきましては、開館当初より開設しておりましたが、令和3年度末、町のホームページの更新に伴い、専用のウェブサイトは現在ございません。町のホームページの内容ですが、議員御指摘のとおり、更新ができておりませんでしたので、最新の情報へと更新させていただきます。

今後は、公式LINEやインスタグラム、エックスなどのSNSも活用した情報発信にも努めてまいります。

○議長（熊谷勘信議長）

速水真由子議員。

○3番（速水真由子議員）

情報の更新と、そしてSNSでも発信強化に取り組んでいただけるということです。心強く思います。ありがとうございます。

近年では、情報がない場所というのは「存在しない場所」と捉えられる時代でもあります。だからこそ、町の誇りであるこの施設が見つけてもらえる存在であることは、次世代に文化をつなぐ上で欠かせないと感じます。

しかしながら、「近くにあるけれども行くきっかけがない」という住民の声を少なからず耳にしております。年縞博物館など近隣の施設と連携を強化して、観光客だけではなく住民や、特に親子の世代に遡及する体験型の事業や文化の継承の工夫について、今後の方針をお聞かせください。

また、「友の会DOKIDOKI会」とのさらなる協働により、住民との接点を広げる取組についても御見解をお願いいたします。

○議長（熊谷勘信議長）

吉村歴史文化課長。

○歴史文化課長（吉村卓也課長）

それでは、御質問にお答えします。

若狭三方縄文博物館では、開館当初より町民の皆様は入館料を免除させていただいております。また、若狭・三方五湖ツーデーマーチや秋に実施しておりますハロウィンナイトミュージアム、特別展のギャラリートークなどの際は、施設を無料開放する形でのイベントを開催し、好評をいただいております。地元住民・親子対象の事業としましては、勾玉づくりや丸木舟体験講座など、例年ゴールデンウィークや夏休み期間等の休日に開催しており、予約なしでも御参加いただけるよう御案内しております。

さらに、若狭地区の国・県・町の青少年教育施設、博物館、研究所等の8施設連携事業としまして、9月中旬に「わくわく体験塾」や「スタンプラリー」を毎年実施しております。それぞれの施設の特色を生かし、若狭地区の歴史・文化に触れ、すばらしさに気づき、自然の偉大さ、仲間との交流を通して友情を育み、多くの思い出をつくる取組を継続してまいりたいと考えております。

次に、若狭三方縄文博物館の運営をサポートしていただいております友の会DOK I DOK I会は平成15年6月に設立され、町内外の約80名の方々に会員となつていただいております。当博物館の主催事業に参加・協力するほか、6つの部会に分かれ活動され、縄文時代のグッズ制作販売や講演会、会報紙の発行など日々の活動が評価され、ユネスコプロジェクト未来遺産2022に登録されました。さらには、令和5年度福井県県民社会貢献活動知事奨励賞も受賞しております。これは当博物館とDOK I DOK I会会員とが一体となって、子供たちを含む多くの方々に、自然と人間との共生と循環を実感できる様々な機会を提供していることが高く評価されたものでございます。

なお、議員御指摘の住民との接点を広げる取組としましては、毎月1回、竪穴住居で火たきを行い、火を囲みながら話題を交換したり、年1回縄文キャンプを開催し、縄文人と同じような暮らしを体験していただく機会を設け、住民との交流に努めております。

今後もお互いに知識を深め、楽しみながら協働の姿勢で歩んでいきたいと考えております。

○議長（熊谷勘信議長）

速水真由子議員。

○3番（速水真由子議員）

ありがとうございます。これまで積み重ねてこられたたくさんの方のことを土台にして、この博物館を特別な場所から町の日常の風景に引き寄せるような、次の一手にも期待しております。

今、町の文化を支えておられる方の中には、20年前、この町で子供時代を過ごしたという方もいらっしゃいます。そうした方たちが長年にわたり関わってくださっている

のは、その方々の思いと拠点、両方があったからこそだと思います。これがあるから若狭町が好き、いつか戻ってきたいと思えるような居場所、パレア若狭も縄文博物館もその居場所になると思います。そんな気持ちが子供たちの心に育っていくことは、町の未来にとって大切なことです。子育てや移住・定住の政策ともつながるこの文化の分野にも、しっかり取り組んでいただくことをお願いし、1つ目の質問を終わります。

それでは、2つ目の質問に入ります。

次は、町の魅力発信におけるSNS活用と情報戦略について伺います。

若狭町では、第2次若狭町総合計画と第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略の中で、「戦略的なシティセールス」や「SNS・動画サイトの活用」が掲げられております。町の魅力が誰にどう届いているか、戦略的に捉える体制が不可欠と考えます。

先日6月13日に美浜町で開催されました「若狭・三方五湖観光シンポジウム2025」において、観光庁の観光地域振興課長、安部勝也氏が講演にいられておりました。「情報が無いということは、現在では存在しないことと同じで、Googleマップに掲載されていない場所は旅の選択肢にも上がってこない。」と強調されました。この言葉は、観光だけではなく、教育も福祉も交通政策も全ての町政に共通する課題だと受け止めて、情報発信の重要性というものを改めて実感いたしました。

そこで、第2次若狭町総合計画の中に「戦略的なシティセールス」、そして「SNS・動画サイトの活用」が記載されていることに関連しまして、現在の若狭町のSNS活用の体制、そして運用方針、課題について伺います。

○議長（熊谷勘信議長）

池田観光まちづくり課長。

○観光まちづくり課長（池田和哉課長）

それでは、御質問にお答えします。

町に誇りや愛着を持ち、その魅力をアピールして町を売り込むことは重要であると考えております。その推進のためにSNSは有効な手段であることから、本町では各分野においてSNSを活用した魅力発信を行っております。

その活用の現状でございますが、町の公式LINEをはじめ観光情報を提供するためにインスタグラムやエックスを、ふるさと納税を呼びかけるためにインスタグラムを、パレア若狭でのイベント周知等にはフェイスブックやインスタグラム、エックスを、歴史・文化イベントの周知等にはインスタグラムを活用するなど、現在稼働しているSNSは5種類、10のアカウントとなっており、各分野・業務において様々なSNSを採用し発信しているところでございます。

まず、それぞれのＳＮＳの運用に当たっては、平成２９年度に策定しております若狭町ソーシャルメディア利用ガイドラインに基づき、アカウントの運営管理要領や運用ポリシーを定め、適切な利活用を推進しております。

しかしながら、それぞれの部署で異なる種類のＳＮＳを採用するなど、取組が組織的ではなく統一性に欠けているとともに、登録者も分散していることなどが課題となっております。シティセールスを進める中で、効果を最大限発揮できるよう改善方法等を検討してまいりたいと考えております。

○議長（熊谷勘信議長）

速水真由子議員。

○３番（速水真由子議員）

ありがとうございます。町全体で１０のアカウントが活用されているということです。また、統一性の欠如と登録者の分散が課題であると御認識を共有いただきました。このような課題を踏まえた上で、次に重要になるのは、発信する情報が誰にどのように届いているかを明確にすることです。すなわち、戦略的なターゲット設定と成果の検証ではないかと考えます。

特にイベントや町資源のＳＮＳの発信におきまして、目標値や成果指標、ターゲット設定といったＫＰＩの設定がなされているかお聞かせください。お願いします。

○議長（熊谷勘信議長）

池田観光まちづくり課長。

○観光まちづくり課長（池田和哉課長）

それでは、御質問にお答えします。

イベントや地域資源を生かしたＰＲについては、事業目的に応じてターゲットを明確にして取り組んでおります。しかしながら、取組全てにおいてＫＰＩを設定し、それを基にした結果の見直し、改善が必ずしもできているとは言えない状況となっております。

今後、ＰＲ方法はＳＮＳの活用がますます進むことが予想されますので、より効果的な発信を行うためにも目的や目標を明確にし、戦略的に取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（熊谷勘信議長）

速水真由子議員。

○３番（速水真由子議員）

ＫＰＩの設定については、今後の課題ということです。成果の見える化が進みましたら、行政としての説明責任や予算執行の妥当性の評価にもつながっていきます。こうし

た情報発信の中でも、特に動画のコンテンツは発信力が高く、記録性もあるツールだと考えています。動画コンテンツであるユーチューブの運用について、次にお尋ねいたします。

現在の若狭町公式ユーチューブアカウント数とその役割についてお伺いします。

あわせて、上中小学校の校歌の制作について、町内外の方からどこで見られるのかという声もお聞きいたします。一過性の話題にせず、ユーチューブを活用するなど継続的なプロモーション素材として残し、発信される計画はあるでしょうか。お聞かせください。

○議長（熊谷勘信議長）

池田観光まちづくり課長。

○観光まちづくり課長（池田和哉課長）

それでは、御質問にお答えします。

若狭町が運用する公式ユーチューブについては、現時点で2つのアカウントを設けており、1つは観光情報の発信、もう一つは昨年実施しましたSDGs事業の動画配信を行っており、管理もそれぞれの担当課で実施しております。

シティセールスについては、登録者を増加させ、適時な情報発信を行うことが広報的に有効であることから、現在保有の公式アカウントについては継続して運用するとともに、今後、新しくアカウントの追加を検討する場合は、現保有のアカウントの活用を検討し、アカウント数を最小限にとどめたいと考えております。

また、話題性の高い町のニュースなどは、公式ユーチューブを活用し配信することで、長期間の閲覧を可能とするなど住民がいつでも話題に触れられる環境を整えてまいりたいと考えております。

○議長（熊谷勘信議長）

速水真由子議員。

○3番（速水真由子議員）

ありがとうございます。複数のアカウントは閲覧者の混乱を招き、若狭町の情報にアクセスしたいという住民や観光客へのサービス提供の機会が失われます。ぜひ整理をお願いしたいと思います。

次に、情報の伝え方に加えて誰に届けるのかという点で重要になるのが、住民向けサービスの情報提供です。特に交通政策の利用促進におけるSNSの活用は、低コストかつ実績向上につながる手法だと考えております。このような日常生活に直結する情報について、SNSで周知がどこまで実践されているか伺います。

○議長（熊谷勘信議長）

池田観光まちづくり課長。

○観光まちづくり課長（池田和哉課長）

それでは、御質問にお答えします。

デマンドタクシーについては、利用者の８５％以上が７０歳以上であることなどを考慮し、利用に係る周知には広報誌の活用を中心としておりますが、公式ＬＩＮＥアカウントを活用したＰＲや、利用予約システムとのリンクなど御家族等へも対応し、利用促進を図っております。今後、利用登録についても対応を検討してまいりたいと考えております。

また、県と連携した広報体制については、目的や内容が合致する事業の場合は県と協議して、可能であれば連携したいと考えておりますが、費用も伴います。

今後におきましては、ＳＮＳをはじめとするデジタルを積極的に活用し、各事業を効率的・効果的に進めるとともに、住民の利便性向上を図ってまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（熊谷勘信議長）

速水真由子議員。

○３番（速水真由子議員）

ありがとうございます。今、デマンドタクシーと福井県と連携した情報発信体制を進めることについても触れていただき、ありがとうございます。高齢者に配慮した広報、またＬＩＮＥとの連携という多角的な周知を検討されているということで期待いたします。

同時に、町民の個人情報を守るという安全安心の観点から、慎重に進めておられることも一町民としてありがたく思っております。利用される方の御家族にも向けた情報提供を進めていただけますようお願いいたします。

冒頭でもお話ししましたように、観光庁の安部氏のお話で、「ＳＮＳの第一歩はまず若い方に任せること、これに尽きます」と、そのお言葉が心に残っています。デジタルだけではなく、若手の職員の方がさらに挑戦できる風土を庁舎の中にもつくっていただいて、町の言葉で、町の魅力を紡いでいけるような情報インフラを構築していただきたいと願っております。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（熊谷勘信議長）

１番、中村美穂議員。

中村美穂議員の質問時間は、2時50分までとします。

○1番（中村美穂議員）

皆様、こんにちは。参政党の中村美穂です。人生で初めての一般質問となり、大変緊張しております。

一般質問をさせていただくに当たり、今回、町民の皆様、そして各課の皆様には大変お世話になりました。ありがとうございます。私は今回、たくさんの方々に思いを託していただき、今この場で発言をさせていただいております。最年少であり、子供を育てる普通のお母さんということで、町内の皆様には大変期待されていると認識しております。また参政党といたしましても、嶺南で初参政党議員ということで、町内限らず全国の方々から期待をされております。皆様に託していただきました思いをしっかりと胸に刻み努めてまいりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

しかしながら、気合を入れ過ぎまして質問にボリュームが出てしまいましたので、1.5倍速でしゃべらせていただきたいと思います。御理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、通告に従い質問させていただきます。

まずは、学校給食について質問いたします。

全国的に給食費無償化を導入する流れとなってきました。国においても令和8年度から、小学校から順次対象とする給食費無償化の実施が予定されています。若狭町においても、渡辺町長が公約に掲げられ、給食費無償化の実施が進められています。

給食費無償化は、子育て世帯には大変ありがたいことですが、質や量が低下するのではないかとといった保護者の方からの不安の声もございます。学校給食は1日3食のうちの1食であり、子供の成長に大きく影響していると考えられます。また、給食を通じて食育活動や地域の愛着形成、給食が楽しみで登校する子供たちなど、給食は栄養面以外でも大変重要な役割を担っています。

私も、委員会でも申し上げましたが、給食費無償化に伴い予算に一定の枠がはめられることで、子供たちの成長に重要な給食の質と量が担保されないのではないかと危惧しております。そのため、さらに予算拡充をすべきとの思いから反対させていただきましたが、町が進める給食費無償化の質と量について、詳細に伺いたいと思います。

まず初めに、安心・安全な給食に対する考えと取組についてお伺いいたします。

児童生徒が毎日食べる給食は、食べる本人も保護者も安心できること、そして給食が健康につながるものが理想的であると思います。現在、若狭町が考える安心・安全な給食とは何か、またその取組についてお伺いいたします。

○議長（熊谷勘信議長）

山本教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（山本裕之局長）

それでは、御質問にお答えします。

学校給食は、学校給食法第9条第1項の規定に基づき、学校給食衛生管理基準が定められており、給食を提供するまでの過程において遵守すべき事項が定められております。これらの基準をクリアした給食が、日々子供たちに提供される仕組みになっております。

主な基準といたしましては、食品は鮮度のよい衛生的なものを選定するよう配慮する、献立ごとに調理作業の手順等を示した調理作業工程表及び食品の動線を示した作業動線図を作成する、食肉類、魚介類、野菜類など種類ごとにそれぞれの調理用器具、容器を備える、給水栓は直接手指で触れることのないようレバー式等である、検食はあらかじめ責任者を定めて、児童生徒の摂食開始30分前までに行う、調理した食品は調理後2時間以内に給食できるよう努めるなどであります。

若狭町では、このような基準を遵守し、徹底した衛生管理の下、子供たちの健やかな成長に必要な栄養バランスに配慮するとともに、献立を工夫することにより安心・安全で楽しくおいしい学校給食の提供に努めております。

また、地域の農林水産物の生産や流通体験と給食献立を連動させて、学校給食を生きた教材として活用し、学校における食育の推進も図っております。

○議長（熊谷勘信議長）

中村美穂議員。

○1番（中村美穂議員）

ありがとうございます。今回の質問に当たり、事前に若狭町の学校給食についてお聞きいたしました。栄養教諭をはじめ調理員の皆様には、子供たちに安心・安全な給食を届けるため、給食が楽しい時間であるようにと、物価高騰の中、日々大変努力されていきました。感謝いたします。

しかしながら、給食センターから学校に届けられるという物理的な距離もあり、給食に対する価値や感謝などに温度差も感じられました。給食費無償化となれば、給食に対する意識の低下も考えられ、それがさらに広がってしまうのではないかという懸念もございます。給食センターの方が安心・安全な給食のために日々努力しております。給食に対する価値や感謝などは、子供たちにとっても大切なことでございます。無償化を行う際には、そういった面でのフォローを今まで以上に行っていくべきであると思います。

それでは次に、給食費無償化の目的について伺いいたします。

今回、渡辺町長は給食費無償化を公約に掲げ、早速取り組まれました。この行動力、実行力の高さには若狭町の未来への希望を感じるとともに、給食費無償化への思いの強さを感じます。

そこで質問です。若狭町が給食費無償化を行う目的を教えてください。

○議長（熊谷勘信議長）

松宮教育長。

○教育長（松宮 毅教育長）

それでは、学校給食費無償化の目的について御説明させていただきます。

目的の1つは、子育て世帯への直接的な経済的支援であります。

近年、物価高騰が続き、多くの御家庭で家計への御負担が増しております。特にお子様が複数いらっしゃる御家庭にとって、毎月の給食費は決して小さな負担ではございません。この給食費を無償化することは、子育て世帯の経済的負担を直接的に、そして継続的に軽減する、具体的かつ効果的な支援策であると考えております。

2つ目は、全ての子供たちの健やかな成長と学びの機会の保障であります。

学校給食は、栄養バランスの取れた食事を提供し、子供たちの心身の健全な発達を支える生きた教材であり、食育の重要な機会でもあります。家庭の経済状況にかかわらず、全ての子供たちが等しく、栄養満点の温かい給食を食べられる環境を保障することは、子供たちの健康を守り、格差をなくす上で不可欠であります。誰もが安心して学校生活を送れる環境を整えることも教育行政の大きな責務であると認識しております。

3つ目は、地域社会の活性化と持続可能性への貢献であります。

本町の給食では、地元の農家の方々が丹精込めて作られた食材を積極的に活用しております。無償化を契機に、この地産地消の取組をさらに一層推し進めたいと考えております。安定的な供給先として学校給食が機能することで、地域の農林水産業を支える一助となり、地域内での経済循環を生み出すことができます。子供たちが自分たちの暮らす町の豊かな恵みを食することで、郷土への愛着や誇りを育むふるさと教育にもつながります。また、継続して実施するためには、町としても財源の確保に努めるとともに、国や県に対しても財政支援を強く要望してまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（熊谷勘信議長）

中村美穂議員。

○1番（中村美穂議員）

ありがとうございます。給食費無償化は、子育て世帯にとっては経済的な負担が減る

といった面では本当にありがたいと思います。しかし、経済的な支援の面だけを見て喜んではいけません。

松宮教育長もおっしゃいましたとおり、学校給食は食育を通じて子供たちの心身の発達を育む重要な教育の一環であり、安全性や栄養価、地域の食の食材を取り入れた献立など、中身や品質が極めて重要であると考えております。物価高騰のあおりや経済的負担を減らすための施策の影響が、子供であってはなりません。国や県からの十分な財政支援が得られるか不透明の中で進めるには不安を感じます。子供たちの健やかな成長のためには、給食の質や量は確実に担保されるべきであります。

お母さん目線からお伝えいたしますと、給食で食べる量が少なければ、子供はおなかをすかせて帰ってきます。夕飯まで待てないわけです。そうなれば、家で軽食を用意したりして夕食までしのいでもらうと。そうなれば給食費の負担が減った分、家庭での食費が増えてしまうのではないかと思います。

また、子育て支援策という面では、ほかの自治体でも給食費無償化を行っており、給食費無償化自体が珍しくなくなってきました。ほかの自治体との差別化を考えた場合、給食費無償化ではなく、半分補助などでまずは対応していただき、給食の質を向上していく。若狭町は食に恵まれた地域でもあります。そういった若狭町の地域を生かした給食、ほかの自治体では行っていないことなどを取り入れる、それは教育長もおっしゃいましたが、地域社会の活性化へとつながります。日本一の給食を目指すことも視野に入れていいのではないかと考えます。

そこで給食の質や量の維持向上について伺います。現在、若狭町の学校給食においては、お米や牛乳の価格が年々上昇しており、令和2年度から令和7年度の年間金額を比べると、お米、牛乳を合わせて令和2年度には1,830万9,099円、令和7年度には、見込みですが、お米、牛乳を合わせて2,349万8,138円であると。約500万円ほど増加しております。この2つが値上げしたことにより、副食費にかけられる金額も減ってきていると伺っておりますが、質や量を維持するためにどのような対応をしているか、また今後さらに物価高騰が考えられますが、質や量を維持したまま無償化を継続することは可能であるか、教えてください。

○議長（熊谷勘信議長）

山本教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（山本裕之局長）

それでは、御質問にお答えします。

給食の質に関しては、国が定める学校給食摂取基準に基づき、成長期の子供たちに必

要な栄養素を確実に摂取できるよう、また食材の選定に当たっても、これまでと同様に一定の水準を設け、安全性の確保を最優先としております。

量に関しましては、提供すべき重さや大きさの規定はないものの、どう摂取基準に基づき必要なエネルギー、たんぱく質、脂質などを摂取できるボリュームを提供できるよう最大限の配慮をしております。これら質・量につきましては、これまで同様、栄養教諭が中心となり、専門的知見を生かして献立を作成してまいります。

また、食物アレルギーを持つ児童生徒に対しては、きめ細やかな対応を継続・充実させ、全ての子供たちが安心して給食の時間を楽しめるよう万全を期してまいります。

このたびの給食費無償化は、子育て世帯の経済的負担を軽減するとともに、全ての子供たちが栄養バランスの取れた給食を安心して食べることができる環境を保障するものでございます。この目的を達成するためにも、給食の質・量を低下させることは絶対にあってはならないことと認識しております。

給食は子供たちが美味しいと感じ、楽しく食べれてこそ、その教育的効果が発揮されるものと考えております。子供たちの笑顔と健やかな成長を第一に考え、関係各所と緊密に連携しながら、引き続き質の高い学校給食の安定的な提供に取り組んでまいります。

○議長（熊谷勘信議長）

中村美穂議員。

○1 番（中村美穂議員）

ありがとうございます。給食費無償化において、給食の質や量を低下させてはいけないという認識があることは理解しました。

しかし、現段階において、物価高騰の対策といたしまして、牛肉などの高額になるものは鶏肉や豚肉に変更され、デザート内容も変更したりしているとのことでした。それは物価高騰により、質の確保が難しくなっているということではないでしょうか。

給食の質として少し再質問をさせてください。

先ほどの答弁を聞き、維持は可能であっても向上は難しいのではないかと感じました。質の向上のため、有機、あとオーガニック食材を積極的に使用していただきたいとの町民の声もございますが、今後、給食費無償化を導入されても、そういった食材を積極的に使用していく予定はございますでしょうか？

○議長（熊谷勘信議長）

山本教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（山本裕之局長）

それでは、御質問にお答えします。

直近の学校給食での有機食材等の使用状況は、令和4年度は町内産の有機JAS認定米や有機黒米、令和5年度は有機農法・無農薬栽培の三方小学校ゆりかご米や町内産有機黒米、令和6年度は特別栽培米の鳥羽小学校スマート農業体験米や町内産有機黒米となっております。なお、過去3か年度とも無添加調味料の塩、みりん、酢を使用しております。

令和7年度におきましては、穀物類では、特別栽培米のコシヒカリや気山棚田栽培米のコシヒカリの使用を予定しております。また、野菜・果樹類では、町内産減農薬・低化学肥料のショウガ、ニンニク、レモン、梅を、調味料では、引き続き塩、みりん、酢の使用を予定しております。

有機食材の使用につきましては、給食食材としての必要量を満たすだけの町内産有機農産物等の生産量や流通網が確保できるのか、また一般的に流通している食材に比べて高価になることから、調達コストの上昇に対応できるのかなどの課題もございます。今後、地域内の有機農産物等の生産状況や流通の実態など、生産者や関係者の皆様と情報交換、連携しながら、有機食材の使用促進について調査・研究を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（熊谷勘信議長）

中村美穂議員。

○1番（中村美穂議員）

ありがとうございます。有機・オーガニック食材などを使用する予定はあるけれども、生産量、あと流通網の確保、そしてコスト面などの課題が残っているとのことでした。

給食の質の向上は、私の公約にも掲げさせていただいており、大変多くの方から共感をいただきました。子供たちには、健康のため可能な限り自然なもの、安心・安全なものを食べさせたい、地域のものを食べてもらいたい、これが親の願いでございます。今後も有機・オーガニック食材などを積極的に使用していただきたいと思います。

今回の給食費無償化は、課題が多く残っていると感じます。子供たちの給食は、食のインフラです。若狭町の未来を担う子供たちのために、安心・安全な給食、楽しい給食を大切にしていきたいと思います。

再三のお願いとなりますが、私自身も今後の給食を注意深く見てまいりますので、給食費無償化を導入されても質が下がることのないよう、また、さらなる向上を目指していただきますようお願いいたしまして、次の学校給食における牛乳について質問させていただきます。

昨今、アレルギーとは別に「乳糖不耐症」といって、牛乳を飲むと便が緩くなる、お

なかが張るなど、乳製品を摂取することでおなかの不調が起こる方がいます。乳糖不耐症は、乳糖分解酵素が十分に働かないことにより起こるもので、乳糖分解酵素が欠損している人の比率は地域・民族によって大きく異なります。北米では、ほとんどの人がこの酵素を持っていますが、酵素が欠損している比率の高い日本を含むアジア民族では、乳糖不耐症は高い割合で起こり、日本人の3人に1人は乳糖不耐症と言われています。

このこと以外にも、牛乳については様々な研究がなされ、リスクが明らかになっており、牛乳について学ぶ保護者も増え、牛乳を必要としないと考えを持つ保護者も増えてきました。学校給食における牛乳の必要性は、学校給食法第二条、「適切な栄養摂取による健康保持増進を図ること」にあるとおり、カルシウム摂取が目的であることは重々承知しておりますが、保護者や児童生徒の多様なニーズに対応し、牛乳は選択制にするべきではと考えています。

そこで現在、若狭町の学校給食における牛乳の対応についてお伺いいたします。アレルギーの子に対しては、所定の書類を提出してもらい牛乳を停止していると思いますが、アレルギーとは別の健康理由などにより、牛乳が飲めない、また飲まない子に対してどのように対応しているのでしょうか。

○議長（熊谷勘信議長）

山本教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（山本裕之局長）

それでは、御質問にお答えします。

学校給食における牛乳への対応、特に乳糖不耐症や牛乳アレルギー、また何らかの理由で牛乳を飲むことができない児童生徒への配慮につきましては、子供たちが健やかに学校生活を送る上で、大変重要な課題であると認識しております。

まず、本町の学校給食における現在の対応についてでございますが、乳糖不耐症や牛乳アレルギー等と判断されている児童生徒につきましては、保護者から牛乳停止申請書や学校生活管理指導表などを提出いただき、個別に対応をしております。

具体的には、学校、栄養教諭、給食センターが緊密に連携し、該当するお子様への牛乳の提供を停止しております。その際、代替飲料として、御家庭からお茶や水などを持参していただくことを基本としております。これは、お子様の安全と健康を最優先に考え、保護者の方と十分に連絡を取りながら進めているところでございます。

次に、医学的な理由はないものの、牛乳の味が苦手、飲むとおなかの調子が悪くなるといったお子様への対応でございます。

学校給食は、栄養バランスの取れた食事を提供するだけでなく、子供たちが様々な食

材に触れ、望ましい食習慣を身につける食育の重要な機会であると捉えております。牛乳は、成長期の子供たちにとって、重要な栄養素であるカルシウムを効率的に摂取できる貴重な食品であります。そのため、基本的には全ての児童生徒に牛乳を提供することを前提としております。

しかしながら、教育現場におきましては、決して無理強いをすることなく、一人一人の状況に配慮した指導を心がけており、何らかの理由で飲むことのできない児童生徒に対しては、給食の時間が苦痛にならないよう、柔軟に対応しております。

○議長（熊谷勘信議長）

中村美穂議員。

○1 番（中村美穂議員）

ありがとうございます。アレルギー以外の子に対しては、牛乳停止申請書を提出していただき対応しているとのことでした。つまり、診断書なしでも柔軟に対応していただいているということです。とてもすばらしいことであると思います。

余談ですが、乳糖不耐症の診断は血液検査で分かるようなものではございません。病院によっては、牛乳を飲む日、飲まない日などの症状を観察して診断されます。子供にとってはなかなかの負担であると感じます。

東京都多摩市では、牛乳の選択制を導入しており、成長期に欠かせないカルシウムを摂取できる牛乳の重要性を保護者に伝えた上で、飲用牛乳停止届を提出すれば、診断書がなくても学期単位で牛乳を出さない仕組み、つまり牛乳の選択制を導入しているとホームページでも掲載されていました。

そこで質問です。若狭町においては、柔軟に対応しているとのことですが、保護者や児童生徒の多様なニーズに対応し、制度として牛乳選択制を導入してはいかがでしょうか。

○議長（熊谷勘信議長）

山本教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（山本裕之局長）

それでは、御質問にお答えします。

子供たちの食をめぐる環境は、朝欠食や食生活の乱れなど多くの課題を抱えています。食育の推進や望ましい食習慣を身につけてもらうには、1日3食のうち1食を学校給食で賄ってもらうことが効率がよく重要であります。

そのような中、若狭町では主食、副食、牛乳で構成される完全給食を実施しております。完全給食とは、給食内容がパンまたは米飯、ミルク及びおかずである給食をいいま

す。その完全給食を文部科学省の学校給食実施基準に基づき、多様な食品を組み合わせ、献立を作成し提供しております。

食品の中でも牛乳は、たんぱく質、脂質、炭水化物、ビタミン、ミネラルがバランスよく含まれており、成長期に必要なカルシウムは、給食で提供する牛乳1本200ミリリットルを摂取すると、小中学生の1日の必要量の3割程度を摂取できることから、学校給食において牛乳は有効性の高い食品であります。

このように、牛乳は非常に有用な食品ではありますが、当町におきましては、乳糖不耐症や牛乳アレルギー、また何らかの理由で牛乳を飲むことができないと判断される児童生徒に対しては牛乳は提供しておらず、給食費も一旦は定額で集金するものの、牛乳代相当分を返金しております。

給食費を無償化した場合も、牛乳の代替として、例えばお茶や水などを持参する児童生徒に対しましては、保護者負担の公平性を保つために、牛乳代相当分を給付金として支給させていただく予定をしております。

このようなことから、一定の手続きは必要となりますが、実質的には牛乳アレルギー等への対応は整っているものと考えられますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（熊谷勘信議長）

中村美穂議員。

○1番（中村美穂議員）

ありがとうございます。現在、学校給食における牛乳の提供は、一人一人の状況に合わせて柔軟に対応されており、実質的には牛乳の選択制となっていると思います。それならば、東京都多摩市のように、若狭町としても牛乳の選択性をうたってもよいのではないかと考えました。

牛乳の選択性は求めている方が多く、保護者の皆様への安心感、そして若狭町のアピールにもなります。ぜひ御検討いただきますようお願いいたしまして、次の質問に移らせていただきます。

新型コロナウイルス感染症と健康被害救済制度についてお伺いいたします。

新型コロナウイルスが発見され世界的に広がってから5年が経過いたしました。現在、感染症法上の位置づけが5類となり、感染対策や外出を控えるかどうかは基本的に個人の判断となっています。発生当初は未知なるウイルスに恐怖を感じ、情報だけが先行し、クラスターによる飲食店の休業や職場、学校などの閉鎖、行動制限など、社会生活に多くの支障を来し、差別や偏見なども生まれました。分からない、知らないといった情報

の少なさから起こる混乱であったと考えます。

今年4月中旬には、アメリカホワイトハウスの公式ホームページで、パンデミックの原因となった新型コロナウイルスは人工ウイルスであったと発表し話題となり、サイトでは、ロックダウンやマスクの着用義務など、新型コロナ対策で失敗したとされる措置についても掲載されていました。

先日、当時のコロナウイルス感染症対策分科会長が、ワクチン接種には感染防止効果はなかったと発言し、当時の認識とは違う発言に戸惑いを感じた方も多いでしょう。国内外で様々な動きがあるものの、国ではいまだ検証を行っておらず、ワクチンに関する総括も行っていないとされています。新型コロナウイルス感染症については、多くの課題を残していることは誰もが感じていることであります。アメリカでの大きな動き、5年の経過というこのタイミングで、若狭町としても新型コロナウイルス感染症に対しての総括を行い、次の感染症対策に生かすべきであるとの思いから質問をいたします。

若狭町では、これまでも新型コロナウイルス感染症について様々な対策を行っていました。これまでの対策を振り返り、今後流行する感染症にどのように対応をしていくのか伺います。

○議長（熊谷勘信議長）

田中健康医療課長。

○健康医療課長（田中啓司課長）

それでは、御質問にお答えします。

これまでの新型コロナウイルス感染症対策については、新型インフルエンザ等対策特別措置法に沿って、国・県の指示により、町では対策本部会議を設置し、同会議内での協議において、マスク着用、手洗いの励行、換気などを中心とした感染対策をチラシや音声告知放送、ホームページ等を通じて周知を行ってきました。また、ワクチン接種については、集団接種と個別接種を実施してまいりました。

今後の対策については、昨年度に国や県において、新型コロナ時の対応を踏まえた新型インフルエンザ等対策行動計画が改訂されたところで、本庁においても、これらの計画に準じて改定を進めているところでございます。

この計画においては、感染症危機に対応できるように、国や県からの情報と分析に基づいて、人員や物資の確保など平時からの体制を整備するとともに、感染状況に応じて機動的に対策を切り替え、感染拡大防止と社会経済活動の支援などの両立を目指し、進めていくものでございます。

○議長（熊谷勘信議長）

中村美穂議員。

○1 番（中村美穂議員）

ありがとうございます。改めて振り返ると、大混乱の時代であったと感じます。行動制限のおかげで助けられた命がある一方、飲食店や観光業は大きな影響を受け、子供たちにおいても制限された学校生活となり、いまだマスクを外せない子もいるようです。

国も混乱している中では、各自治体での判断がとても重要となります。情報が少ない中で拡大していくウイルス感染、必要以上に恐怖感をあおってしまえば、人々は不安を感じ差別や偏見を助長してしまいます。今後は誰一人取り残さないためにも、過去をしっかりと検証し、町としての今後の対応に備えていただきたいと思います。

続いてワクチン接種について質問いたします。

新型コロナウイルス感染症では、思いやりワクチンといってワクチン接種が自己判断であるのにもかかわらず、同調圧力によって接種しなければいけない風潮がありました。現在においては、臨時接種から定期接種に変わり、昨年秋から65歳以上の高齢者の方を対象にされていると思います。ワクチン接種に関しては、各自治体によってワクチン接種の捉え方、対応の仕方が違っており、接種券や案内を出さない自治体もございます。

そこで質問です。若狭町では、新型コロナワクチン接種の案内をどのようにされているか教えてください。

○議長（熊谷勘信議長）

田中健康医療課長。

○健康医療課長（田中啓司課長）

それでは、御質問にお答えします。

新型コロナワクチン接種は、令和6年度から予防接種法上の特例臨時接種から、個人の発病や重症化予防などを目的とした高齢者のインフルエンザワクチンと同じB類疾病の定期接種に位置づけられました。これにより、毎年秋と冬に1回、65歳以上の高齢者等の方を対象に定期接種を実施することになります。対象者には、定期接種の案内に予診票等を同封して、個別に通知しております。

○議長（熊谷勘信議長）

中村美穂議員。

○1 番（中村美穂議員）

ありがとうございます。若狭町では、対象者に対して個別に予診票や案内を通知しているとのことでした。現在、ワクチン接種は法律上の義務はない、つまり自己判断であります。打つか打たないかは自分で判断して決めなければいけません。そうなれば、自

分で判断するための情報が必要であると考えます。ほかの自治体では、紙での通知以外に市町のホームページでワクチンの現状、副反応リスクや健康被害の相談窓口を掲載するなど、適切に情報を提供しています。

そこで質問です。若狭町でも同様に適切な情報提供を行うべきであると考えますが、現在、若狭町ではどのような情報を提供されていますでしょうか。対象者以外の方には案内されているのでしょうか。

また、現在の若狭町のホームページにおいては、定期接種となったことや副反応リスクなど、詳しい説明の掲載はないように思いますが、今後掲載することを考えているかお伺いいたします。

○議長（熊谷勘信議長）

田中健康医療課長。

○健康医療課長（田中啓司課長）

それでは、御質問にお答えします。

昨年度は65歳以上の定期接種の対象になる方へ個別に案内しております。個別通知では、予防接種の実施についての案内のほか、予防接種を受ける前後の注意事項や接種後の副反応に関する情報、予防接種健康被害救済制度についての説明文、そして予防接種券付の予診票を同封してお知らせしております。

また、定期接種の対象者とならない方には案内はしていませんが、昨年度に限っては、子育て世帯の経済的支援として、18歳以下の任意接種の方には個別に通知しております。今年度は、定期接種となる対象者の方へは、個別に通知を行う予定でございます。

今後、ホームページなどで新型コロナワクチンが定期接種となったことで、定期接種の対象者以外であっても予防接種法に基づかない任意接種として接種できることや、定期接種と任意接種では、健康被害が生じた場合の救済制度に違いがあること、さらには副反応に関する情報などについても掲載していきたいと考えております。

○議長（熊谷勘信議長）

中村美穂議員。

○1番（中村美穂議員）

ありがとうございます。今後、町のホームページ上でも情報提供の掲載を考えていただけたとのことで、前向きであると受け取りました。予防接種はかからないわけではございません。また、接種するかは自分で判断することが必要です。判断するための情報は必要であり、お一人お一人の安心・安全な暮らしにもつながります。今後も様々な情

報を収集していただき、若狭町として適切な情報提供を行っていただきたく思います。

続いて、健康被害救済制度についてお伺いいたします。

新型コロナワクチン接種は、「人類史上最大の薬害」と言われるほど、各地で副反応リスクが多く報告されています。厚生労働省が、令和6年8月4日までに副反応疑いとして国に報告された数を、令和6年10月25日に発表しております。それによりますと、副反応疑い件数3万7,537人、そのうち重篤報告件数9,317人、接種後の死亡事例の件数2,261件となっていました。

また、予防接種健康被害救済制度については、2021年8月から実施されて以降、今年3月までに合計9,031件の健康被害が認定され、そのうち死亡事例は998件と報告されています。1977年から45年以上接種されているほかの予防接種においては、45年間で3,522人が認定されており、死亡事例は151人と報告されています。比べてみても、新型コロナワクチン接種が異常な数字であることが分かります。こういった状況を町民の皆様にも適切に情報提供すべきであると私は考えております。全国的に予防接種による副反応で困っている方が大変多くいることは理解していただけたと思いますが、若狭町においても例外ではございません。

そこで質問です。若狭町では、健康被害救済制度について周知されていますでしょうか。また、相談があればどのように対応されているか教えてください。

○議長（熊谷勘信議長）

田中健康医療課長。

○健康医療課長（田中啓司課長）

それでは、御質問にお答えします。

予防接種健康被害救済制度では、予防接種法に基づく定期の予防接種による健康被害の救済について、厚生労働大臣が認定した場合、市町村長は健康被害に対する給付を行うこととなっております。本制度の周知方法につきましては、接種券発送の際、同封するお知らせにワクチンの効果や副反応のリスクについての説明と併せて、救済制度についての情報やワクチン接種後に体調不良などで、必要であればかかりつけ医などの医師に相談していただくよう掲載して、対象者に個別に案内をしております。また、町のホームページでも救済制度の情報について、厚生労働省の外部リンクを貼る形でお知らせをしております。

今後も、救済制度に限らずいろいろな健康相談がある中で、相談内容をよくお聞きした上で、必要に応じてその方の健康状態や生活状況を把握しているかかりつけ医の医師に御相談していただくよう促すなど、丁寧な対応を心がけてまいりたいと考えておりま

す。

○議長（熊谷勘信議長）

中村美穂議員。

○1 番（中村美穂議員）

ありがとうございます。健康被害救済制度の申請は複雑でありますので、寄り添って対応していただけることはとてもありがたいことです。

しかしながら、副反応であるかどうか悩まれている方、また知らずに苦しんでいる方が少なからずいらっしゃいます。これは副反応が出る時期に個人差があるからです。1人でも困っている方がいるならば、しっかりと救済していただきたいと願っております。そのためにも情報提供の意味を込めまして、ホームページ上でも救済制度について詳しく掲載する相談の流れを掲載するなど、ほかの自治体でも掲載されているような内容を若狭町のホームページでも掲載し、困っている方が相談しやすい入り口をつくっていただきたいと思います。前向きに御検討いただきますようお願いいたしまして、次の質問に移らせていただきます。

若狭町の再生可能エネルギーの捉え方についてお伺いいたします。

国は2050年のカーボンニュートラルを目指し、2030年の温室効果ガス46%削減の実現を目標とし、今後10年間で官民合わせて150兆円を超える脱炭素投資を進めることとしています。それに伴い、若狭町においても国や県との整合を図るため、若狭町環境基本計画において脱炭素社会の実現を目指し、再生可能エネルギーの導入促進などが行動目標として挙げられています。

しかし、IPCC気候変動に関する政府間パネルの委員である杉山大志氏のレポートによると、2050年までにCO₂をゼロにしたところで、気温は0.006%しか下がりません。また、世界のCO₂排出量の約32%が中国であり、約13%がアメリカとなり、合わせて全世界の45%をこの2か国が占めています。日本はというと約3%であり、中国とアメリカが本気になれば世界のCO₂は減らないことが分かります。仮に日本がカーボンニュートラルを実現したところで、あまり変化はないと考えられますが、若狭町においてはさらに変化がないのではと考えます。

そこで質問です。若狭町が脱炭素社会を実現した場合、若狭町にとってどのようなメリットがあると考えられますか。

○議長（熊谷勘信議長）

中村環境安全課長。

○環境安全課長（中村辰也課長）

それでは、御質問にお答えします。

町では、昨年度において2034年度を目標にした環境基本計画を策定し、若狭町の10年後の姿として、「自然と人が共生するサステナブルなまち若狭町」を目指すべき将来像として、温室効果ガス削減に関わる5つの行動方針を掲げて取り組むこととしております。

その行動目標の1つ目に、脱炭素社会の実現を掲げております。政府は2020年10月に地球規模の課題である気候変動問題の解決に向けて、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラルを目指すことを宣言しており、若狭町といたしましても、世界的な流れや国の政策方針に沿った考え方は重要であると認識しております。

これまで若狭町では、第2次若狭町総合計画に基づき、脱炭素社会の実現に向けた計画策定をはじめ公共施設の総エネ推進、スマートタウン構想に基づく住宅化事業の実施や公用車のEV化など、再生可能エネルギーの普及促進を進めてきております。また、令和6年度からは県と連携して、町内において自家消費型太陽光発電設備や蓄電池設備を設置される方に対し、導入にかかる経費の一部を補助する事業を実施しております。

これらの取組は、頻発・激甚化する災害の原因と言われている地球温暖化を防止することで、気候変動を緩和することや、化石燃料など従来のエネルギー源に代わる再生可能エネルギーなどの利用により、持続可能なエネルギー源を確保することが可能となるなど、若狭町も含めた社会全体にとって様々なメリットをもたらすと考えます。

○議長（熊谷勘信議長）

中村美穂議員。

○1番（中村美穂議員）

ありがとうございます。世界の流れは脱炭素から大きく転換しつつあり、アメリカではトランプ大統領が就任した際の演説で、パリ協定からの脱却を宣言いたしました。これは気候変動対策の国際的な枠組みから距離を置くことを意味しており、日本においても脱炭素の国際的な枠組みから脱却を表明する企業が増えてきました。これは脱炭素政策への懐疑的な見方が広がりつつあることがうかがえます。そういった中で国や県と合わせて脱炭素社会を目指す意味があるのか、それは若狭町のためになっているのか、そういった目線で今後考えていただきたいと思います。

次に、安定的な電力供給についてお伺いいたします。

町民は安くて安定的な電力を求めていると思います。再生可能エネルギーは、太陽光、風などの自然の力を利用して発電しており、天候や季節によって発電量が大きく変動い

たします。つまり、再生可能エネルギーのみでの電力供給は難しく、残りの電力は火力発電や原子力発電などに頼らざるを得ません。

また、再生可能エネルギーの普及が進むにつれ、再エネ賦課金も増え、電気代も上がることが予想されます。これは再生可能エネルギーの電力買取りに係る費用を国民全員で負担しようといった制度であり、太陽光パネルを設置している人、していない人関係なく徴収されております。実際、当初に比べ再エネ賦課金の価格も上昇し、電気代も上がっており、経済的な負担が大きくなっているのはたしかです。

そこで質問です。町民が求める安くて安定的な電力との思いと再生可能エネルギーにおける電力供給にはずれを感じますが、安定的な電力供給といった意味での今後の再生可能エネルギー策について考えをお聞かせください。

○議長（熊谷勘信議長）

中村環境安全課長。

○環境安全課長（中村辰也課長）

それでは、御質問にお答えいたします。

国における第7次エネルギー基本計画におきまして、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラルを目指すため、政府が新たに策定した2040年度の温室効果ガス73%削減を目標に、エネルギー安定供給、経済成長、脱炭素を一体的に同時に実現することに取り組んでいくこととしております。

その方策の方向性の1つに、徹底した省エネルギー、製造業の燃料転換を進めるとともに、再生可能エネルギー、原子力などエネルギー安全保障に寄与し、脱炭素効果の高い電源を最大限活用するとしております。再生可能エネルギーには、太陽光、風力、地熱、水力、バイオマスなどがあり、これらは低炭素の国産エネルギー源でございます。

国は計画の中で、2040年度の発電量全体に占める各電源の割合を、再生可能エネルギーに関しましては4割から5割程度、火力は3割から4割程度、また原子力は2割程度となるとして、再生可能エネルギーを将来最大の電源として、複数のエネルギー源を組み合わせることで、今後、AIの普及などを背景に電力需要が増加すると見込まれる中、電力供給の安定化が図られるものと考えます。

町としましても、引き続き様々な事例を参考にしながら調査・研究をしまして、当初の再生可能エネルギーの取組を検討してまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（熊谷勘信議長）

中村美穂議員。

○1 番（中村美穂議員）

ありがとうございます。やはり電力供給を安定化させるには、複数のエネルギーを組み合わせる必要があるとのことでした。リスクをリスクを複数背負うこととなります。

ドイツでは、再生可能エネルギーへの過度な依存が電気料金の高騰を招き、2025年2月に連邦政府がエネルギー政策の見直しを発表しました。具体的には、2024年末で電気料金が過去10年間に3倍に跳ね上がり、産業競争力の低下を懸念する声が強まったためです。

世界が脱炭素や再生可能エネルギー一掃から現実的なエネルギー政策へとシフトしています。町としても世界の動きや様々な事例を考慮しつつ、今後の費用対効果も含め計画を立てていただきたいと思います。

次に、太陽光発電についてお伺いいたします。

2012年のFIT制度開始以降、全国的に太陽光発電施設が急激に増加し、空き地や住宅、小中学校の屋上にまで太陽光パネルが設置されるようになりました。それに伴い、太陽光発電設備が破損する事故も増えてきています。太陽光パネルは、破損した場合でも、浸水した場合でも、日が当たれば発電を行う可能性があり、感電や火災が起きる可能性があります。火災時の消火については、通常よりも距離を置くなど感電に気をつけなければなりません。また、こういった太陽光パネルの危険性を知らない方が多く、注意喚起も含め太陽光パネルについて質問させていただきます。

現在、若狭町においても公共施設に太陽光パネルを設置していますが、設置環境に伴う安全対策をどのようにされているのか教えてください。

○議長（熊谷勘信議長）

中村環境安全課長。

○環境安全課長（中村辰也課長）

それでは、御質問にお答えします。

これまで町では、三方中学校におけるエコ改修時をはじめ給食センターや役場三方庁舎、パレア若狭、天徳寺のエコ住宅などに太陽光パネルを設置しております。これらの公共施設の太陽光パネルにつきましては、平成18年から平成27年にかけて設置されたものであり、設置後10年以上が経過しており、パネルの法定耐用年数の17年を迎えるものもございます。

一般的に、太陽光パネルを設置する場合の主な安全対策としましては、落下防止、感電防止、漏電による火災防止、環境への影響対策などが考えられます。その中でも、パ

ネルの破損による感電や火災及び有害物質の流出などはリスクが高く、日頃からのメンテナンスが必要であると考えております。

これまで公共施設におけます太陽光パネルのメンテナンスは、不具合の発生がないため特に実施しておりませんが、今後におきましては、経過年数も考慮しながら適宜点検・診断を実施し、適切な管理に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（熊谷勘信議長）

中村美穂議員。

○1番（中村美穂議員）

ありがとうございます。太陽光パネルは強風で飛ばされたり破損したりするといった事故報告が実際にございます。公共施設は、有事の際の避難場所になるなど町民にとって重要な場所になります。日頃から安全対策をしっかりと行い、様々な状況を踏まえ対応していただきたく思います。

次に、民間に対する周知方法についてお伺いいたします。

破損した太陽光パネルの取扱いについては、環境省等が事業者向けにガイドラインなどを作成していますが、町民にはその危険性については十分周知されているとは言えません。水害・地震の多い我が国においては、太陽光パネルの安全対策について、より一層町民にも周知するべきであり、町民の皆様の命を守ることにもつながると思います。自治体によっては、ホームページなどで太陽光パネルの取扱いや危険性を周知していますが、若狭町でも行っていただけないでしょうか。

○議長（熊谷勘信議長）

中村環境安全課長。

○環境安全課長（中村辰也課長）

それでは、御質問にお答えします。

太陽光発電設備は、脱炭素化に欠かすことができないエネルギー源の一つで、2012年のFIT制度開始以降、太陽光をはじめとする再生可能エネルギーの導入量は急速に普及し、メガソーラー発電施設から住宅設置の発電設備まで、多くの発電設備が稼働しております。

しかしながら、パネルの危険性も指摘されております。主なものとしましては、太陽光パネルに含まれる有害物質の危険性です。パネルには、鉛やセレン、カドミウムなどの有害物質が含まれていることがあり、パネルの破損時や廃棄の際に有害物質が流出し、人体に悪影響を及ぼす危険性があります。

また、太陽光発電設備は、破損していても光が当たれば発電することから、破損し放置されたパネルや自然災害による浸水時などには漏電し、感電の危険性があります。これらの危険性につきましては、発電事業者などの所有者や管理者の責任において、日頃からのメンテナンスや災害時の適切な対応が必要不可欠であります。

また、設備に不具合などがある場合には、設置業者や専門業者などへ御相談いただき、危険性の排除に努めていただく必要がございます。これまで、町独自では太陽光設備の危険性について広報などはしておりませんが、今後、ほかの自治体の例を参考にしながら必要に応じて周知してまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（熊谷勘信議長）

中村美穂議員。

○1 番（中村美穂議員）

ありがとうございます。太陽光パネルは、メリットだけが先行しているように感じます。しかしながら、危険性があるのは確かであり、町民の皆様の安心安全な暮らしを守るためにも危険性を伝えることは重要であると考えます。もしもの際に適切に対処できるよう、今後も町でのフォローを強化していただきたく思います。

次に、廃棄問題について伺いいたします。

先ほど答弁いただきましたとおり、太陽光パネルには有害物質が含まれており、廃棄やリサイクルには細心の注意が必要です。使用する太陽光パネルの寿命は一般的に20年から30年程度と言われており、今後大量破棄が発生すると予想されています。大量破棄によって不法投棄や有害物の流出など増加するおそれが考えられ、若狭町においても将来を見据えた対応策を考えていかなければなりません。

そこで質問です。町としての太陽光パネルの廃棄問題をどのように捉え、今後どのように対応していくのでしょうか？

○議長（熊谷勘信議長）

中村環境安全課長。

○環境安全課長（中村辰也課長）

それでは、御質問にお答えいたします。

太陽光発電設備につきましては、これまでの急速な普及により将来的に大量に廃棄される時期を迎えます。先ほども申しましたように、太陽光パネルには有害物質も含まれることから、発電事業者など所有者や管理者の責任において適切な廃棄処理が求められます。

町では、廃棄物としてパネルの回収や処理はできません。パネルの廃棄処理につま

しては、廃棄物処理法に基づき太陽光発電設備を設置した事業者や、その設備を解体・撤去した業者などの排出事業者により適切な廃棄処理が必要となりますので、こちらにつきましても今後必要に応じてホームページや広報誌などで周知していきたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（熊谷勘信議長）

中村美穂議員。

○1 番（中村美穂議員）

ありがとうございます。廃棄問題に関しては、今後誰がどのように対応していくかなど大きな課題が残っていると思います。基本的には設置した事業者が責任を持って破棄することが前提ですが、事業者でも対応し切れない、また倒産などで設置した事業者がいないといったことも考えられます。そういった場合、困るのは町民であり、町民の皆様が安心安全な暮らしを続けられるよう、町が守っていかなければなりません。そのためにも、今から将来を見据えた対応を町でもしていただきたいと思います。

今回質問させていただきました再生可能エネルギー施策には、限界を感じております。売電収益の悪化、さらに中国資本による土地の買取り危惧など、多くの水面下の問題を含めております。これからの太陽光発電は、自然破壊を伴わない「ペロブスカイト発電」が主流となってきます。純粋な日本技術により開発されたペロブスカイト発電の台頭、核分裂による原子力発電から正反対の核融合による安心安全な原子力発電が間もなく商業化など、新エネルギーが開発される中であって、今は従来のパネル式の太陽光発電や風力発電を進めるべきではないと私は強く進言し、最後の質問に移らせていただきます。

今国会において議論が活発化した選択的夫婦別姓についてお伺いいたします。

今回は見送りされましたが、連日、テレビや新聞で見かける話題となり、町民の皆様も大変関心を持っておられるようです。各自治体においては、制度の導入を求める陳情や賛否に関する意見表明がされています。導入議論が進むにつれ、私の下にも導入したらどうなるのかといった疑問の声が届いております。この制度に関しては、一見自由に選べると思われがちですが、もし夫婦が別姓を選んだ場合、その後、生まれた子供の姓をどうするのかといった課題が残っており、子供たちの間で混乱が生じるなど子供への影響が大きいことが欠点であると私は感じています。

そこで質問です。選択的夫婦別姓が導入された場合、町が懸念されることはあるでしょうか、教えてください。

○議長（熊谷勘信議長）

松宮税務住民課長。

○税務住民課長（松宮登志次課長）

それでは、御質問にお答えします。

議員御質問の、選択的夫婦別姓制度の導入につきましては、現在、国会において議論されているものであります。この制度は、婚姻の際に婚姻する夫婦が同姓、別姓のどちらかを選択することを可能にするものとなります。日本の戸籍法では、婚姻の際に夫婦となる者が親の戸籍から除籍され、新たに夫婦2人の戸籍を編成しますが、その際、どちらかの姓を名のる夫婦同姓が法的に規定されております。

戸籍には、夫婦の子供も出生により同籍し、その子が婚姻するまで親と同じ戸籍に在籍し、同じ姓を名のりますので、そのため夫婦別姓制度においては、子供の姓の規定も必要となります。こういった子供の姓の決定の時期や方法に関する規定についても含め、制度改定前に婚姻している夫婦などの改姓の可否についてなど、現在、様々な論点について言及する案が散見される状況となっているものであります。

国内では、住民基本台帳法の改正などにより、各自治体の行政事務は全国一律の標準化を図るべく国内で統一された取組がなされているところです。戸籍事務につきましても、現在、戸籍の氏名に振り仮名を追記する作業が進められています。この婚姻制度の改定が行われた場合の行政の対応につきましては、住民基本台帳や戸籍に関わるこれらの管理システムの大規模な改修や、多岐にわたる行政手続の変更が懸念点として予想されるものでございます。

○議長（熊谷勘信議長）

中村美穂議員。

○1番（中村美穂議員）

制度の概要を含めありがとうございます。もし制度が導入された場合、システムの改修など行政の中でも大きな混乱があると伺いました。この制度に関しては、理解が追いつかないまま勝手に国で動いてしまっていると感じている方が多いようです。国で決めることではありますが、実際に影響を受けるのは子供含め町民の皆様一人一人でございます。

今回の質問を基に、こういった制度であるか、日本の戸籍制度がこういったものであるかを、皆様一人一人に理解し日本の家族制度がのすばらしさを感じていただきたいと思います。お願い、私の初めての一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（熊谷勘信議長）

ここで暫時休憩します。

（午後 2時48分 休憩）

(午後 2時59分 再開)

○議長（熊谷勘信議長）

再開します。

10番、増井文雄議員。

増井文雄議員の質問時間は、4時までとします。

○10番（増井文雄議員）

それでは、休憩の後の質問ということで、もうしばらくよろしくお願いいたします。

まず、渡辺町長におかれましては、2期目就任ということで誠におめでとうございます。私につきましても、2期目の議員として町民の負託に応えるべく精いっぱい頑張りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

なお、20年ぶりの選挙ということで、今までにない様々な経験をさせていただきました。前回4年前は、時間の関係上、三方地区しか回れませんでした。この5日間の中で上中の方にいろいろお会いしまして、またいろんなお声をかけさせていただきました。大変5日間というのは勉強になったと思っております。その中で、今回、一般質問で町長に対しまして、町政2期目に当たっての町長の決意についていろいろお聞きしたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

渡辺町長は、再選時の挨拶の中で、「町民の命と暮らしを守りながら希望の持てるまちづくりを皆さんと進めていきたい」、また、「若狭町の新しい時代に向かって若い力で挑戦を続ける」と決意を語っておられます。

しかしながら、先ほどから各議員の質問の中にもありましたように、当町の現状といいますと、合併の時から20年で3,600人、この1期4年間だけでも1,100人の減少となっております。この4年間を見ても、平均年275人が減少しております。また、高齢者世帯や独り暮らし世帯が毎年増加している中、生産者年齢（15歳から64歳）の割合も50.3%と大変低い状況でございます。

このような状況下で、少子高齢化が一段と進む中、あらゆる物価が高騰、そして交通インフラも縮小され、町民の生活、特に高齢者世帯につきましては、ますます不便になる一方、各集落組織の運営や各種団体の組織が衰退するばかりでなく、一部消滅の危機になっているところもあると聞いております。あるのが現実でございます。

渡辺町長は、第2次若狭町総合計画中期基本計画の中でも、SDGsの理念の下、地域の特性を生かした協働のまちづくりをさらに発展させ、誰もが「心豊かに幸せを実感でき、住み続けることができる若狭町」の実現を目指すとのことでもありました。

また、先人たちが築いた歴史と伝統をより強く、より深く、誰一人取り残さない持続

可能な実現に全力を尽くすとのことでもありました。

そこで最初の質問をさせていただきます。

まず、1期目の4年間についてですが、町長1期目の施策55項目の評価について伺います。

○議長（熊谷勘信議長）

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗町長）

それでは、増井議員の御質問にお答えをさせていただきます。

冒頭、私に対しましても激励のお言葉を賜りました。増井議員も2期目、さらに御活躍されますことを御祈念申し上げる次第でございます。

また、私の町長就任以降、社会情勢につきましても米不足、また中東の緊迫感、こういったところも発生しておるわけございまして、大変危機感を持っております。また、戦後80年という節目の年でもございます。こういった意味でも、若狭町が将来にわたって安心して住み続けられる平和な町であるように、その先頭に立って町政運営に当たらなければいけない、こういった緊張感、危機感を持っているところでございます。

その現れとしても、人口減少に歯止めがかかっておりません。こういったところにしっかりと立ち向かい、また数字の上でも人口が増加に転じるような、そういった施策をしっかりと打ち出しながら、まちづくりをしなければならないという思いでございます。

あわせて、今2期目を担わせていただいている、その土台も1期目があったのでございますので、しっかりとそういった1期目の町政につきましても、検証また効果、こういったものを振り返らせていただく機会をいただき、ありがたく感謝を申し上げる次第でございます。

まず、私が就任をいたしました令和3年5月につきましては、町民の命と生活を守ることを最優先にしながら、55項目の公約を掲げさせていただき、若狭町の皆様が住みやすくよい町となるように町民の皆様と向き合い、公約の実現に向けて全力で取り組んでまいりました。町長就任当初は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大、高齢者の皆様へのワクチン接種が開始されようとしている時期でございました。私といたしましても、町民の皆様が円滑にワクチン接種を受けていただけるように、町内の医療従事者の方々の御協力の下に、町職員も一丸となって取り組んで、県内でも常に一番の接種率を維持しながら感染拡大を防いできたと考えております。

さらにコロナ禍におきましては、社会経済活動の停滞や物価高騰に対して、国の給付金の円滑な支給のほか、消費応援キャンペーン事業として、デジタルクーポンの発行や

地域経済持続化支援事業としての地域商品券「わかさハッピー商品券」を全町民にお配りするなど、生活支援や地域経済の活性化に先頭に立って取り組ませていただきました。

また就任2年目には、こども医療費の助成対象を18歳まで拡大させるなど、健康・医療・福祉の向上にも取り組んでまいりました。その後、住民の皆様が楽しく健康増進を図られるような健康ポイント「H A P I P O（ハピポ）」創設など、新たな取組を展開し続けているところでございます。

そして人口減少の抑制に向けて、子育て世代の支援や若い世代の移住・定住を促進するため、子育て支援アプリ「母子モ」の導入や、デジタル技術を取り入れたまちづくりであるスマートエリアの整備、地元就職をした若い人たちが奨学金返還支援制度を活用していただけるような仕組みを創設するなど、取り組ませていただいております。

また、さらに今年秋に完成を予定しておりますパレア若狭内の子どもの遊び場整備につきましても、順次取組を進めさせていただくことによって、子育て環境の充実を図ってまいったところでございます。

また、昨今、頻発・激甚化する自然災害などから、住民の皆様の生命・財産を守るために、町内94か所に防災屋外スピーカーを整備させていただき、今年4月から運用を開始しております。これによりまして、緊急情報を住民の皆様へ即時伝達する手段を確保し、さらなる防災強化につながれたと考えております。

そして、若狭町行財政改革プランの着実な実行でございます。行政コストの削減や事業の効率化に努めるとともに、ふるさと納税の推進や国などの補助金を確保し、あわせて財政健全化の一助となるよう、私の報酬につきましても4年間、2割削減をさせていただいております。こうしたことから、令和6年度末の財政調整基金の残高は20億円余りとなり、4年間で9億3,000万円余りを積み増しすることができ、緊急時、危機に対応する備えとしております。

また、ふるさと納税につきましても、令和6年度分が5億8,000万円余りで、財源の確保につながっております。引き続き財政の健全化に努め、行財政改革を着実に推進してまいります。

以上、取組の一端を述べさせていただきましたが、一定の成果を残すことができ、限られた期間でございますので、55項目のうちまだ実現していない公約もございます。それと併せてしっかりと2期目町政をしっかりと推進することが必要であり、またこういったものを推進するに当たっても、議員の皆様、町民の皆様の御協力なくしては実現できておりませんので、そういった期待に応えられるように、2期目しっかりと町政を運営させていただくということをお誓い申し上げたいと思います。

○議長（熊谷勘信議長）

増井文雄議員。

○10番（増井文雄議員）

ありがとうございます。とにかく1期目の4年間は新型コロナウイルスに振り回され、また思うような施策は実行できなかったと捉えます。

健康増進や子育て支援などの環境づくりは、大いに評価されるものと思います。防災関係の地域を守る、町民を守ることは、今年の4月から防災屋外スピーカー運用開始も始まり、頻発する自然災害への対策・安心安全なまちづくりの一手として、大変心強いものでもあります。

若狭町行財政改革プランにつきましては、引き続きよろしく願いいたします。また、ふるさと納税につきましても、取組強化でさらなる増額を大変期待しております。

次の質問ですが、今回、町政2期目に当たり公約に7つの政策を重点に掲げておりますが、その点について伺います。一括で質問いたしますので、一括でお答えいただければ結構です。

1点目ですが、「災害に強い道路整備と治水対策の促進」とあります。

各地で頻発する自然災害への強化として、道路インフラや河川整備など災害対策の推進が急務となっておりますが、県や国に対しても連携強化が重要です。しかし、進まない現状もあります。この現状に対し、町は強い姿勢で対外的にどう取り組むのかを伺います。

2点目ですが、「健康ポイントの拡充と地域医療介護の連携強化」とあります。

冒頭申し上げましたように、当町も人口減少と高齢化が進み、高齢化率も37%近くになっております。独り暮らし世帯も、高齢者世帯も毎年増えております。また、それを支える人たちも高齢化となっております。健康ポイント「HAPIPO（ハピポ）」につきましては、とてもいい取組ではございますが、先に申し上げましたように、高齢者など生活弱者に対し、また全ての町民及び地域に対し、どのように連携強化していくのかを伺います。

3点目ですが、「給食無償化と子育て教育環境の充実」とあります。

若狭町では、令和5年が69人、令和6年が63人しか生まれておりません。2人目、3人目を産み育てる世代（子育て世代）を見ても、今は急激な物価高騰により子育て環境には大きな負担がのしかかってきております。教育・子育て環境の充実は最重要課題とのことですが、少子化の中、教育環境・保育環境の充実が重要であるという点で、具体的な施策についてを伺います。

4点目ですが、「農林水産業の振興と基盤整備の促進」についてであります。

若狭町の農業者の高齢化による後継者不足などで、耕作放棄地が増大しております。また、異常気象などの天候不順による農作物の安定生産が難しくなる中での特産梅の振興、農地の保全、また今後の水産振興等の取組、第一産業の後継者育成など、具体策についてを伺います。

5点目ですが、「歴史文化と学術研究を核とした観光都市の実現」とあります。

町では今年6月、ちょうど昨日から11年ぶりに年縞の掘削調査が開始されております。そのような中、歴史を生かした観光のまち、定住促進に向けた取組施策を挙げております。今回、機構改革し、新たに観光まちづくり課を新設されました。この課には大いに期待するところであります。この観光まちづくり課の役割についてお伺いします。

6点目ですが、「SDGsと地域の特色を生かしたまちづくりの推進」です。

町長は、就任直後からSDGsの理念である「誰一人取り残さない」を基に、みんなで取り組み、安全・安心で誰もが笑顔で暮らし、将来にわたって持続可能なまちづくりを推進していただいたようですが、この4年間の反省を踏まえ、新たな取組方策はどのようなものかを伺います。

7点目ですが、「デジタル活用と行財政改革の推進」。

DX推進に伴う町の様々な取組については、大いに評価をいたします。町ではいろいろなことが便利になりました。本当にありがとうございます。しかしながら、我が町は高齢化率37%近くであり、高齢者世帯が増える中で高齢者等生活弱者への対応と対策が重要と考えますが、この点についてどうお考えですか。また、公共施設等総合管理計画の見直しの中で、計画的な管理、施設更新、統廃合、民間譲渡などのお考えを伺います。

○議長（熊谷勘信議長）

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗町長）

それでは次に、増井議員からの2期目の公約につきまして、御質問にお答えをさせていただきます。

まず、「災害に強い道路整備と治水対策の促進」でございますが、舞鶴若狭自動車道の4車線化をはじめ災害対応のための国道や県道の整備がございます。現在、県において、国道303号につきましては調査設計を進めていただき、国道162号及び県道常神三方線や上中田鳥線につきましては、事業完了に向けて整備を進めていただいているところでございます。

また、三方五湖の治水対策といたしましても、県において、現在、調査設計を進めて

いただいております。これらの事業を強く推進するため、国や県に対して、近年激甚化している災害に備えた道路ネットワーク及び治水インフラの重要性を強く訴えております。同時に流域治水の観点から、流域関係者である町として、町管理河川のしゅんせつや田んぼダムの促進及び避難体制の強化といった施策に取り組むことで、町民の皆様が安心して暮らせる地域の実現を目指してまいりたいと考えております。

また、広域的なインフラ整備につきましては、全国大会などに積極的に出席をさせていただき、国の幹部とも面識を深めさせていただいております。あわせて、他市町との連携をもって関係機関に粘り強く要請をしてまいりたいと考えております。

次に、2つ目の「健康ポイントの拡充と地域医療介護の連携強化」でございますが、2040年にかけて、介護と医療の複合ニーズを抱える80歳以上の人口は一貫して増加し、また認知症高齢者や独居高齢者等の増加も見込まれております。

一方で、現役世代の生産年齢人口の減少も見込まれ、どのように高齢者の皆さんを支えていくかが課題となっております。若狭町においても、地域で支え合う取組の推進は重要であり、特に認知症への理解やフレイル予防の取組を推進するため、認知症サポーターやフレイルサポーターの皆さんの養成を進めているところでございます。町民の皆様が自分事として認知症の理解やフレイル予防に取り組めるように、講演会やフレイルチェックなどを実施しているところでございます。

これらのサポーター活動を、住民の活動へのデジタルポイント付与等と併せて、活動の推進にさらに寄与してまいりたいと考えております。あわせて認知症やフレイルの理解、効果的な取組とするためには、医療や介護の専門家の皆様からの指導や助言が必要であるため、その連携も進めてまいりたいと考えております。

次に、3つ目の「給食無償化と子育て教育環境の充実」でございます。

若狭町の出生数は令和に入ってから100人を下回っており、先ほど詳しく御説明いただきましたが、令和6年においては62人と、合併時の平成17年と比較して半数以下となっております。また、日本全体の令和6年の出生数につきましても過去最少であり、初めて70万人を割り込み、少子化の問題は深刻さを深め、全国的な課題ともなっております。

少子化の背景には、若者の経済的不安や出会いの機会の減少、子育ての負担感や育児、教育にかかる費用負担など、結婚や妊娠、出産、子育てを阻害する様々な要因が絡み合っております。そうした中、「こどもまんなか社会」の実現のため、国や県では出産・子育て応援給付金の創設、児童手当や在宅育児応援手当の拡充、3歳以上児及び3歳未満児の第2子以降の保育料の無償化などが図られております。

当町といたしましても、子育ての基本となるような経済的支援については、自治体間で地域格差が生じることがないように、県や国に対しても一律の施策を展開し、引き続き要望を続けていくとともに、令和6年度より子育て支援課内に「こども家庭センター」を設置させていただき、健診や訪問、本町の特色を生かした民宿で行う産後ケアなどで妊産婦等に寄り添い、悩みに耳を傾けるとともに、育児を支援することによって子育ての不安感や負担感の軽減を図っております。

また、みんなが笑顔で過ごせる「幸せ」いっぱいの遊び空間をコンセプトとして、10月にオープンを目指しておりますパレア若狭内に、「子どもの遊び場」の整備をさせていただいております。オープン後は遊び場内の子育て支援センターの土・日・祝日の相談体制も構築し、「子どもの遊び場」を中心とした図書館やキッチンスタジオなどが併設されているパレア若狭を子育て支援の拠点として運営することによって、子育て世帯の皆様の相談や支援体制のさらなる充実を図ってまいりたいと考えております。

また、保育所につきましても、少子化に伴い子供の社会性等を育む適正なクラス、その規模や保育士不足、また施設の老朽化といったことが課題となっております。単なる合理化による統廃合ではなく、保育環境の充実という視点で、子供たちにとって明るいビジョンを示した計画を策定していきたいと考えております。

また、若狭町の学校教育は、児童生徒一人一人の個性と能力を伸ばし、ふるさとに誇りと愛着心を持った心豊かな人間の育成に努め、グローバルに活躍でき、未来を拓く生きる力を育てる教育の推進を行っております。

まず、教育環境の重要な施策の1つ目として、「わかさSDGs探究学習」の充実。子供たちが地域課題について学び、考え、実践する機会をつくり出す探究学習によって、ふるさと若狭町に対する誇りや愛着心を醸成するとともに、多様な人との対話を通して、新たな価値を創造していく協働的な学びを推進してまいります。

また、先端技術や世界の文化等に直接触れることができる大阪・関西万博への体験事業を支援し、国際的・科学的な学習機会を創出し、将来に夢と希望を持って興味や得意分野を伸ばす、さらにチャレンジ精神の養成などを促してまいります。

2つ目の施策といたしましては、「教育ICT環境」の充実であります。

特別な支援を必要とする子供も含めて、多様な子供たちを誰一人取り残すことなく、GIGAスクール構想に基づく1人1台のタブレット端末を更新し、より効果的・効率的に事業を行い、主体的で対話的な深い学びの実現に向けた教育を推進してまいります。

3つ目の政策としては、「小中学校の給食費の無償化」であります。昨今の急激な物価高騰により、子育て世代にさらなる経済的負担が強いられている状況を踏まえ、この

2学期から学校給食の無償化を実施させていただきます。もちろん、給食の質は落としません。

今後も子育て世代、また子供たちにきめ細やかに寄り添い、子育ての安心感を少しでも持っていただけるように、さらに保育環境・教育環境の充実を図ってまいります。

次に、「農林水産業の振興と基盤整備の促進」でございますが、町の特産であります梅の振興や、主要農産物であります米生産に関する具体策といたしましては、農業資材の高騰に伴う生産者の経営圧迫を低減するため、梅農家や米農家に対して肥料や農薬の購入費の助成を行い、農家の皆様の経営所得の安定をこれまで図ってまいりました。今後も市場や国県の動向を見ながら、支援策を適宜講じてまいりたいと考えております。特に町の特産品であります、梅の生産者の経営安定と産地を守るための課題となっております広域共同選果施設の更新に向けても、事業者を支援しながら関係機関と連携を図り、合意形成を図りながら進めてまいりたいと考えております。

また、農地の保全につきましては、地域の担い手の皆様との協議や連携を深めながら、農地の付加価値と生産性を高め、所有者の皆様の理解を得られる計画の策定や支援を行ってまいります。

現在、地元組織や土地改良区が主体となって進めていただいております農地の基盤整備事業も、国や県の協力を得ながら、遅滞なく進められるよう継続して支援を行ってまいります。あわせて、昨年策定された地域計画をブラッシュアップしながら、農地の所有者と耕作者が安心して保全管理していただける環境を整備し、基盤整備事業につきましても推進してまいります。

また、農林水産業の大きな課題であります後継者の育成に関しましては、県や各農林水産カレッジなどの関係機関と連携することによって、新たな人材の確保による農林水産業の振興を図るとともに、嶺南地域を拠点として設置されている計画の第2園芸カレッジやかみなか農楽舎と連携を図りながら、新規就農の機会を増やし、就農希望者が地域にスムーズに就農できる環境を整えながら、次代を担う後継者を育成してまいります。

次に、「歴史文化と学術研究を核とした観光都市の実現」でございます。

2期目の事業をスピード感と実効性を持って取り組むため機構改革を行い、豊かな自然や年縞等の歴史文化などを生かした人の往来が活発になる「観光のまち」と、安心して住むことができる「定住促進」の両面を目指し、「観光まちづくり課」を新設いたしました。

観光まちづくり課では、これまでの取組を評価・整理しながら、若狭町が誇る地域資源をさらに磨き上げる中で、ブランド力の高い企業誘致や学術研究の環境整備に取り組

むことによって、観光を通じて新たな産業と雇用を創出し、定住を促進するとともに公民連携やデジタルの活用を先導するなど、地域全体の価値向上と持続可能なまちづくりを進めるため、中核的役割を持たせてまいります。

次に、「SDG s と地域の特色を生かしたまちづくりの推進」でございます。

私の町長就任後策定いたしました「第2次若狭町総合計画中期基本計画」にSDG s の理念を取り入れ、その推進のためには関係者の皆様の主体的な行動が重要であることから理念を共有し、情報発信及び普及啓発を行いながら、目標達成に向けた取組を推進してまいりました。これらをしっかりと継続し、主な取組といたしましては、持続可能な集落の構築を目指し、集落の課題解決に取り組む自治会への支援や小中学校におけるSDG s 探究学習、健康増進活動のデジタルポイントなど、幅広い分野でSDG s に関わる事業を実施し、住民や地域、企業、各種団体など様々な活動に浸透しているものと考えております。

その一方で、若狭町の課題である人口減少や高齢化、若者の地域離れなどについては、各種施策の実施をもってなかなか解決に至っていない現状がございます。人口減少を抑制するためには、さらには人口減少社会に対応するためには、環境・経済・社会の三つの要素の視点からそれぞれの施策事業を連携させ、複合的に取り組むことによってそれぞれの成果を循環させ、さらに多くの成果を生み出す好循環の流れをつくり出していく必要があると考えております。

また、それぞれ地域においても、この3つの要素を基軸に、地域資源の再発見と活用を促進するなど、地域の特色を生かしたまちづくりをさらに推進することによって、町全体が持続的に発展するように努めてまいります。

最後に、「デジタル活用と行財政改革の推進」でございます。

若狭町では、これまでマイナンバーカードの活用促進、子育て支援アプリの導入、H A P I P O（ハピポ）の運用、除雪作業状況の可視化、公式L I N E アカウントの開設など、住民の皆様の利便性向上を図るため、デジタル化を推進してまいりました。

一方で、議員御指摘の高齢者の皆様、社会的弱者の皆様の対応が課題となっております。これまでも、スマートフォン等の操作やアプリの使い方など、日頃の困り事を解決するなんでも相談会や、スマホを持っているが使い方が分からない方に対して、基本操作から応用までをお教えする基本講習会などを実施しております。

今後につきましても、高齢者の方々に配慮をしつつ、これまでの紙媒体等の方法を併用し、相談会や講習会を開催することによってデジタルリテラシーの向上を図るとともに、スマートフォンやタブレットを利用されていない方でも、「デジタルに興味がない

い」、「必要性を感じない」という思いに対して、デジタルデバイスの利便性を知っていただき、関心を持っていただけるような取組を検討してまいりたいと考えております。

また、公共施設につきましては、本年度、「公共施設等総合管理計画の個別計画」の見直しの時期となっていることから、各施設の状況をしっかりと調査し、今後の施設の必要性も含めた方向性を早急に検討してまいりたいと考えております。

以上、私の7つの重点施策につきましては、町民の皆様一人一人の暮らし、命、健康を守ることを第一としております。そのための政策や事業をしっかりと展開し、「将来も住み続けられ、心ゆたかで「幸せ」な暮らしの実現」に向けて、持続可能なまちづくりを先頭に立って推進をしてまいります。

○議長（熊谷勘信議長）

増井文雄議員。

○10番（増井文雄議員）

7つの施策については、大変心強い回答をありがとうございます。

先ほど町長の御回答にもありましたように、町民一人一人の暮らし、命、健康を守るというようなことでございますので、先ほどありましたように各課連携して、また職員連携して取り組んでいただきたいと思います。何度も申し上げますように、職員一人一人のレベルアップができれば、すばらしいまちづくりになると思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次の質問に入らせていただきます。

新聞社のインタビューの中で、「観光を地域経済の核に」と掲げられております。若狭町には三方五湖、またレインボーライン、縄文博物館、年縞博物館、熊川宿など、世界に大変誇れるものがあります。その資源をどのように生かし、観光を地域経済の核にするのか、またそのためどのようなアクションを起こしていくのかを伺います。

○議長（熊谷勘信議長）

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗町長）

それでは、お答えをいたします。

若狭町の主要な産業の一つである観光の振興を図るためには、福井梅や新鮮な魚介類などの農林水産業や、さらに年縞、熊川宿、各地域の歴史文化など、様々な産業や文化の連携と磨き上げを行うことが必要です。その過程において、それぞれの資源の価値が高まり、保存継承が図られるなど、観光はまちづくりを進める上でも重要な要素となっております。

また、観光を推進し観光客が増加すると、民宿や飲食店などでの消費が拡大するとともに、新たな産業や投資も生まれ、地域の経済が活性化すること、さらには雇用の場の創出につながると考えております。こうして町に活気が出てくると、U・Iターン等が増加するなど定住促進としても効果が期待されます。

このように、観光は歴史文化の保存や創出、産業の活性化、定住促進など、町の各施策を進める中で関係が深くなっておりますので、大きなポイントとしても「観光を通じたまちづくり」を展開することによって地域経済を活性化し、町の持続的な発展につながるものと考えております。

そこで、若狭町に訪れていただいております年間200万人を超える観光客数をさらに増加させるとともに、訪れた皆さんの町内消費を拡大し、地域経済に持続的な利益をもたらす「稼ぐ観光地づくり」に取り組んでまいります。

その具体的なアクションにつきましては、自然や歴史文化、食などの観光資源を若狭町の魅力として、DXも活用しながら現状を分析・把握、若狭町にしかないものとして付加価値を高めるとともに、富裕層やインバウンドにつきましても、ブランド力の高いホテルを誘致することによって集客をいたします。民宿の改修支援や後継者育成、高単価の観光商品の開発、飲食店や小売店などの企業支援など、地域にお金を落としていただける場所や商品の拡大、質の向上も図ってまいります。

これらを進める手段としては、地元企業の育成に加えて外部の投資を呼び込み、地域経済がさらに活性化する仕組みを構築するとともに、そのステークホルダーがそれぞれの力を発揮できる環境を支援していくことが重要です。観光を通じたまちづくりを推進するに当たり、その第一歩として、本年度策定いたします「第4次観光ビジョン」にこれらの取組を位置づけ、着実に実行してまいりたいと考えております。

○議長（熊谷勘信議長）

増井文雄議員。

○10番（増井文雄議員）

ありがとうございます。ただいまのお答えにもありましたが、行政や関係機関、観光事業者が一つになり、景観・文化・歴史の資源を最大限に生かしながら、本気になって力強い取組をお願いいたします。「観光のまち・若狭町」が広域と連携し、嶺南、福井県も牽引し、さらなるステップアップすることを願っております。

次の質問に入ります。

公民館は、地域住民の学習や交流促進、人づくり・地域づくりの場でもあります。その地域住民にとって、一番身近な公民館の整備をしっかりと計画的に進め、公民館単位の

行政機能強化・仕組みを整備したいとのことですが、町はどのような方策を考えているのかお伺いいたします。

○議長（熊谷勘信議長）

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗町長）

それでは、お答え申し上げます。

公民館につきましては、従来より地域住民に生涯学習の場、地域交流の場、文化活動の場を提供する施設として機能し、地域住民の皆様の暮らしに密接した多面的な役割を担ってきました。若狭町におきましても、各地区の公民館で地域住民のニーズに寄り添いながら、様々な講座や講習を開催し、住民の皆様に御利用いただいております。

しかしながら、三方地域の公民館は整備が進みましたが、上中地域の公民館につきましては築40年以上が経過しており、改修や改築が必要な時期となっていることから、町の財政状況も見極めながら、建て替えも含めた整備が必要であると考えております。

次に、公民館の機能強化につきましては、少子高齢化やライフスタイルの多様化といった社会情勢の変化の中で、公民館に求められる役割も変化しております。従来の文化・教養講座に加えて、子育て世代向けの講座、高齢者の皆さんの健康づくりやデジタル活用を支援する講座、さらには全ての公民館にWi-Fi設備が整備されていることから、DXを活用した若者が関心を持つような趣味や教養講座など、ターゲットを明確にした魅力ある事業を地域や企業の皆様、団体とも連携しながら展開をしていく必要があると考えております。

さらに、気象変動の影響によって自然災害が多発化・激甚化している中、災害対策の一つとして、避難所としての機能も強く求められています。防災関係の機関とも連携を図りながら、災害時における拠点施設としての機能強化も図らなければいけません。

今後、住民の皆様にとって公民館がより身近で安全・安心に利用していただける、さらには地域活性化の拠点となるよう、地域の皆様の御意見を丁寧にお聞きしながら、公民館のさらなる充実を図ってまいりたいと考えております。

○議長（熊谷勘信議長）

増井文雄議員。

○10番（増井文雄議員）

町内の公民館は、地区の住民にとってたくさんの交流や学び、そして憩いの場でもあります。また、長い歴史の中で、数多くの地区の活動を支えてきております。公民館の整備や機能強化については、町としても住民の意見を尊重しながら、地区のさらなる発

展に寄与する施設、地区の軸となる公民館として整備する一方、できれば町民の住民サービスにも付与できる施設づくりを目指していただきたいと思います。

それでは、最後の質問に入らせていただきます。

令和7年5月に機構改革を伴う、今までにないほどの大幅な異動を実施されました。今回の異動を行った町長の思いを伺います。

○議長（熊谷勘信議長）

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗町長）

このたび5月19日付で機構改革に伴う人事異動を実施させていただいております。機構改革におきましては、総合政策課と観光商工課を廃止し、観光まちづくり課を新たに新設させていただいて、15の部署に組織体制を改めました。新たな観光まちづくり課では、町が抱える政策課題や観光振興、雇用創出などを横断的に取り組み、連携が図られるよう1つの課として体制を整えたところでございます。

また、今後の農業基盤整備における耕作放棄地の抑止や、福井梅をはじめとする特産品の生産力の強化など、地域全体の農林水産業の振興を進める部署として産業振興課から農林水産課に改称し、その役割をより鮮明に示すことといたしました。

各課内におきましても、職員のさらなる連携強化を図るため、業務仕分の垣根となる防災対策室や特産振興室などの室を一部除いて廃止することによって、課の中全体での業務分担の再配分を適宜柔軟に行い、円滑な業務運営を目指すこととしております。

こうした機構改革に対応させるため、今回の人事異動では、課長級13名をはじめ総勢78名の異動となりました。大幅な異動ではございますが、職員のスキルや経験・適性を見極め、組織バランスを考慮した適材適所の配置であると考えております。組織を刷新し、効率的でスピード感を持った業務の遂行と丁寧な行政運営に取り組むとともに、異動することによって職員の育成やさらなるキャリアアップ、スキル向上にもつなげていかなければいけないと考えております。

第2次若狭町総合計画中期基本計画の目標である、「将来も住み続けられ、心ゆたかで「幸せ」な暮らしの実現」を念頭に、職員と一丸となって新たな体制で町民の皆様の生活をしっかりと守る、さらには元気で活力あるまちづくりに取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（熊谷勘信議長）

増井文雄議員。

○10番（増井文雄議員）

ありがとうございます。回答の中で各課・職員のさらなる連携強化を図ることや、業務分担の再配分などにより円滑な業務運営を目指すとのことです。また、効率的でスピード感を持った業務、丁寧な行政運営に取り組むともあります。

今まで、町民からいろいろ聞いております。庁舎に行っても挨拶がない、対応が遅い、親切な対応がないなどと言われないように、町民目線の対応をぜひお願いいたします。そして、町民の皆様が安全で安心な町であり、皆が幸せと思える町になるよう、町民ファーストのまちづくりをお願いいたします。

毎年実施されております地区要望や集落ヒアリングも重要ですが、日々町民の方々に声をかけ、寄り添いながら様々な意見や要望を聞いていただき、その声を行政に、またまちづくりに生かしていただきたいと思います。

最後に、渡辺町長は、「何度も立ち止まることなく、スピード感と実行力を持って力強く前に進めという町民の声を受け止める、若狭町をしっかりと前に進めていく」ということですので、この言葉を職員とともに一致団結して取り組んでいただきたいと思います。

以上で私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（熊谷勘信議長）

14番、北原武道議員。

北原武道議員の質問時間は、4時47分までとします。

なお、北原議員より資料の提示の申出がありましたので、これを許可します。

○14番（北原武道議員）

今般の補正予算案で、クリアランス集中処理施設に対する出資1,900万円が計上されております。本町自身が放射性物質を扱う会社の株主になるわけでございます。放射能に関して、直接、社会的責任を負うことになります。原発との関わり方では、初めてのことでございます。その自覚を持って、他人事でない答弁をいただきたいと思います。

まず、「クリアランス物」というのは何か、「クリアランス制度」というのはどういう制度なのか、説明願います。

○議長（熊谷勘信議長）

池田観光まちづくり課長。

○観光まちづくり課長（池田和哉課長）

それでは、御質問にお答えします。

原子力発電所の運転や解体などの過程では、様々な廃棄物が発生します。これらの廃

棄物は、放射能レベルに応じて分類され、その中でも放射能レベルが極めて低く、人の健康に対する影響を無視できるレベル、いわゆる「クリアランスレベル」のもので、国（原子力規制委員会）の確認を受けたものを「クリアランス物」と称しております。

このクリアランス物については、放射性廃棄物として扱う必要がなく、一般の産業廃棄物と同じように、再利用または処分できるといった「クリアランス制度」が設けられております。

○議長（熊谷勘信議長）

北原武道議員。

○14番（北原武道議員）

クリアランス物とは、原発からの廃棄物の一種である、放射能は極めて弱く人体に害がないんだと、このような説明でございました。

原発からの廃棄物、これをちょっと詳しく見てみたいと思います。まず、「高レベル放射性廃棄物」というものがございます。これは、使用済核燃料です。使用済核燃料は、再処理して、もう一回燃料にする。したがって、ごみではない、資源だと、これが国の考え方であります。

しかし、我が国の再処理技術はいまだに完成しておりません。仮に再処理できるようになったとしても、プルトニウム燃料を取り出した残り大部分は、高レベル放射性廃棄物であります。高レベル放射性廃棄物は地下300メートルに埋める、最終処分でございます。しかし、最終処分場をどこにするか、これは全く見通しが無いというのが現実でございます。

廃棄物のもう一つが「解体廃棄物」でございます。これは、原発を廃炉・解体したときの原発の構造物であります。原発の構造物は、多かれ少なかれ中性子を浴びて放射化しております。

これは、資源エネルギー庁が示している解体廃棄物の説明でございます。ちょっと小さいですが、タブレットのほうに出てるかと思いますが、説明したいと思います。

これが原子炉、解体と書いてありますね。この四角の升目がございますが、これが解体廃棄物全体としますと、そのうちの93%、灰色の部分ですね、これはもう全く放射性物質はありませんよと、放射能を帯びてませんよと、そういうわけです。

ちょっと赤くオレンジ色になった2つの升目がございます。2%ですね。全体の2%が、先ほどの高レベル放射性廃棄物、燃料ですね、それに対比して、今度は低レベル放射性廃棄物というように言われます。この低レベル廃止放射性廃棄物は、3ランクに分かれております。一番放射能の強いのがL1です。これはそのうちの2%だと。全体の

2%のうちのまた2%です。このL1というのは、地下70メートルよりも深く埋めます。これは原発の構内に埋めます。

次に、放射能レベルが低いのがL2です。これはピット処分といいまして、原発構内にピットをつくって埋めると。大部分ですが82%、これはL3といいます。これは構内にトレンチをつくって埋めると、トレンチ処分すると。いずれも原発構内の地下に埋めるというわけです。この2%と、先ほどの全く放射能含んでないと、放射能がないという、全くというかほとんどないという、間のものが5%ぐらいあるわけですが、これがクリアランス対象物といいます。これはクリアランス物といいます。全体の5%ぐらいあるというわけです。

このクリアランス対象物というのは、先ほど説明がありましたけれども、放射能レベルが低いので、この灰色の部分、放射能がほとんどないとみなして、原発構外に出して再利用するとか、あるいは廃棄物として処分しようじゃないかというのがクリアランス制度でございます。

地下に埋めるやつとこのクリアランスの境目です。どういうレベル、どこで境目があるかということ、年0.01ミリシーベルトです。それを境目にして、放射能が高い方がこのL1・L2・L3の低レベル放射性廃棄物、低いのがクリアランス、あるいは放射能を帯びてない廃棄物です。この年間0.01ミリシーベルトですが、これよりも高いか低いかというのを判断するといいますか、測定して仕分けする、これを「クリアランス検認」と申します。測定して検認をして、埋めるものか廃棄物になるものかを決めると。ここにクリアランス手続ということが書いてありますが、検認をして仕分けると。現在は原発構内で原発の事業者がやっているわけです。そういうことをやっております。

これがクリアランス制度というわけですが、今問題になっている本町も参画しますクリアランス集中処理事業、これはどのような事業なのか御説明願います。

○議長（熊谷勘信議長）

池田観光まちづくり課長。

○観光まちづくり課長（池田和哉課長）

それでは、御質問にお答えします。

クリアランス集中処理事業は、複数の原子力発電所から発生するクリアランス推定物を収集し、裁断・除染・溶融・放射線測定等の処理事業を一拠点で集中化し、クリアランス処理を効率化して行う事業でございます。

福井県では、令和元年度に策定した「嶺南Eコースト計画」の事業の一つに位置づけられており、現在、事業を実施する事業者設立に向け、福井県を中心に準備が進められ

ております。

○議長（熊谷勘信議長）

北原武道議員。

○14番（北原武道議員）

今、説明いただきましたが、2番目の資料、これはインターネットで見られますが、県がつくっている原子力リサイクルビジネスの事業モデルということで発表しております。

この左のほうにクリアランス推定物を集中処理すると書いてありますが、原発からクリアランス推定物というのを持ってきて、赤い枠の中で集中処理をします。集中処理というのは何かというと、分別、除染、切断、そして溶融処理と、大きな釜の中に入れて溶かしてしまうということです。釜の容量は、10トンの金属を一度に溶かすことになっています。

それが冷えて固まったら、これは「インゴット」と言いますが、どろどろしたのを型に入れて固めるわけですが、その型に入れて冷やして固まったものがインゴットです。そのインゴットを放射能測定する、これが先ほどのクリアランス検定ということになるわけですが、そこで測ってリサイクル製品にするかどうかと。

ここにクリアランス対象外というのが、「電力事業者に返還」と書いてありますが、これは、もしかするとここの部分は古い、今の計画では多分こうなっていないと思いますね。返還とはなってないです。この赤い枠ところを行うのが、集中処理事業であるという説明であったわけです。こういう会社をつくるんだと、それに今度、若狭町が1,900万円を出資するという話になっているわけでございます。

この原発構内から解体工事して持ってくる「クリアランス推定物」、これはクリアランス物ではないわけで、クリアランス推定物というのは一体これはどういうものでございましょうか。

○議長（熊谷勘信議長）

池田観光まちづくり課長。

○観光まちづくり課長（池田和哉課長）

それでは、御質問にお答えします。

本事業の処理対象となる「クリアランス推定物」についてでございますが、除染・溶融等の前処理を施すことにより、クリアランス物として処理できると想定される放射性廃棄物で、材質は主に鉄、ステンレス等の金属材質と聞いております。

○議長（熊谷勘信議長）

北原武道議員。

○14番（北原武道議員）

今、除染・溶融等の前処理を施すことによって、クリアランス物として処理できると想定されるのが放射性廃棄物だと。要するに会社に持ってきて、溶かして固めてインゴットをつくったと。そしたら、それがクリアランスレベル以下だったよと、クリアランス物になったよと、そういうものがクリアランス推定物だと。この会社に持ってきて、溶かしてやってみたら、クリアランス物になったと。持ってきたものが推定物なんだよと、説明はそういうわけですね。

だから、クリアランス推定物を持ってきて、この会社でそういう作業をするんだから、一体何を持ってくるんですかとこう聞いたつもりなんだけども、いや、会社に持ってくるものが推定物なんだと、そういう話でございました。ちょっと訳の分からん話ですが、これは大変正確な回答だと思います。まさにそのとおりだと思います。

要するに、先ほどは原発構内でクリアランス認定をして、それで埋めなければいけないものは構内に埋めるよと。クリアランスレベル以下のものは外に出してもいいよというわけですがけれども、この場合はクリアランス認定というのを、製品ができた後、インゴットになった後にする、それまでは全くどんなものか分からないというか、それが全部クリアランス推定物だと。

要するにクリアランス推定物を運んでくるわけですね。クリアランス物を運んでくるんじゃなくて推定物を運んでると、そういうことでまさに今お答えいただいた、会社に持ってきて前処理する前のものが推定物なんだよというのは、ある意味ではそのとおりだというお答えになろうかと思います。そういう事業が集中処理事業だということになるわけでございます。

こうなりますと、このインゴットの原料として、クリアランスレベルよりも放射能の低い、先ほどのL1・L2・L3、低レベル放射性廃棄物、これが混入していた場合に、最終的に一緒にして溶かして固めれば、それがクリアランス物に化けてしまうと、そういうことがあり得るわけです。これを「希釈」と申します。放射能の希釈です。薄めてしまうと、福島の水汚染水みたいな話ですが。

福井県は、意図的な希釈は行わないということで計画の説明をしております。しかし、意図のあるなしにかかわらず、希釈が起こることは排除できないと思います。福井県の計画では、このクリアランス推定物を処理施設に運んできたとき、その荷物の容器のまま、どんな入れ物か分かりませんが、詰め込んで送ってくるわけで、その容器のまま放射能測定を行うというふうにしておりました。さらに、荷物を開けたときに、その中に

入っているものをクリアランス推定物、取り出して放射能測定をするんだというふうにしておりました。

私、その放射能測定について質問通告したんです。次の2つの質問通告がありますが、これは放射能の高いやつが送ってこられると、それが搬入されるということを防ぐための大事な事かなと思って質問をしたんですけど、ちょっと勉強してみましたら、現在の計画案ではこういう測定はしないということになっておりました。そういうわけで、私の質問は合わないので、2つの質問は撤回いたします。

この送ってきた直後、あるいは荷物を開けた直後の放射能測定をしないことにしたというのはどういうわけか分かりませんが、よろしくないんじゃないかなと思います。

非常に小さくて申し訳ないんですが、もしタブレットに出てれば見えるでしょうか。福井県が出している、発電所から解体した後にクリアランス物ができるまでの工程を示しているんですが、今申ししたのは、受入れの段階で荷物の測定、それから荷物を開けて容器から取り出したときの放射能測定とかは、もう今は入っていません。これは取れてます。

それから、これは福井県の出している資料なんですが、国のインターネットで見ますと、同じものが出てるんですけどここがないんです、余談ですけど。具合の悪いのは原発に戻すよと。具合の悪いというのは放射能じゃないです、何か分かりませんが。要するに原発に戻すよというのがなくなってますね、国の説明の資料では。これは余談ですけどね。

溶かすときに「スラブ」というかすが出ます。そのかすをどうするかというのがありますが、ここでは一番最後の右のほう、「二次廃棄物保管」と書いてありますけど、先ほど言いましたように、こっちでは具合の悪いものは「電力事業者に返還」と書いてあるんです。返還するものは何か全然ないみたいですね、今の計画では。要するに施設から原発に返還するものは、何かちょっとないような感じになってます。恐らく1回原発から廃棄物として出したものは、今度は原発廃棄物業者じゃないんで、廃棄物をもろう、要するにごみを受け取るということとはできない。一遍外へ出してしまっって、こういういろいろな工程をやると、ここでできた、もちろん放射レベルの高いものも含めて廃棄物は、原発にもう一遍返すよということはどうもできないようです。これが処理施設の処理の工程です。

見ていただくと分かるように、今申しましたけれども、放射能測定というのは一切やらないです。出す前に原発でもやらないです。原発でもやらないし、受け取ったときもやらない。一番最後にクリアランス認定で、そこでやるよと、こういうようになってい

るわけです。そこで放射能測定をやると。クリアランスレベル、要するに1回全部混ぜこぜにして溶かしてしまっ、もう一回固まったもの、これについてクリアランス認定をするということになっているわけでございます。

このクリアランス推定物と称して、原発から集中処理施設に持ち込まれた解体廃棄物、施設に持ち込むものは全部推定物だという話で、したがって全部クリアランス物になってしまうと、1回溶かして固めてしまえば混ぜこぜになるわけですから。そしてクリアランス物になって世に出回ると、これがクリアランス集中処理事業の現実ではないかと思ひます。今のところす。まだこれは完成してゐるわけじゃないんで、今いろいろ計画をしてゐるわけなんで、現段階ではそんな処理施設なんじゃないかと、こういうことす。

問題点を2点、指摘したいと思ひます。

1点目す。この事業で、福井県は放射性廃棄物の希釈は行わないと言つておひます。ところが、先ほどの福井県の出している原子力リサイクルビジネスの事業モデルというところの右のほうの説明を見ますと、特徴ということで①、②。②のほうす。現状、廃棄物の汚染にはばらつきがあるためと。放射能はいろいろ高いのも低いのもあると。クリアランス認定作業が大変複雑だと。現在これは原発事業者が原発構内でやっているんですが、大変ばらつきがあると。したがって、一々測るのは非常に複雑ですと言つてゐるわけす。

次のところは、この処理施設では、クリアランス認定前の溶解処理により汚染の均質化、作業の効率化が可能なんだと書いてゐます。この一番最後にクリアランス認定をするんで、その前には溶かしてしまふと。一緒にして混ぜて溶かしてしまふからばらつきがあるけれども、この溶融処理によって汚染の均質化ができるんだと、これがメリットなんだと。均質化ができるのでクリアランス測定が簡単にできるよと、こういうことを言っているわけす。これは、まさに希釈があるということを物語っていると私は思ひます。希釈はしませんよと。意図的にしませんよと。意図的かそうじゃないかは別として、希釈が起こるということは間違ひないというか、これは県も認めてゐることだと。希釈はしないよと言つてゐるけども、起こるということは間違ひないだろうと思ひます。

本来、原発構内に埋めなければならない低レベル放射性廃棄物のL1・L2・L3、これがこの事業によってクリアランス物として世に出回ることになります。出回るときには、確かにクリアランス物ですけど、クリアランスレベルも低いんですが、しかしこういうことの法律的、あるいは社会的にどうなのかと。本来、埋めておかななくちゃいけないものがこうなると、こういうことが社会的にどう評価されるかということが問題になろうと思ひます。

2点目、今言ったように、このクリアランス推定物の中のL1・L2・L3というような原発構内に埋めなくちゃいけないもの、これが一時的ではあると思いますが、要するに原発から出すわけです。荷物にして出して運んでこの施設に持ってくると。溶かすまではその施設にあるわけです。本来、埋めておかなくちゃいけないものが、そうやって原発から出ていって、運んで溶かすまで施設にしばらくあると。こういうことが今の法律の中で本当にできるのか、違法じゃないのかと、あるいはできたとして一体どうなんだと。これではクリアランス制度なんてないと同じですよ。もともとこれ以下のものは出していいよと、以上のものは埋めなさいというのがクリアランス制度だと。だから、それが出ていっちゃうんでは、これはクリアランス制度がないと同じことなんで、これは問題になろうかと思います。

この場で町の行政に質問してもなかなか答えるのが難しいと思いますから質問することはしませんが、今後、本町は先ほど申しました集中処理会社の株主になるわけでございます。国任せ、県任せ、社長任せでなく、それなりの自覚が必要だと思います。これは日本で初めての事業であります。同時に自治体がこういう会社をつくるというのは、恐らく世界でもないことだろうと思います。世界にこういう会社はありますが、自治体がやるというのは初めてだと思います。世界ではないと思います。何しろ放射性物質を扱う会社でございます。社会的に問題となる事象も発生しないとは限りません。もしこの事業について不安や疑問な点を感じれば、町として国や県、あるいは会社に対して不安や疑問を発言していかねばなりません。

そして、この会社が健全に発展するように、要するに廃炉が進むとか、そういった仕事が地元でできて、仕事がいろいろ増える、廃炉技術も高まるということは悪いことではありませんから、きちんとそういうことが問題なくできるようにしていかななくちゃいけない、このように私は思っております。ぜひ、今言いましたように心配なところ、疑問に思うところは発言していただきたい。株主としてはそれが任務だろうと思います。持ち株数は少ないですけど、大いに発言していただきたいと思います。

ところで、クリアランス制度の社会的な定着を図るというために、クリアランス物の再利用に関する実証実験が行われております。本町には県内の廃炉原発で発生したクリアランス金属でつくったサイクルラック、サイクルスタンドと言うようですが、これが3台設置されているとのことでございます。この3台はどこに設置されているのかお伺いします。

また、このクリアランス制度の定着を図る実証実験ということならば、定着を図るというのは認知されるということですが、このサイクルラックがどの原発の廃材でつくら

れたものか、誰にでも分かるようにしておくべきであると思います。見解を伺います。

○議長（熊谷勘信議長）

二本松副町長。

○副町長（二本松正広副町長）

それでは、御質問にお答えいたします。

クリアランス制度の認知、また理解促進を図るために、2022年度、資源エネルギー庁事業におきまして、クリアランス金属で制作したサイクルスタンドが嶺南地域の観光施設などに設置されております。

本町におきましては、縄文ロマンパーク（年縞博物館・若狭三方縄文博物館）に1か所、福井県海浜自然センター、道の駅若狭熊川宿の計3か所に設置がされております。これらのサイクルスタンドは、日本原子力研究開発機構「ふげん」から発生いたしましたクリアランス金属を使用しております。その旨を記載したプレートが、それぞれ製品にも付されております。

クリアランス集中処理事業につきましては、地域の産業構造の構築、また資源の有効活用を図る上で重要な事業であると認識しております。また、今後新しく設置する事業者において、管理・処理などの詳細が検討され、原子力規制委員会において、その方法が適切かどうか、許認可手続の中で確認されるものと承知しております。

本町におきましても、冒頭に答弁いたしましたが、放射性レベルが極めて低い、そして人の健康に対する影響についても安全が確認できるものと考えております。本事業には協力してまいりたいと考えております。御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（熊谷勘信議長）

北原武道議員。

○14番（北原武道議員）

できたものは放射性レベルは低いんですが、その過程で推定物というのがなかなかくせ者でありますので、そういうことを指摘したわけですが、十分研究していただきたいと思います。

サイクルスタンドを今紹介いただきました。ネットを見ましたらこんなのが出てまして、タブレットに出てますでしょうか、美浜町のレイクセンターに設置されていると。確かにインターネットの中には熊川宿のも、海浜自然センターのも、年縞博物館も出てました。美浜町のが大きい写真がありましたので、これは美浜町のレイクセンターですが。今お話がありました、ふげんでつくったよというプレートはここにあるんですね。

三角の足がありますよね、その奥の足の右端の下です。ここにそれらしいものが見えるでしょうか。ここでございます。ここにちょっと影みたいなの、これがそうだということでございます。

これは、ほとんどの人はプレートに気がつかないと思います。通りがかりの人がすぐ気づくぐらい、堂々と目立つように、認知してもらいたいわけだから、堂々と目立つように、若狭町では独自にそのような看板でもつくってやったらどうかと提案いたします。

付け加えておきますけど、認知してもらうためにということですが、このスタンドは今問題にしている集中処理事業でつくったクリアランス物を使ってないわけですよね。これは今のものですから。これは、ふげんの構内で原発の事業者がちゃんと一つ一つクリアランス測定をして、そういう部品からつくったものと、これは現行のものですね。部品も元の財源も間違いなくクリアランス物だというわけです。だから同じではない。同じではないということを指摘しておきます。

次の質問に移ります。

先月5月13日、小浜市青井の県道谷田部トンネル内で、乗用車が自転車に追突するという事故がございました。私、そのときに通りがかったんですが、通行止めでトンネルの中には行けなかったんですが、道は通ったんですが通行止めになって、お巡りさんに駄目だと言われました。

私はこのニュースに接したとき、「塩坂越トンネルは暗い」と地元の方が言っていたことを思い出しました。確かに塩坂越トンネルは暗くて、私は車を運転していて非常にしづらい、見えないなというのがございました。町内で「暗い」という苦情のあるトンネルはあるでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（熊谷勘信議長）

飛永建設課長。

○建設課長（飛永浩志課長）

それでは、御質問にお答えいたします。

現在、町内にあります一般道のトンネルにつきましては、福井県管理の県道常神三方線に塩坂越トンネル、遊子トンネル、神子トンネル、常神トンネル、常神隧道の5か所のトンネルがございます。そして、国道162号に世久見トンネル、食見トンネルの2か所がございます。また、県道上中田烏線には、田烏トンネルと下吉田の七尾岳トンネルの2か所がございます。一方、若狭町が管理しております若狭梅街道に若狭トンネルが1か所ございまして、町内には合計10か所のトンネルがございます。

議員御質問の塩坂越トンネルにつきましては、県が管理をしております、数年前も

地域の方から「トンネルが暗い」との通報がありまして、照明器具の点検と修繕を実施していただき、トンネルの明るさは回復しております。

塩坂越トンネルの管理につきましては、県に確認しましたところ、今年度、塩坂越トンネルについて5年に一度の法定点検を実施すると予定をしております。今後LED化に向けて照明器具を改善していくと聞いております。また、若狭町が管理しております若狭トンネルにつきましては、平成27年度にトンネル照明器具をLED化に交換しており、明るさにつきましては問題ございません。

○議長（熊谷勘信議長）

北原武道議員。

○14番（北原武道議員）

塩坂越トンネルは、かつて「暗い」という通報があったということでございました。私が暗いということで聞いたのも、多分その頃じゃないかなと、今から思えば思います。明るさは今は回復してるんだというお話でしたので通ってみました。少し前よりは明るく感じましたけれども、やっぱり暗いですね。ほかのトンネルに比べると大変暗い感じがします。

特にトンネルは中で曲がっていますので、中央部に行くと非常に暗い。ついでに次のトンネルの遊子トンネル、これもかなり暗い感じはします。今のお話で、LED化が進んでいくというので改善されると思いますけど、早くよくなればいいなと思います。

なかなかトンネルの照明をレベルアップするというのは大変な工事のようで、言えば簡単に工事できるという話ではないようですけど、ただ球が切れているというのが結構あるようなので、いっぱい並んでいるところの1つぐらい切れてるならいいけど、今申しましたようなトンネルの中央部はそんなに球がありませんから、そういうところの球が切れたりすると結構暗いと思いますので、暗いという苦情があったときには、町はどんな対処をしているのですか、お尋ねいたします。

○議長（熊谷勘信議長）

飛永建設課長。

○建設課長（飛永浩志課長）

それでは、御質問にお答えいたします。

万が一、トンネル内が暗いといった通報がございましたら、道路管理者へ通報することとし、県管理のトンネルであれば所管する土木事務所に連絡し、対応を依頼します。町管理のトンネルであれば、まず照明器具の球切れやトンネルの自動調光装置の異常の有無を点検しまして、道路照明施設設置基準に基づきまして適正な明るさを維持します。

○議長（熊谷勘信議長）

北原武道議員。

○14番（北原武道議員）

最近は自転車で、先ほどのこれもそうですけど、「若狭湾サイクリングルート」でやっていますので、自転車で走る人も結構増えていると思います。交通事故が起こらないように、トンネル内が暗いということについては警戒することが、地元住民も役場も事故にならないように必要かと思います。要するに気をつけてなくてはいけないなと思うわけでございます。

次の質問に移ります。

最近、シニアカーに乗ってる人を見かけます。ごみ出しに行くとか、近くの畑に行くとか、このように荷物を持って、あまり遠くではない集落の範囲程度ですか、こういったエリアを行動するのに便利なようでございます。

また、自宅から集落の中心部の公民館みたいなところ、気軽に移動できれば巡回販売車、生協とかいろんな車で販売に来るのがありますが、大体そんなところに止まったりしますから、買物をしたり、あるいは路線バスとかほかの公共交通に乗り継ぎで出かけるとか、そういうように足腰の弱い人にとっては生活の自由度を大幅に広げることができると思います。

行政にとっては、マンパワーが不足している訪問介護が問題になってますけど、報酬が安くなって、訪問介護のポイントが下げられましたから。訪問介護の中のごみ出しとか買物とかを手伝う生活介護、こういった件数を減らすというメリットにつながるのではないかと思います。

新品のシニアカーは30万円とか40万円とかするようです。気軽には購入できない。このような中、住民のシニアカー購入やレンタルに補助をする自治体が増えてきています。本町でもシニアカーの購入に対して町の補助制度を創設する、このことを提案いたします。見解を伺います。

○議長（熊谷勘信議長）

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗町長）

それでは、北原議員の御質問にお答えいたします。

若狭町のシニアカーに対しての補助制度につきましては、現在、要介護認定を受けておられる方であれば、介護保険を利用してレンタルが可能となっております。レンタルを利用できるのは、基本的には介護度が要介護2から5の方となります。

それに加えて、要支援や要介護1の方も例外給付が適用されればレンタルが可能となります。例外給付とは、日常的に歩行が困難であったり、移動の支援が必要だと認められたりする方のことでございます。医師や担当のケアマネジャーに相談、確認が必要となります。

議員御指摘のとおり、移動の維持といいますか、移動の必要性というのは、健康であったり生きがいであったり、また生活であったり様々な側面で重要でございます。そういった意味では、先ほど申し上げた方以外への移動手段の支援が、どういったことができるか、免許の返納状況であったり、デマンドタクシーの利用状況を踏まえながら、あわせて他市町の状況も調査させていただいて、検討を重ねてまいりたいと考えております。

○議長（熊谷勘信議長）

北原武道議員。

○14番（北原武道議員）

介護度が高いとか、障がいがあるとか、何か歩けないという方は当然、今お話があった現在の制度がいろいろありますから、使っていただければいいと思いますけども、先ほど申しましたように、健康な方というか、これは福祉課のほうで話になったらしいんですが、歩ける人は歩いたほうがいいと、そのほうが介護予防になるんだと、こんなのに乗らないほうがいいという話があるようなことを聞きますけど、そうじゃなくて、先ほど言いました畑に行ったりで使うのにいいんじゃないかと、そういう人も使えるように、そういう人はレンタルとか何も支援がないわけですから。

それから、運転免許証を返した人に対して支援するということも自治体でやっているようではございますけども、もともと車の免許なんかはないという人もいるわけで、車は関係ない。車はあろうがなかろうが、要するに免許を返そうが返すまいが、あるいは介護がどうのこうのじゃなくて、これがあると私、便利でいいやという方については補助をしてあげたらどうかと。30から40万円のものに、例えば5万円の補助がつけばありがたいと思うので、そんなにお金がかかるものじゃないと思います。要らない人は別に補助をしてほしいというわけじゃないんだから、そんなにどんどん申込みがあるというわけでもないだろうし、ぜひ研究していただいて、そういう制度をつくっていただくとありがたいかなと思います。よろしくお願いします。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（熊谷勘信議長）

一般質問が終わりました。

お諮りします。議案審査のため、明日２５日から２９日までの５日間、休会にしたい
と思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊谷勘信議長）

異議なしと認めます。よって、明日２５日から２９日までの５日間を休会とすること
に決定しました。

以上をもって、本日の日程は全て終了しました。

本日は、これをもって散会いたします。

（午後 ４時４２分 散会）